

# 阿智村地域防災計画

## 風水害対策編

平成 30 年 2 月改定版

阿智村防災会議



## 第1編 風水害対策編

### 第1章 総則

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 第1節 | 計画作成の趣旨                      | 1  |
| 第2節 | 防災の基本方針                      | 2  |
| 第3節 | 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 | 5  |
| 第4節 | 防災面からみた阿智村の概要                | 12 |

### 第2章 災害予防計画

|      |               |                     |    |
|------|---------------|---------------------|----|
| 第1節  | 風水害に強いむらづくり   | (各課)                | 15 |
| 第2節  | 災害発生直前対策      | (各課)                | 19 |
| 第3節  | 情報の収集・連絡体制計画  | (各課)                | 21 |
| 第4節  | 活動体制計画        | (各課)                | 23 |
| 第5節  | 広域相互応援計画      | (各課)                | 26 |
| 第6節  | 救助・救急・医療計画    | (総務課・民生課)           | 30 |
| 第7節  | 消防・水防活動計画     | (総務課)               | 34 |
| 第8節  | 災害時要援護者計画     | (民生課・地域経営課・社会福祉協議会) | 39 |
| 第9節  | 緊急輸送計画        | (総務課・建設農林課)         | 47 |
| 第10節 | 障害物の処理計画      | (建設農林課)             | 50 |
| 第11節 | 避難収容活動計画      | (民生課・教育委員会・保育所)     | 51 |
| 第12節 | 孤立防止対策        | (総務課・建設農林課・民生課)     | 58 |
| 第13節 | 食料品等の備蓄・調達計画  | (総務課・民生課)           | 61 |
| 第14節 | 給水計画          | (生活環境課)             | 64 |
| 第15節 | 生活必需品の備蓄・調達計画 | (総務課・民生課)           | 66 |
| 第16節 | 危険物施設等災害予防計画  | (総務課・飯田広域消防本部)      | 68 |
| 第17節 | 電気施設災害予防計画    | (電力会社)              | 73 |
| 第18節 | 上水道施設災害予防計画   | (生活環境課)             | 75 |
| 第19節 | 下水道施設災害予防計画   | (生活環境課)             | 76 |
| 第20節 | 通信・放送施設災害予防計画 | (総務課)               | 79 |
| 第21節 | 災害広報計画        | (総務課)               | 83 |
| 第22節 | 土砂災害等の災害予防計画  | (総務課・建設農林課)         | 85 |
| 第23節 | 建築物災害予防計画     | (総務課・地域経営課・教育委員会)   | 89 |
| 第24節 | 道路及び橋梁災害予防計画  | (建設農林課)             | 91 |
| 第25節 | 河川施設災害予防計画    | (建設農林課)             | 93 |
| 第26節 | ため池災害予防計画     | (建設農林課)             | 95 |
| 第27節 | 農林産物災害予防計画    | (建設農林課)             | 96 |

|      |                   |               |     |
|------|-------------------|---------------|-----|
| 第28節 | 二次災害の予防計画         | (各課)          | 98  |
| 第29節 | 防災知識普及計画          | (各課)          | 102 |
| 第30節 | 防災訓練計画            | (総務課)         | 107 |
| 第31節 | 災害復旧・復興への備え       | (各課)          | 110 |
| 第32節 | 自主防災組織等の育成        | (総務課)         | 112 |
| 第33節 | 企業防災に関する計画        | (総務課・地域経営課)   | 115 |
| 第34節 | ボランティア活動の環境整備計画   | (民生課・社会福祉協議会) | 117 |
| 第35節 | 災害対策基金等積立及び運用計画   | (総務課)         | 119 |
| 第36節 | 風水害対策に関する調査研究及び観測 | (総務課)         | 120 |
| 第37節 | 観光地の災害予防計画        | (地域経営課)       | 121 |

### 第3章 災害応急対策計画

|      |                     |               |     |
|------|---------------------|---------------|-----|
| 第1節  | 災害直前活動              | (各班)          | 123 |
| 第2節  | 災害情報の収集・連絡活動        | (各班)          | 134 |
| 第3節  | 非常参集職員の活動           | (各班)          | 145 |
| 第4節  | 広域相互応援活動            | (総務班)         | 161 |
| 第5節  | ヘリコプターの運用計画         | (総務班)         | 167 |
| 第6節  | 自衛隊の災害派遣            | (総務部)         | 172 |
| 第7節  | 救助・救急・医療活動          | (総務班・消防班・衛生班) | 178 |
| 第8節  | 消防・水防活動             | (総務班・消防班・建設班) | 183 |
| 第9節  | 災害時要援護者に対する応急活動     | (救助班・避難誘導班)   | 189 |
| 第10節 | 緊急輸送活動              | (総務班・建設班・救助班) | 193 |
| 第11節 | 障害物の処理活動            | (建設班)         | 197 |
| 第12節 | 避難収容及び情報提供活動        | (各班)          | 200 |
| 第13節 | 孤立地域対策活動            | (各班)          | 214 |
| 第14節 | 食料品等の調達供給活動         | (救助班・農林班)     | 217 |
| 第15節 | 飲料水の調達供給活動          | (環境水道班)       | 220 |
| 第16節 | 生活必需品の調達供給活動        | (救助班)         | 222 |
| 第17節 | 保健衛生・感染症予防活動        | (衛生班)         | 224 |
| 第18節 | 行方不明者・遺体の捜索及び処置等の活動 | (消防班)         | 227 |
| 第19節 | 廃棄物の処理活動            | (環境水道班)       | 229 |
| 第20節 | 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 | (総務班・商工観光班)   | 231 |
| 第21節 | 危険物施設等応急活動          | (総務班・環境水道班)   | 233 |
| 第22節 | 電気施設応急活動            | (電力会社)        | 240 |
| 第23節 | 上水道施設応急活動           | (環境水道班)       | 242 |
| 第24節 | 下水道施設応急活動           | (環境水道班)       | 243 |
| 第25節 | 通信・放送施設応急活動         | (総務班)         | 245 |

|      |                   |           |     |
|------|-------------------|-----------|-----|
| 第26節 | 災害広報活動            | (総務班)     | 250 |
| 第27節 | 土砂災害等応急活動         | (総務班・建設班) | 252 |
| 第28節 | 建築物災害応急活動         | (各班)      | 254 |
| 第29節 | 道路及び橋梁応急活動        | (建設班)     | 256 |
| 第30節 | 河川施設応急活動          | (総務班・建設班) | 257 |
| 第31節 | 災害の拡大防止と二次災害の防止活動 | (各班)      | 259 |
| 第32節 | ため池災害応急活動         | (建設班)     | 265 |
| 第33節 | 農林産物災害応急活動        | (農林班)     | 266 |
| 第34節 | 文教活動              | (教育班)     | 269 |
| 第35節 | 飼養動物の保護対策         | (農林班)     | 273 |
| 第36節 | ボランティアの受入れ体制      | (救助班)     | 274 |
| 第37節 | 義援物資・義援金の受入れ体制    | (総務班・救助班) | 276 |
| 第38節 | 災害救助法の適用          | (総務班)     | 278 |
| 第39節 | 観光地の災害応急対策        | (商工観光班)   | 281 |

## 第4章 災害復旧計画

|     |               |         |     |
|-----|---------------|---------|-----|
| 第1節 | 復旧・復興の基本方針の決定 | (各班)    | 283 |
| 第2節 | 迅速な原状復旧の進め方   | (各班)    | 284 |
| 第3節 | 計画的な復興        | (各班)    | 286 |
| 第4節 | 資金計画          | (各班)    | 289 |
| 第5節 | 被災者等の生活再建等の支援 | (各班)    | 290 |
| 第6節 | 被災中小企業等の復興    | (商工観光班) | 295 |



# 第1章 総 則

## 第1節 計画作成の趣旨

### 1 計画の目的

この計画は、村民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、平成12年の東海豪雨災害や平成25年9月台風18号災害など過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、村、県、公共機関、事業者及び村民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき阿智村防災会議が作成する「阿智村地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

なお、この計画は「長野県地域防災計画」と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は「長野県地域防災計画」に準ずるものとする。

### 3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

## 第2節 防災の基本方針

1 防災対策を実施するにあたって、次の3事項を基本として、村、県、防災関係機関等及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害時の被害を最小化する、いわゆる「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。

### (1) 周到かつ十分な災害予防

ア 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行うものとする。また、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体として災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じるものとする。

イ 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせることが必要である。

ウ 住民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、住民の自助能力の向上を後押しする必要がある。また、住民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

エ 企業・組織の事業継続や供給網の管理、保険制度や相互支援の取組等を通じて、災害リスクにしたたかな市場の構築を推進する。

オ 災害予防段階における基本方針は以下のとおりである。

- (ア) 災害に強いむらづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、村土保全事業等による災害に強い村土とまちの形成、並びに住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保等
- (イ) 事故災害を予防するための、安全対策の充実
- (ウ) 村民の防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等
- (エ) 予知・予測研究、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- (オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、防災訓練の実施等

### (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。



- イ 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。
  - ウ 災害応急段階における基本方針は以下のとおりである。
    - (ア) 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動
    - (イ) 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、被害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
    - (ウ) 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動
    - (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送
    - (オ) 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動、被災者等への的確な情報伝達
    - (カ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給
    - (キ) 被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等
    - (ク) 防犯活動等による社会秩序の維持、物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施
    - (ケ) 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の応急復旧、二次災害の防止
    - (コ) 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施
    - (サ) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入れ
  - (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
    - ア 被災地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。
    - イ 災害復旧・復興段階における基本方針は以下のとおりである。
      - (ア) 被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
      - (イ) 被災施設の迅速な復旧、そのための広域応援
      - (ウ) 再度災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災むらづくり
      - (エ) 迅速かつ適切な災害廃棄物処理
      - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援
      - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援
    - ウ 村、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。
- 2 村、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の事項を基本とし、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 高齢者、障がい（児）者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「災害時要援護者」という。）を含めた多くの住民の地域防災活動へ参画
  - (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、村防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立
- 3 住民は、「自らの命は、自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。
- 4 どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

## 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 実施責任

#### 1 村

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### 2 県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 5 自主防災組織

自治会を単位とする自主防災組織は、所属する区の自主防災組合と連携をとる。各区の自主防災組合は村の災害対策本部と綿密な連携をとり、村災害対策本部の防災業務に協力するものとする。

### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 村

- (1) 村防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施に関すること。
- (3) 水防、その他応急措置に関すること。
- (4) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 避難準備情報・避難勧告・避難指示に関すること。
- (6) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (7) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。

- (8) 救助物資及び災害対策用資機材の備蓄及び調達に関すること。
- (9) 村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。
- (10) その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。

## 2 県

- (1) 長野県防災会議に関すること。
- (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。
- (3) 水防その他応急措置に関すること。
- (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。
- (7) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- (9) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。

## 3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
  - ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。
  - イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。
  - ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。
  - エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
- (2) 関東財務局(長野財務事務所)
  - ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。
  - イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
- (3) 関東信越厚生局
  - ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。
  - イ 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 関東農政局(長野地域センター)
  - ア 災害予防対策
    - (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。
    - (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。
  - イ 応急対策
    - (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。
    - (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
    - (ウ) 災害時における生鮮食糧品等の供給に関すること。
    - (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
    - (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。

- ウ 復旧対策
  - (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。
  - (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。
- (5) 中部森林管理局
  - ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事。
  - イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事。
  - ウ 災害応急対策用材の供給に関する事。
- (6) 関東経済産業局
  - ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
  - イ 被災商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
  - ウ 被災中小企業の振興に関する事。
- (7) 中部経済産業局
  - 電気の供給の確保に必要な指導に関する事。
- (8) 関東東北産業保安監督部
  - ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなど危険物等の保安に関する事。
  - イ 鉦山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事
- (9) 中部近畿産業保安監督部
  - 電気の保安に関する事。
- (10) 北陸信越運輸局
  - 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事。
- (11) 東京航空局（東京空港事務所松本空港出張所）
  - ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するため必要な措置に関する事。
  - イ 遭難航空機の搜索及び救助に関する事。
  - ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。
- (12) 東京管区気象台（長野地方気象台）
  - ア 気象警報等の発表及び伝達に関する事。
  - イ 防災知識の普及に関する事。
  - ウ 災害防止のための統計調査に関する事。
- (13) 信越総合通信局
  - ア 電気通信の監理に関する事。
  - イ 災害時における非常通信の確保に関する事。
  - ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事。
  - エ 通信機器及び移動電源車の貸出に関する事。
- (14) 長野労働局
  - ア 事業場における産業災害の防止に関する事。
  - イ 事業場における自主防災体制の確保に関する事。

- (15) 中部地方整備局(天竜川上流河川事務所、飯田国道事務所)  
管轄する河川、道路について計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行う。

ア 災害予防

- (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
- (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
- (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

イ 応急・復旧

- (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (エ) 所管施設の緊急点検の実施
- (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施

#### 4 南信州広域連合(飯田広域消防本部)

- (1) 消防、水防、その他応急措置に関すること。
- (2) 村の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。
- (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
- (4) その他消防本部の掌握事務についての防災対策に関すること。
- (5) 構成市町村との連絡協調に関すること。

#### 5 長野県警察本部(飯田警察署)

- (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関すること。
- (2) 治安の確保及び交通の規制に関すること。
- (3) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- (4) 遺体(行方不明者)の捜索及び検死に関すること。

#### 6 陸上自衛隊第13普通科連隊(松本駐屯部隊)

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除
- (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯、給水、入浴支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援

(13) 危険物の保安及び除去

7 指定公共機関

- (1) 日本郵便(株)信越支社
  - ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
  - イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
- (2) 東日本電信電話(株) (長野支店)、(株)NTTドコモ (長野支店)、KDDI(株)
  - ア 公衆電気通信設備の保全に関すること。
  - イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること
- (3) 日本銀行 (松本支店)
  - ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。
  - イ 損傷通貨の引換に関すること。
- (4) 日本赤十字社 (長野県支部)
  - ア 医療、助産等救助、救護に関すること。
  - イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。
  - ウ 義援金品の募集配分に関すること。
- (5) 国立病院機構 (関東信越ブロック)
  - 医療、助産等救助、救護に関すること。
- (6) 日本放送協会 (長野放送局)
  - 地震・災害情報等広報に関すること。
- (7) 日本通運株式会社 (飯田支店)
  - 地震災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
- (8) 中部電力(株) (飯田営業所)
  - ア 電力施設の保全、保安に関すること。
  - イ 電力の供給に関すること。
- (9) 中日本高速道路(株)
  - 中央自動車道の防災に関すること。

8 指定地方公共機関

- (1) 土地改良区
  - ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。
  - イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。
- (2) ガス会社
  - ア ガス施設の保全、保安に関すること。
  - イ ガスの供給に関すること。
- (3) 路線バス会社等 (信南交通(株))
  - 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。

- (4) 貨物自動車運送事業者（（公社）長野県トラック協会飯田支部）  
災害時における貨物自動車による救助物資などの輸送の協力に関すること。
- (5) 放送事業者（信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野FM放送㈱）  
気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
- (6) 長野県情報ネットワーク協会  
気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
- (7) （一社）長野県医師会、（一社）長野県歯科医師会、（公社）長野県看護協会  
災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
- (8) （一社）長野県薬剤師会  
災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
- (9) （一社）長野県LPガス協会  
液化石油ガスの安全に関すること。
- (10) （一社）長野県建設業協会  
災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
- (11) （社福）長野県社会福祉協議会（（社福）阿智村社会福祉協議会）  
災害ボランティアに関すること。

## 9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合（みなみ信州農業協同組合・阿智支所）
  - ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
  - イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。
  - ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
  - エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
  - オ 農産物の需給調整に関すること。
- (2) 飯伊森林組合
  - ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
  - イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
  - ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
- (3) 下伊那漁業協同組合
  - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
  - イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。
  - ウ 共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
- (4) 阿智村商工会
  - ア 県、村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
  - イ 被災組合員に対する融資、あっせんの協力に関すること。
  - ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。
  - エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
- (5) 飯伊地区包括医療協議会（飯田医師会、飯田下伊那歯科医師会、飯田下伊那薬剤師会等）



- ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事。
- イ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関する事。
- (6) 病院等医療施設の管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
  - イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関する事。
  - ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する事。
  - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事。
- (7) 社会福祉施設の管理者
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
  - イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事。
- (8) 金融機関
  - 被災事業者等に対する資金融資に関する事。
- (9) 学校法人
  - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。
  - イ 災害時における教育対策に関する事。
  - ウ 被災施設の災害復旧に関する事。
- (10) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
  - ア 安全管理の徹底に関する事。
  - イ 防護施設の整備に関する事。
- (11) 自主防災組織等
  - ア 村が行う災害応急対策の協力に関する事。
  - イ 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関する事。
  - ウ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。
  - エ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配給及び避難所内の運営業務等協力に関する事。
  - オ 被災者状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事。
  - カ 自主防災活動の実施に関する事。

## 第4節 防災面からみた阿智村の概要

### 第1 自然的条件

#### 1 地形

阿智村は、長野県の南西部に位置し、西は中央アルプスの恵那山を境として岐阜県および木曾郡に、東は飯田市、下條村、南は阿南町、平谷村に接している。

河川は、北部の木曾山地に端を発した黒川、清内路川、西部の恵那山を源に本谷川、横川、大沢川が合流し、阿智川となって、村の中央を東に流れ天竜川へ達し、南部の大川入山を源に、恩田川、治部坂川が合流し、和知野川となって東南に流れ天竜川に達している。

村の総面積214.47k㎡で、東西16.1kmの地形で、南北23.8km、標高410mから2191mの地形は、長野県特有の急峻な山間地で山林・原野等がほぼ95%を占め、集落の形成は、河川沿いの段丘や過去の土石流跡である扇状地上に60の集落が立地している。山地斜面は、急傾斜で地質は風化の進んだ花崗岩であるため、土砂災害が発生しやすい。

また、村内には、伊那谷断層帯（西縁断層帯）、清内路峠断層などの活断層が分布している。これらの活断層は地震の発生源であることに加え、断層破碎帯等の発達により土砂の供給源となるなど、災害発生の原因となっている。

この他にも周辺には、多くの活断層があり、さらに東海地震の震源域から100km圏内に位置しているため、地震の被害を受けやすい地域であるといえる。

#### 2 気候

阿智村の気候は、内陸部に位置することから東日本区の中央高原区に属しているが、表日本東海型気候を混有する特異な地帯で、気温の日格差が大きいのが特徴である。

四季の変化が明瞭で、年間の降水量の平均は、1,800mm～2,600mmと地域によってばらつきが見られるが、浪合地区は地形的特性から年間降水量は多く、梅雨期、秋霜期に集中している。

一年を通じて比較的温暖で住みよい気候であるが、集落は、標高約500mから約1200mの山間地に点在していることから、地域によってかなり違いも見られます。

### 第2 社会的条件

#### 1 人口分布

阿智村の人口は、約7,000人弱であり、減少傾向にある。人口密度は1k㎡あたり約32人であり、村内に流れる河川沿い及び扇状地上に集落が点在し、阿智村役場周辺の平坦地（主に駒場地区、春日地区）を中心に集中している。

また、高齢者（65歳以上）の総人口に占める割合は30.6%（平成25年10月1日毎月人口異動報告参照）と、下伊那郡の総人口に対する高齢者人口比率の32.8%を下回るものの、長野県の総人口に対する高齢者人口比率の28.3%に比較して高く、高齢化が進んでいる。

人口と世帯数の推移（国勢調査による）

| 年 代   | 世帯数(戸) | 人口総数(人) | 男 (人)  | 女 (人)  | 人口密度(人/km) |
|-------|--------|---------|--------|--------|------------|
| 平成 2年 | 2, 190 | 7, 807  | 3, 780 | 4, 027 | 36.4       |
| 平成 7年 | 2, 269 | 7, 798  | 3, 733 | 4, 065 | 36.4       |
| 平成12年 | 2, 300 | 7, 757  | 3, 709 | 4, 048 | 36.2       |
| 平成17年 | 2, 347 | 7, 548  | 3, 595 | 3, 953 | 35.2       |
| 平成22年 | 2, 301 | 7, 036  | 3, 345 | 3, 691 | 32.8       |
| 平成25年 | 2, 414 | 6, 894  | 3, 313 | 3, 581 | 32.1       |

\*平成25年については、毎月人口異動報告（10/1）を参考

阿智村高齢者人口推移（国勢調査による）

|        | 平成2年   | 平成7年   | 平成12年  | 平成17年  | 平成22年 | 平成25年  |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 0～14歳  | 17.5%  | 17.1%  | 15.9%  | 15.9%  | 13.9% | 13.5%  |
|        | 1,367  | 1,336  | 1,234  | 1,130  | 977   | 931    |
| 15～64歳 | 60.2%  | 57.1%  | 55.5%  | 55.8%  | 55.3% | 55.9%  |
|        | 4,701  | 4,451  | 4,306  | 4,236  | 3,885 | 3,854  |
| 65歳以上  | 22.3%  | 25.8%  | 28.6%  | 28.9%  | 30.8% | 30.6%  |
|        | 1,739  | 2,011  | 2,217  | 2,182  | 2,163 | 2,109  |
| 合 計    | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100%  | 100.0% |
|        | 7,807  | 7,798  | 7,757  | 7,548  | 7,036 | 6,894  |

\*平成25年については、毎月人口異動報告（10/1）を参考：年齢不詳者は按分による

## 2 道路の位置等

道路は、中央高速道路が村の東から西へ、国道153号線が東から南へ、さらに国道256号線が東から北に向かって通っており、これらの道を基準に急峻な山間部を縫うように県道、村道が通っている。

## 第3 阿智村の災害履歴

### ○ 地震災害履歴

| 年代（西暦）      | 月 | 規 模  | 被 害 内 容                           |
|-------------|---|------|-----------------------------------|
| 永享5年(1433)  | 9 | M7<  | 相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。      |
| 明応7年(1498)  | 8 | M8.4 | 東海沖の巨大地震で、下伊那でも被害があったと考えられる。      |
| 天正13年(1586) | 1 | M7.8 | 天正地震。複数震源の直下型巨大地震で、下伊那でも土砂災害があった。 |
| 寛文2年(1662)  | 5 | M7.6 | 琵琶湖付近が震源の直下型地震で、信濃でも被害があった。       |

|             |    |      |                                       |
|-------------|----|------|---------------------------------------|
| 元禄16年(1703) | 11 | M8.0 | 元禄地震。相模湾が震源。伊那谷でも倒壊家屋あり。              |
| 宝永4年(1707)  | 10 | M8.4 | 東南海沖震源の最大級の地震。飯田の被害は歴史上最大。落石等多数発生。    |
| 享保3年(1718)  | 7  | M7.0 | 遠山地震。南信濃村付近が震源。山崩、跳び石で死者50余。中央構造線の活動。 |
| 享保10年(1725) | 7  | M6.5 | 諏訪、高遠付近が震源。遠山地震と同様に中央構造線の活動による。       |
| 安政1年(1854)  | 11 | M8.4 | 安政東海地震。飯田で死者34人。32時間後に安政南海地震発生。       |
| 明治24年(1891) | 10 | M8.0 | 濃尾地震。最大級の直下型地震。飯田でも地面に亀裂など。山崩れ多数。     |
| 大正12年(1923) | 9  | M7.9 | 関東大震災。飯田地方で壁に亀裂。                      |
| 昭和19年(1944) | 12 | M7.9 | 東南海地震。飯田は震度4。落石で飯田線が不通になった。           |

※M=マグニチュード

○ 風水害履歴

| 年代(西暦)      | 月 | 被害内容   |
|-------------|---|--|
| 享保6年(1721)  | 4 | 大洪水により流出家屋29戸。(旧浪合)  |
| 寛政2年(1790)  | 8 | 豪雨による被害拡大(旧浪合)。  |
| 明治3年(1870)  | 9 | 暴風雨により、死者3名。倒壊家屋多数。(旧浪合)   |
| 昭和28年(1953) | 6 | 豪雨により被害。(旧浪合)、   |
| 昭和28年(1953) | 7 | 降水量が200mmとなり、半壊家屋1戸。(旧清内路)   |
| 昭和32年(1957) | 6 | 台風5号により、死者1名。流出家屋4戸、全半壊家屋20戸。(旧浪合)、台風5号により、全半壊家屋8戸。(旧清内路)、梅雨前線による大雨により、死者5名、行方不明4名。全半壊家屋25戸、流出家屋13戸(旧阿智) |
| 昭和34年(1959) | 9 | 伊勢湾台風(台風15号)により、全半壊家屋65戸(旧浪合)、全半壊家屋89戸(旧清内路)、死者2名、全半壊家屋304戸(旧阿智)   |
| 昭和35年(1960) |   | 台風16号により、家屋埋没等の被害数箇所。(旧浪合)   |
| 昭和36年(1961) | 6 | 集中豪雨。土砂流により学校施設埋没、全半壊家屋数戸(旧浪合)。  |
| 昭和36年(1961) | 7 | 台風6号および梅雨前線豪雨により死者1名、全半壊家屋33戸(旧清内路)。死者2名、全半壊家屋20戸、流出家屋4戸(旧阿智)  |
| 昭和44年(1969) | 8 | 台風7号により半壊家屋2戸(旧浪合)。  |
| 昭和58年(1983) | 9 | 台風10号により、死者1名。全半壊家屋2戸。(旧阿智)  |
| 平成12年(2000) | 9 | 東海豪雨により、全半壊家屋10戸、床上床下浸水36戸(旧阿智)  |
| 平成25年(2013) | 9 | 台風18号により、半壊非住家1施設、床上床下浸水21戸  |
|             |   |  |
|             |   |  |
|             |   |  |
|             |   |  |
|             |   |  |
|             |   |  |
|             |   |  |
|             |   |  |

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 風水害に強いむらづくり

【各課】

#### 第1 基本方針

本村は村域の特性に十分配慮しつつ、県の協力を得て風水害に強いむらづくりを行うものとする。

#### 第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い村土を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強い村の形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いむらづくりを推進する。

#### 第3 計画の内容

##### 1 風水害に強い村土づくり

###### (1) 現状及び課題

本村は、昭和32年、昭和36年や昭和58年の豪雨による災害を始め、幾多の風水害に見舞われている。集落の背後に風化した花崗岩で覆われた急峻な山地を持つ当村において、土石流、地すべり、急傾斜地崩落等の対策を主とした自然災害の予防措置策は、村土づくりをすすめるうえで、重要な事業といえる。

また、本村では、地震後の崩壊による二次災害が懸念されていることから、土砂災害等の対策を地震災害に対する事前対策としてもとらえ、国、県への働きかけを積極的に推進する。

###### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

- (ア) 総合的、広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から村土及び住民の生命、身体及び財産を保護することを十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校等の公共施設の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (エ) 風水害に強い村土の形成を図るため、下記の事項に十分配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。
  - a 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。
  - b 土石流、地すべり、がけ崩れなどを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進すると

ともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。

c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。

d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観に配慮する。

(エ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

## 2 風水害に強いむらづくり

### (1) 現状及び課題

過疎化、少子高齢化が進むにつれ、地域の連携は薄れている。またライフライン等への依存度の増大により風水害に対する自主警戒ができない状況が多い。さらに被害内容も多様化しており、いっそう風水害に強いむらづくりが必要となっている。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

##### (ア) 風水害に強いむらづくりの形成

a 土砂災害警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

b 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

c 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。

d 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

e 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いむらを形成するものとする。

(a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進

(b) 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水地、法水路、雨水渠等の建設等の推進

(c) 防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保

(d) 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進

- (e) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害の防止対策の推進
- (f) 災害時要援護者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び災害時要援護者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- (g) 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進
- (h) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備
- (i) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- (j) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性
  - a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な建築物、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
  - b 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
  - c 強風による落下物の防止対策を図る。
  - d 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
  - a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
  - b コンピューターシステムやバックアップ対策を講じる。
- (エ) 災害応急対策等への備え
  - a 次章以降に掲げる風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防止力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。
  - b 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
  - c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
  - d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・

輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の風水害に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 風水害に強いむらの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な建築物、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

(ウ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

b 避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。



## 第2節 災害発生直前対策

【各課】

### 第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

### 第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

### 第3 計画の内容

#### 1 住民に対する情報の伝達体制の整備

##### ア 【村が実施する計画】

村が行う気象情報、警報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」「5 警報等伝達組織及び方法」のとおりであるが、円滑で速やかな情報の伝達ができるように体制の整備を図る。

##### イ 【長野地方気象台が実施する計画】

長野地方気象台は、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

#### 2 避難誘導體制の整備

ア 風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

イ 土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。(第11節 「避難収容活動計画」参照)

#### 3 災害未然防止活動

災害対策本部・警戒本部等は、災害発生のおそれが予想される場合、村内を巡回し迅速に状況を把握する。

また、各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な未然防止活動を実施できるよう体制の整備を行う。

ア 所管施設の緊急点検体制の整備

イ 応急復旧のための体制の整備

ウ 防災用資機材の備蓄

エ 水防活動体制の整備（水防管理者）

- オ ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
- カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備
- キ 施設の緊急点検体制の整備（上下水道管理者）

## 第3節 情報の収集・連絡体制計画

【各課】

### 第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

村、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

### 第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築を図る。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

### 第2 計画の内容

#### 1 情報の収集、連絡体制の整備

##### (1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。

災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県、防災関係機関との連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、自主防災組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした村内における防災行政無線等によるネットワークの整備について研究する。
- (エ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。
- (オ) 雨量情報、土砂災害警戒情報などの情報収集に努めるとともに、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (カ) 災害対策本部等に意見徴収・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築を努める。

##### イ 【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めて

おくものとする。

(イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

## 2 情報の分析整理

県と連携し、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積・情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により、災害情報等を共有化し住民への周知を図る。

また、蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

## 3 通信手段の確保

### (1) 現状と課題

本村においては、平成元年度に整備した同報系防災行政無線は住民への周知に、移動系防災行政無線は消防団の伝達活動を中心に大きな役割を果たしている。

しかし、これらの設備が老朽化してきたことにより、平成24年度よりデジタル化に移行するための整備を進めている。

また、広域での応援体制のための消防無線（県内共通波）も整備されており、設備の適切な管理運営が必要となっている。

さらに、これらの通信手段及び阿智村役場には自家発電装置が整備されており、非常時の電力供給に重要な役割を果たしている。

### (2) 実施計画

ア デジタル化による同報系防災行政無線の整備を進め、併せて、集落と庁舎（災害対策本部）との双方向間の無線通信体制等の整備強化を図る。

イ 携帯局、車載局の配備計画を確立する。デジタル化による移動系防災行政無線の整備を進める。

ウ 他の防災関係機関との通信の確保のための消防無線（県内共通波）について、県全体での動向を踏まえて設備の更新を図るものとする。

エ 同報系防災行政無線等の通信手段及び阿智村役場の非常用電源設備について、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。

オ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。

カ 孤立可能性が高く、無線通信や有線通信回線の遮断可能性が高い地域等へは、衛星携帯電話等の通信機器の整備を行ったので、適切な維持管理と円滑な通信ができるよう訓練を行うよう努める。

キ 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

## 第4節 活動体制計画

【各課】

### 第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害発生時等における活動体制の整備を図るものとする。

### 第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 職員の非常参集体制の整備

##### (1) 現状及び課題

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

(ア) 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるとおりとするが、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準、参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても、迅速な対応ができる体制とする。

(イ) 災害時に迅速に初動体制を確立し、適切な活動ができるよう、各課毎に具体的な活動方策を記載した初動対応マニュアルを整備し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用法の習熟、関係各課・機関との連携について徹底を図る。

(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

##### イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じて見直しを行うものとする。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

- (イ) 応急対応活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

## 2 組織の整備

### (1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、県及び他市町村との応援協力体制が重要となる。

防災会議の円滑な運用により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

災害対策基本法第16条に基づき、防災会議を設置し、村の地域特性及び災害特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

#### イ 【関係機関が実施する計画】

防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

## 3 防災中枢機能等の確保

### (1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛生携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

(ア) 日常的に役場庁舎の点検を実施し、災害時の危険箇所を把握し、補強等を実施する。

(イ) 役場庁舎が被災した場合に備え、災害対策本部代替施設を阿智村コミュニティーセンターとして選定しているので、開設に必要な機器等の整備について行うとともに、第二代替施設を次の基準等により検討する。

- a 新耐震構造で建設されている施設
- b 有事の際の用途が比較的競合しない公共施設
- c 災害対策本部の設置に要する空間が確保可能な施設
- d 防災行政無線等の設置に支障がない施設

(ウ) 役場庁舎以外の災害対策関係施設（地区公民館等）においても、設備等の充実及び

災害に対する安全性の確保に努める。

- (エ) 激甚な災害の場合、発災当初は、物資の調達が相当困難になることから、災害本部対策要員用の食糧、飲料水、毛布等の備蓄および調達体制の確立に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

#### 4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

#### 5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (イ) 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

## 第5節 広域相互応援計画

【各課】

### 第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、本村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関等との応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

また、他市町村からの要請に備えての協力体制を整備する。

### 第2 主な取組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による、相互応援協定に参加する。
- 3 県内外消防本部による、消防相互応援協定に参加する。
- 4 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 5 県外他市町村との相互応援協定の締結を促進する。
- 6 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 防災関係機関相互の連携体制整備

##### (1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

(ア) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整える。

(イ) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。

#### 2 県内全市町村間の相互応援協定

##### (1) 現状及び課題

県内の市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

(ア) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。



(イ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、本村が応援を受ける場合の必要応援内容が迅速に集約できるよう体制を整備する。

(ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

(エ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。

イ 【県市長会、県町村会、県消防協会が実施する計画】

県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

### 3 県内全消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

飯田広域消防本部は、長野県消防相互応援協定（平成8年2月14日）に加盟し、南信地域に所属している。本協定の地域内市町村間の連携を図っていくことが重要である。

また、全国緊急消防援助隊受援・応援計画の策定をし、本協定の地域内市町村間の連携を図っていくことが重要である。

消防団は、長野県市町村災害時相互応援協定により災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行う。協定を通じ市町村の連携を図っていくことが重要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 消防団は、協定に基づく応援などが迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

(イ) 消防団は、消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施などが図れるよう、平常時から連携強化を図る。

(ウ) 飯田広域消防本部と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 協定事務の円滑な推進を図るため、応援協定に基づく協議会及び南信地域の連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

(イ) 合同訓練等を実施し、消防本部間の連携強化を図るものとする。

ウ 【県市長会、県町村会、県消防協会が実施する計画】

県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。

### 4 県外他市町村との相互応援協定

(1) 現状及び課題

本村では、三遠南信災害時相互応援協定等に参加しており、締結都市との共催で住民啓発、訓練等の各種防災関連事業を実施し、職員の相互理解を深め、協力関係の充実を図るものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 三遠南信災害時相互応援協定の構成市町村事務局名簿の策定を行い、初動体制の確立を図る。
- (イ) 各都市が計画する防災講演会、イベント、防災訓練への出席案内を行う。
- (ウ) 防災の日に合わせて、三遠南信災害時相互応援協定の構成市町村において、机上応援要請による情報伝達訓練を行う。  
(事前に「ブロック代表都市」の1市から応援要請を「総代都市」が受理し、「総代都市」は各「ブロック代表都市」へ応援要請を行い、これを受けて各「ブロック代表都市」がそれぞれの各都市へ応援要請を行う。)
- (エ) 三遠南信災害時相互応援協定の各都市に発生した1年間の重大な災害歴の報告を「ブロック代表都市」が行った場合には、当該教訓を地域防災計画に役立てるよう努める。
- (オ) 県外他市町村との災害時応援協定の締結を進めるとともに、防災訓練を実施する等協力関係の充実を図る。

## 5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【公共機関及びその他事業者が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。

## 6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」(資料編参照)を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごと応援に要する職員、資機材及

び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

## 7 広域活動拠点の確保

### (1) 現状及び課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

一方、村内の平地は高度に利用されており、こうした活動を受け入れられる広場は限られる。また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村避難地、物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられるため、予め関係機関が調整して選定する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

(ア) 県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

(イ) 選定された拠点ごとに、3者で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

(ウ) 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握する。

## 第6節 救助・救急・医療計画

【総務課・民生課】

### 第1 基本方針

救助、救急用資機材の整備、医療用資機材、医療品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時の医療活動については、村内医療機関と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。

なお、災害の規模によっては、災害拠点病院（飯田市立病院）、飯伊地区包括医療協議会等へ協力を依頼する。

患者受け入れ状況及び活動体制等について、関係機関と共に正確に把握できるよう連絡体制の整備を行う。

### 第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害時等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院（飯田市立病院）、飯伊地区包括医療協議会を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受け入れ体制等、消防機関・医療機関との情報交換が円滑に行える連絡・搬送体制の整備を図る。
- 5 災害発生時の救助・救急活動について、職員・住民も関係機関と協力して活動ができるよう、その知識の普及・啓発を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 救助・救急用資機材の整備

##### (1) 現状及び課題

本村においては、救助救急車両の整備及び運行は南信州広域連合飯田広域消防本部が行っている。

今後においてもこの整備、運行は広域消防として進めていく必要がある。

消防団及び自主防災組織等を中心として、災害発生時に緊急救出を行うための救助・緊急活動に必要な資機材の整備、分散配置を行い、平常時から訓練することが重要である。

また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 飯田広域消防本部において、「救助隊の編成、整備及び配置の基準を定める省令」等に基づき、救助工作車の配備、救急車の高規格化をはじめとする消防力の整備を促

進するものとする。その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- (ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団・自主防災組織を中心とする住民の協力を得て、災害発生当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。  
また、平常時から住民に対して、これらを使用して救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに定期的に訓練を実施する。
- (エ) 日本赤十字社等の協力を得て、平常時から救助・救急資機材を使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

## 2 医療用資機材等の備蓄

### (1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等66品目を県下13箇所に、衛生材料29品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。また、日本赤十字社長野県支部、(社)長野県医師会、(社)長野県歯科医師会、(社)長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。

本村においては、初期治療用医薬品や衛生材料等を村内診療所に常時備蓄しているが、十分な備蓄量があるわけではない。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

(ア) 医療資機材、医薬品等の備蓄、調達についてあらかじめ計画を策定するものとし、備蓄された医薬品については、定期的な在庫確認を行う。

また、近隣市町村への供給体制についても、検討するよう努める。

(イ) 村立診療所及び村内医療機関における医薬品等の備蓄を図る。

#### イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、飯伊地区包括医療協議会(飯田医師会・飯田下伊那歯科医師会・飯田下伊那薬剤師会等)、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。

(イ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部では、次に掲げる事項を行う。

- a 備蓄業者間の備蓄状況が常時把握できるシステムの構築に努めるものとする。
- b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。

- c 使用施設の風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。

### 3 災害拠点病院（飯田市立病院）、飯伊地区包括医療協議会を中心とした災害医療支援体制の整備

#### (1) 現状及び課題

飯伊地区においては、飯伊地区包括医療協議会を中心として大規模災害医療救護計画が策定され、災害時における地域内での医療体制の整備が図られており、地区別に応急救護所が指定されている。**（救護所については、別紙資料のとおり）**

また、県計画においては、飯田市立病院が地域災害医療センター（災害拠点病院）として指定されており、今後、病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図ることとされている。

#### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

(ア) 市町村の枠を越えた各地域単位の広域医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

(イ) 飯伊地区包括医療協議会の大規模災害医療救護計画により応急救護所及び医療救護設置体制の確立を図る。

##### イ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び飯伊地区包括医療協議会（飯田医師会・飯田下伊那歯科医師会・飯田下伊那薬剤師会等）は、災害医療救護体制について整備を行う。

### 4 消防及び医療機関相互の連絡・搬送体制の整備

#### (1) 現状および課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておくことが必要である。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

#### (2) 実施計画

##### ア 【村、飯田広域消防本部が実施する計画】

(ア) 風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、飯田広域消防計画における救助・緊急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。また、訓練を実施する等、各関係機関との連携体制を強化し、有事に備える。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等
  - b 最先到着隊による措置
  - c 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等
  - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
  - e 各活動隊の編成、任務等
  - f 消防団の活動要領
  - g 通信体制
  - h 関係機関との連絡
  - i 報告及び広報
  - j 訓練計画
  - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。
- また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。
- (ウ) 関係機関の協力を得て、飯田広域消防計画における救助・緊急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。
- (エ) 警察、防災関係機関と、道路の損壊等により通行障害が発生した場合の傷病者の搬送対策について、あらかじめ検討する。
- (オ) 小、中学校のグラウンド、公園、村有地等を災害時臨時ヘリポートとして事前に指定しておくとともに、円滑な緊急空輸を行う体制を整備する。**(別紙資料のとおり)**
- (カ) 大量の負傷者発生時には救急車両が不足することから、村有車による救急患者の搬送及び地元関係団体、自主防災組織等から搬送に必要な車両、操作要員の派遣を受け体制の整備を検討する。
- イ **【関係機関が実施する計画】**
- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
  - (イ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
  - (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

## 第7節 消防・水防活動計画

【総務課】

### 第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項において、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

さらに、この計画に定めのない部分については、飯田広域消防計画によるものとする。

### 第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめあらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第3 計画の内容

#### 1 消防計画

##### (1) 現状及び課題

現在、本村の消防体制は、本部及び8分団で編成している。

また、団員数は年々減少傾向にあり、団員一人一人に掛かる負担はかなり大きいものとなっている。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要である。

これらに留意した飯田広域消防計画に基づき、実施が必要である。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

##### (ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、



消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール・ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

災害初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出荷時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少

量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

- (a) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火・救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるように、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模地震災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】

消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、飯田広域消防計画の修正を行うとともに、組織及び施設の整備拡充、防災関係機関との連携体制を強化して、防災活動の万全を期する。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、装備等の近代化を促進する。

(イ) 防災関係機関等の連携強化

迅速かつ的確な消防活動を実施するためには、管内の防災関係機関との連携協力関係を深めていくことが必要なことから、初動時の連携体制の具体的な調整を実施する。

また、平常時から消防機関と自主防災組織等の連携強化を行い、発災時に一体の活動ができるよう協力する。

(ウ) 火災予防

前項(オ)に準ずる。

(エ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるように、飯田広域消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

- a 関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整
- b 大規模な同時多発火災に対しての火災防御計画

(オ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、応援の要請及び応援の受入体制を確立する。

ウ 【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取り扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

## 2 水防活動計画

### (1) 現状及び課題

本村には、阿智川、河内川、清内路川、園原川、本谷川、大沢川、治部坂川、和知野川等水防対象となる要水防河川が多くあり、土砂災害警戒区域も多く含まれ、平坦部では河川又は内水のはん濫、山間部では急傾斜地の崩壊や土石流が予想される。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

### (2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

水防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、次の事項を実施する。

- (ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
  - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
  - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等の避難計画の作成
- (コ) 浸水想定区域内にある災害時要援護者が利用する施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を公表

- (サ) (コ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備  
なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。
- (シ) 水防機関の整備
- (ス) 水防計画の策定
- (セ) 水防協議会の設置
- (ソ) 水防訓練の実施（年1回以上）
  - ・水防技能の習熟
  - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
  - ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】

- (ア) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (イ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (ウ) 災害時の水防対象箇所の警戒及び巡視
- (エ) 洪水時における水防活動体制の整備
- (オ) その他飯田広域消防計画による諸活動の実施

ウ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

地域防災計画に名称及び所在地を定められた防災上重要な施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを村長に報告するとともに、公表するものとする。

## 第8節 災害時要援護者計画

【総務課・地域経営課・民生課・社会福祉協議会】

### 第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育、介護機能の低下等に伴い、災害発生時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、村及び県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、地域住民、自主防災組織等は協力しながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための対策を一層充実する。

また、近年、社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

なお、本村には若干の外国籍住民等が在住していることから、日本語が理解できないことなどによる災害時要援護者として、これらの人を災害から守るための対策を十分考慮する。

### 第2 主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 医療機関、社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動が取れるよう、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言化などの防火環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 要配慮者支援計画の作成

##### (1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

##### (2) 実施計画

##### ア【村が実施する計画】

- (ア) 避難行動要支援者の支援に関する計画の作成

地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置を以下のとおりとする。

(a) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- a 要介護認定3～5を受けている者
- b 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者(心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く)
- c 療育手帳Aを所持する知的障害者
- d 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- e 村の生活支援を受けている難病患者
- d 上記以外で自主防災会が支援の必要を認めた者

(b) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 上記以外で避難支援等の実施に関し村長が必要と認めるもの

(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

阿智村地域防災計画に基づき、関係部局が連携して平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的な更新を行う。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の提供

避難支援等に携わる関係者として阿智村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の促進を図る。

(エ) 要配慮者支援計画の作成

地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(オ) 避難行動要支援者の移送計画作成

安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるように努める。

## 2 在宅の要援護者対策

### (1) 現状及び課題

在宅の災害時要援護者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害や土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、災害時要援護者が自らの対応力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において災害時要援護者に配慮したきめ細やかな施策を、他の保健福祉施設等との連携の下に行う必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

##### (ア) 避難施設の整備

災害発生時において避難施設となる公共施設について安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

##### (イ) 防災教育・防災訓練の実施

災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、**要配慮者**の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

##### (ウ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、介護職員等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

##### (エ) 緊急通報装置等の整備

**要配慮者**の安全を確保するため、**要配慮者**の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

##### (オ) 災害時要援護者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障がい者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等在宅の要援護者の状況把握に努める。

##### (カ) 避難行動要支援者以外の要支援者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、

地域の支えあい等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者の状況についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

(キ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

災害の発生に備え、必要に応じて、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

(ク) 災害発生時等の支援協力体制の整備

飯田保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民（各地区役員、地域支援者等）、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

### 3 要配慮者利用施設等対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の災害時要援護者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細やかな災害予防対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

**要配慮者利用施設等**の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

(イ) 組織体制の整備

**要配慮者利用施設等**の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

**要配慮者利用施設等**の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備



**要配慮者利用施設等**の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（看護師、介護職員、生活指導員等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができるよう体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自主防災組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

また、村では、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された社会福祉施設等を、一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するように努める。

イ 【**要配慮者利用施設等**が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

**要配慮者利用施設等**においては、県及び村の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね3日間分）を行うものとする。

(イ) 組織体制の整備

**要配慮者利用施設等**においては、県及び村の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

**要配慮者利用施設等**においては、県及び村の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

**要配慮者利用施設等**においては、県及び村の指導の下に、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（看護師、介護職員、生活指導員等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治防災組織との

間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等を施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

さらに、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、村から要請があった場合、積極的に協力する。

#### 4 病院入院患者等対策

##### (1) 現状及び課題

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

(ア) 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(イ) 医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

###### イ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿ってそれぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

###### ウ 【医療機関が実施する計画】

(ア) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、県・村及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、

円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

## 5 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

### (1) 現状及び課題

外国籍住民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生じるおそれがある。

このため、外国籍住民に配慮した広域避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

#### (ア) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

#### (イ) 広域避難場所及び避難経路の周知

外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

#### (ウ) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍県民等の参加推進などを通じて、外国籍県民等に対する防災知識の普及を図る。

#### (エ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

#### (オ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

観光関連事業者（民宿・宿泊施設等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

#### (カ) 外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備

村内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図るよう努める。

#### ウ 【関係機関が実施する計画】

#### (ア) ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、

避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍県民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。

- (イ) 医療機関においては、外国籍住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

## 6 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設等設対策

### (1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い村内には、要配慮者利用施設等及び施設へのアクセス道路が地すべり危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設等が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

### (2) 実施計画

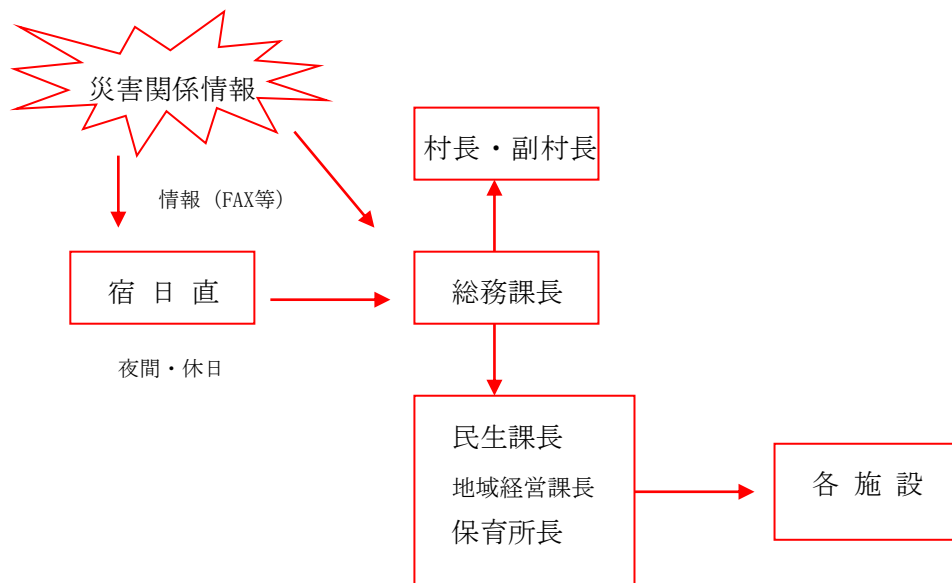
#### ア 【村が実施する計画】

(ア) 村は、要配慮者利用施設等に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(イ) 村は、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設等、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

#### イ 【要配慮者利用施設等の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設等（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあっても）の管理者は、自主防災組織等と連携して、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。



## 第9節 緊急輸送計画

【総務課・建設農林課】

### 第1 基本方針

大規模な風水害が発生したときは、救急救助活動、消防活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立するものとする。

### 第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点などを事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両の事前確認申請を行い、災害発生時の迅速な運用に備える。

### 第3 計画の内容

#### 1 緊急交通路確保計画

##### (1) 現状及び課題

本村の道路は、中央高速道路が横断し、国道（153号線、256号線）が隣接市町村へと繋がり、そのほかにも主要地方道が6つあり、それぞれがアクセス道路として機能している。

現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

飯田警察署及び道路管理者と協議し、地域の実情に合った区域内の交通確保体制を策定する。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

##### イ 【関係機関が実施する】（飯田国道事務所、中日本高速道路株）

関係機関が管理する道路について、災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき総合的な交通網整備を推進するものとする。

#### 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

##### (1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生した場合には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要がある。道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

##### (2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 災害対策用ヘリポートは、阿智村運動公園、阿智村智里グラウンド（智里西）、自然園グラウンド（清内路）、浪合グラウンド（浪合）とし、あらかじめヘリポートエリアを定める。

この、ヘリポートは、避難所（避難場所）と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各非難所等に輸送できるような施設や支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

(イ) 自らが被災した場合はもちろん、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

(ウ) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

イ 【関係機関が実施する計画】

災害時に両可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の実地調査を推進するものとする。

### 3 輸送体制の整備計画

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生した場合には、物資輸送拠点までの幹線輸送と輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。

(イ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

(ウ) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

(ウ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 村内の輸送事業者等は、次の事項を推進する。

a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。

- b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。
  - c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。
  - d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。
- (イ) (社)長野県トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。
- (ウ) (社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送共同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておく。

#### 4 緊急通行車両等の事前確認申請事務

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両等が直ちに被災地における活動を開始できるよう、事前に公安委員会に確認申請事務を済ませておくものとする。

(2) 実施計画

発災時の円滑な交通規制と緊急通行車両等輸送の円滑な通行の確保のため、長野県の定める手続きにより緊急通行車両等の事前届出の申請を行い、届出済証の交付を受けておくものとする。

## 第10節 障害物の処理計画

【建設農林課】

### 第1 基本方針

災害直後の道路は法面の崩壊、河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

### 第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

### 第3 計画の内容

#### 1 現状及び課題

障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておくことが必要である。

緊急輸送路として確保すべき国県道など主要道路の管理は国・県が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

#### 2 実施計画

##### (1) 【村が実施する計画】

- ア 村は、建設業協会と協議し、支障物除去の体制を整備する。また、中部電力㈱とは電柱の倒壊対策に係る体制整備を図る。
- イ 緊急輸送路とされている国県道について、国・県と協議して障害物除去対策の整備を図る。
- ウ 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。
- エ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。
- オ 定期的な巡回点検を行い、必要な補強、保守を実施する。
- カ 公共の広場、駐車場など排除物件の保管場所を確保する。

##### (2) 【住民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。



## 第11節 避難収容活動計画

【民生課・教育委員会・保育所】

### 第1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、河川の氾濫、洪水、がけ崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じる恐れがあり、生命に危険が及ぶような場合には、危険区域の住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、災害時要援護者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図るものとする。

### 第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、災害時要援護者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な避難場所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うための体制の整備を図る。
- 4 学校・保育所における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 避難計画の策定

##### (1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

##### (ア) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

- a 避難勧告、避難指示を行う判断基準及び伝達方法
- b 避難準備情報を伝達する判断基準及び伝達方法  
(避難勧告、避難指示、避難準備情報については第3章第12節を参照)
- c 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- d 避難場所への経路及び誘導方法
- e 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項  
(a) 給食措置

- (b) 給水措置
- (c) 毛布、寝具等の支給
- (d) 衣料、日用品の支給
- (e) 負傷者に対する救急救護
- f 避難場所の管理に関する事項
  - (a) 避難収容中の秩序保持
  - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
  - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- g 広域避難地等の整備に関する事項
  - (a) 収容施設
  - (b) 給水施設
  - (c) 情報伝達施設
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
  - (a) 平常時における広報
    - 広報誌、掲示板、パンフレット等の発行
    - 住民に対する巡回指導
    - 防災訓練等
  - (b) 災害時における広報
    - 広報車による周知
    - 避難誘導員による現地広報
    - 住民組織を通じた広報
- (イ) 災害時要援護者対策
 

災害時要援護者の所在、援護の要否等の把握に努め、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。

  - a 所在、援護の要否等の状況把握
  - b 配慮すべき個々の態様
  - c 緊急通報措置や自動消火器、警報装置等の整備
  - d 災害発生時の安否の確認
  - e 避難誘導方法及び災害時要援護者の支援者の行動計画
  - f 情報提供手段
  - g 配慮すべき救護・救援対策
  - h 地域の支え合いによる支援協力体制
 

特に災害時要援護者関連施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。

(ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を作成し、避難の万全を期する。

(イ) 村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。

(ウ) 災害時要援護者の利用する施設の管理者は、県及び村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努めるものとする。

特に、災害時要援護者関連施設の管理者にあつては、避難誘導に係る訓練の実施等により、村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておくものとする。

- a 家の中でどこが一番安全か
- b 救急医薬品や火気などの点検
- c 幼児や老人の避難はだれが責任を持つか
- d 避難場所、避難路はどこにあるか
- e 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持出し袋はどこにおくか
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか
- g 昼の場合、夜の場合の家族の分担

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

(ウ) 避難場所での生活に最低限必要な食糧、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

## 2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

より円滑な避難活動を確保するために、緊急時のヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性への点検及び災害時要援護者に配慮し、避難場所及び避難経路を事前に確保する必要がある。

また、避難場所として指定した建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備が望まれる。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 避難場所は資料編に掲げるとおりとする。

(災害時の一時待避所としての屋外避難地・避難生活のための避難施設)

- (イ) 次に挙げる事項に留意のうえ、避難場所、避難路の指定を行う。
- a 避難場所は、安全を主眼に、誰でもわかりやすく、広く、なるべく近隣の場所を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮し、安全な避難場所の確保を図る。
  - b 避難場所（避難路）の安全性に特に配慮する。
  - c 定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所（避難路）をあらかじめ定める。
  - d 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意する。
- (ウ) 学校を避難場所として指定する場合は、あらかじめ使用場所についての優先順位等の必要な事項を学校長と協議する。
- (エ) 村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議する。
- (オ) 避難場所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (カ) 避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛生携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、災害時要援護者にも配慮する。
- (キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (ク) 指定された避難場所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。
- (ケ) 避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努める。
- (コ) 密集市街地をかかえる場合は、必要に応じ、広域避難場所を選定確保する。
- (サ) 災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、地域住民の助け合いの力等による要援護者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
- また、一般の避難所では生活が困難な要援護者が生活する福祉避難所を、災害が発生した際速やかに設置できるように、あらかじめ社会福祉施設等を福祉避難所に指定するなど体制の整備に努める。
- なお、災害発生時に避難施設となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。
- (シ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における災害時要援護者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- (ス) 公有地はもとより、民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が避難場所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図る。
- (セ) 避難所マニュアル策定指針（平成24年3月長野県危機管理部）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

- (ソ) 避難場所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。
- (タ) 他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決めておくよう努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設についての避難場所の指定に協力するものとする。
- (イ) 災害時要援護者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

### 3 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住宅の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要になる。

このため村及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら選定する。
- エ 災害救助法が適用された場合における入居者の決定等、住宅供給方法等については、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- カ 他の市町村が被災し、被災者の受入れを要請してきた場合、利用可能な公営住宅等の情報提供をする。

### 4 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、保育所、小学校、中学校、高等学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童、生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

【村（教育委員会・保育所）が実施する計画】

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてるよう努める。

また、私立学校に対し、迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

ア 防災計画（教育委員会）

- (ア) 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成するよう努める。なお、この計画作成にあたっては、村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。
- (イ) 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会（以下「村教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- (ウ) 防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。
  - a 風水害対策に係る防災組織の編成
  - b 風水害に関する情報の収集と児童生徒等及び保護者への伝達の方法
  - c 村教委、村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
  - d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
  - e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
  - f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
  - g 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
  - h 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
  - i 児童生徒等の救護方法
  - j 初期消火と重要物品の搬出の方法
  - k 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
  - l 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
  - m 防災訓練の回数、時期、方法
  - n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
  - o 風水害時における応急教育に関する事項
  - p その他学校長が必要とする事項

イ 施設、設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。

- (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

ウ 防火管理（教育委員会）

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- （ア） 日常点検は、職員室、給食調理室、庁務室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- （イ） 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導（教育委員会）

- （ア） 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- （イ） 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては以下の事項に留意する。
  - a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
  - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
  - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
  - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

## 第12節 孤立防止対策

【総務課・地域経営課・建設農林課・民生課】

### 第1 基本方針

本村は、村域の約90%が山林であり、その間を河川が深い谷を刻みながら流れている。山間地には小集落が点在しており、これらを結ぶ道路網は山間を走り、川沿いにあることから、大規模災害が発生した場合、集落が孤立することが考えられるため、その対策が重要である。

### 第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との情報が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道・農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき災害時要援護者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

### 第3 計画の内容

#### 1 通信手段の確保

##### (1) 現状及び課題

本村においては、同報系防災行政無線、移動系防災行政無線及び消防無線が整備されているが、今後、各無線設備の拡充と設備更新が必要である。また、災害時の通信手段の確保に努めるとともに、停電時の通信確保にも努めるものとする。

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する計画】

- ア 同報系防災行政無線、移動系防災行政無線及び消防無線設備について、拡充を図る。
- イ 防災行政無線等の非常用電源設備について、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。
- ウ アマチュア無線の協力確保について、体制の確保を図る。
- エ 孤立可能性の高い地域等への衛星携帯電話等の通信機器の充実を図る。

#### 2 災害に強い道路網の整備

##### (1) 現状及び課題



元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講じることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
- 複線化の推進

を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 代替路線のない村道を優先して災害予防対策を推進する。
- (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。
- (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。

イ 【住民が実施する計画】

道路に面した工作物、立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

### 3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生した場合、孤立する可能性が高い地域が数箇所存在するため、災害時要援護者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上緊急に支援する必要がある住民を平素から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
- (イ) 観光・行楽施設にあっては、孤立した場合の対応策をたてておくほか、最大人員、孤立時の生活維持可能時間等の基礎的実態を把握しておく。

イ 【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の災害時要援護者について平素から把握するよう努めるものとする。

### 4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

大規模災害時には、多くの現場で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

災害の発生時には、地域住民及び事業所が行政の対応に合わせて、それぞれの責務を果たし、相互の協力のもとに一体となって災害対策活動に取り組むことが被害の軽減防止に

つながる。このため、地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づき自主防災組織を結成し、その育成強化を図ることが重要である。

事業所も地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携する体制を整備することが求められる。

## (2) 実施計画

### ア 【村が実施する計画】

- (ア) 全地区において結成されている組織が適切に機能するよう普及啓発を図る。
- (イ) 災害発生時の活動対策について、普及啓発を行う。
- (ウ) 活動用資機材・備蓄品の整備充実を図る。

### イ 【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、防災訓練等に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

## 5 避難所及び備蓄の確保

### (1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に1箇所以上の避難所となり得る施設を確保するとともに、そこに、水、食料や光熱を得るための備蓄、応急措置のための資機材を確保しておく必要がある。その際、施設等が被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

- (ア) 孤立予想地域区の集落施設等の実態を把握し、未設置地域の解消と老朽施設の更新、当面不可能な場合には代替家屋の選定等について、地区を指導する。
- (イ) 孤立化が予想される集落単位での備蓄に配慮する。

#### イ 【住民等が実施する計画】

- (ア) 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮するものとする。
- (イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

## 第13節 食料品等の備蓄・調達計画

【総務課・民生課】

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から概ね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、村は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的  
地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め  
食料の備蓄を実施する。

### 第2 主な取組み

- 1 住民が発災直後から概ね3日間分を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。
- 2 関係業者と協定を締結し、調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 3 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

##### (1) 現状及び課題

食料の調達については、災害救助用米穀の供給については「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合に  
おける応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。  
その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保  
する必要があるが、防災の第一次的責任を有する村は、それぞれの地域の実状に勘案し、  
食料を持ち出しできないできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等につい  
て計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄のほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎり  
といった備蓄になじまない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

- (ア) 村は、人口の10%の2食分程度を目安として、乾パン、缶詰、レトルト食品等の調  
理が容易な食品を中心に非常用食料の備蓄を行うものとし、必要に応じて更新するも  
のとする。関係業者からの調達を含め、備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。
- (イ) 他の地方公共団体と災害時の相互応援協定の締結を図る。

- (ウ) 非常用食料については、保管場所、保存期限に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (エ) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について、十分周知啓発を行う。
- (オ) 関係業界からの食料品等の調達体制の整備に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 農林水産省
  - a 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10節の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応する。
  - b 政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておくものとする。
- (イ) 米穀販売事業者
  - 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備する。
- (ウ) 卸売市場業者
  - 生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について、県内卸売市場間で協定を締結する。

ウ 【住民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり概ね3日分の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持出しできる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

エ 【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

## 2 食料品等の供給計画

### (1) 現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。

これらの協定により調達した食料や備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、村の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

### (2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。
- (イ) 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜、ヤカン）、食器類（茶碗、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。

## 第14節 給水計画

【生活環境課】

### 第1 基本方針

飲料水等の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼動できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ過器を設置し製造を行う。

また、被災していない近隣市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水等の確保を図る。

さらに、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。災害発生により水源・浄配水池及び送配水管に異状をきたした場合、水道法により給水停止をする。

災害時の給水活動は道路災害や交通渋滞などにより、大変困難が予想されるが、復旧までの間、できる限り応急給水で対処する。

### 第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、安全性の確保又は飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を強化し、飲料水の供給体制を確立する。

### 第3 計画の内容

#### 1 飲料水の備蓄・調達体制の整備

##### (1) 現状及び課題

現在、本村では浄水場が10箇所、配水地が34箇所あるが、緊急遮断弁が設置されていない。また、取水口への土砂流入等は、水の確保ができなくなり大きな問題となる。

今後、配水池及び浄水場等の施設に対する安全性の確保、並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の設備・建設には多大な費用が必要である。

##### (2) 実施計画

#### ア 【水道事業者としての村が実施する計画】

- (ア) 配水池等の容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の耐震化等災害に対する安全性の確保等の整備を行う。
- (イ) 住民が実施する事項への支援を行う。
- (ウ) 県が実施する事項に協力を行う。
- (エ) 予備水源、予備電源の確保を行う。
- (オ) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

#### イ 【住民が実施する計画】

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。

- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

## 2 飲料水等の供給計画

### (1) 現状及び課題

現在、本村には緊急時用浄水装置（4立米/h）、給水タンク、給水袋（10ℓ）、（5ℓ）が整備されており、緊急時にはこれにより供給を実施するが、大規模な災害においては、不足が予想される。

### (2) 実施計画

#### 【水道事業者としての村が実施する計画】

- ア 被災していない配水池がある場合には、当該配水池から飲料水等の確保を図る。
- イ 水源、浄配水池及び送配水管が被災したときは、給水停止措置を執り、緊急措置として、深井戸、河川、プール等の水をろ過、滅菌して送水する。
- ウ 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。その際、医療機関、福祉施設への供給を優先させるものとする。
- エ 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- オ 給水車による住民への給水の拠点は、避難地、避難場所を基本とする。
- カ 給水車、給水タンク、ポリタンク、給水袋の確保を推進する。
- キ 本村だけでは飲料水の輸送が困難なときは、隣接市町村や地域振興局等へ支援を要請する。

#### 給 水 目 標 水 量

- 1 第1段階  
生命維持に必要な水量として1人1日3ℓ程度、混乱期の3日間とする。
- 2 第2段階  
炊事、洗面等の最低生活を営むための水量1人1日20ℓ、約10日間とする。
- 3 第3段階  
若干の不便はあるが、通常の生活に必要な水量、1人1日250ℓ程度

## 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

【総務課・民生課】

### 第1 基本方針

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、生活必需品の備蓄・供給体制の整備を図る必要がある。

#### 1 災害時の主な生活必需品

- ・ 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- ・ 衣類（上着、下着、靴下、作業着、防寒着等）
- ・ 炊事用具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- ・ 身の回り品（傘、履物、タオル、生理用品、紙おむつ、おしりふき等）
- ・ 食器等（はし、茶わん、ほ乳ビン、粉ミルク等）
- ・ 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ウェットティッシュ等）
- ・ 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

#### 2 必要量

人口の10%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

### 第2 主な取組み

備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

##### (1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達については、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

- (ア) 村は、生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。
- (イ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。



イ 【関係機関が実施するとされている計画】

関係機関は、必要な生活必需品の備蓄を図るものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、食糧、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行うものとする。

## 2 生活必需品の供給体制の整備

### (1) 現状及び課題

災害発生直後、ただちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する計画】

ア 備蓄品だけでは不足が予想される物資の種類、数量等を把握するための情報収集方法・体制の整備を進める。

イ 輸送されてくる生活必需品の集積場所を選定する。集積場所の選定に当たっては、次の点に留意する。

(ア) 村外からの交通の便がよく、大型トラック等による搬入が可能であること。

(イ) 大量の物資を集積できるスペースを確保できること。

(ウ) 大規模地震による被害が少ないと予想される場所であること。

(エ) 供給先の避難所等にも近く、輸送手段が確保できること。

ウ 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、迅速な供給が行えるような計画を作成する。

## 第16節 危険物施設等災害予防計画

【総務課・飯田広域消防本部】

### 第1 基本方針

風水害等により、危険物、火薬類、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物施設等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

### 第2 主な取組み

- 1 危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 放射性物質賞施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 6 石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 7 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

### 第3 計画の内容

#### 1 危険物施設災害予防計画

##### (1) 現状及び課題

危険物施設においては、風水害等発生時における危険物による二次災害発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村・飯田広域消防本部が実施する計画】

##### (ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、風水害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- c 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

##### (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

- (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況
- (イ) 自主防災組織の整備促進
 

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。
- (ウ) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進
 

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。また、危険物施設の管理者に対し、災害発生時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。
- (エ) 相互応援体制の整備
 

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率的な自衛消防力の確立について指導する。
- (オ) 県警察との連携
 

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、県警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

## 2 火薬類施設災害予防計画

### (1) 現状及び課題

村内には、清内路花火関連施設の煙火製造所、火薬庫等がある。これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に、風水害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。

しかし、火災が発生した場合は、爆発等により周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

### (2) 実施計画

#### 【県が実施する計画】

#### ア 県商工労働部が実施する計画

- (ア) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。
- (イ) 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。
- (ウ) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図る。
  - a 自主保安体制の整備
 

風水害等の発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行

うよう努めるものとする。

b 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努めるものとする。

c 付近住民に対する周知

付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよう努めるものとする。

イ 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

### 3 液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

ア 液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

イ 災害時に、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒・流出防止措置を徹底するとともに、消費者のとるべき緊急措置についての周知を確実に行うよう指導する。

ウ 水害時に、容器置場等から液化石油ガス容器が流出しないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、万全の対策を講じるよう指導する。

### 4 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害発生時に備えて常時備蓄している。

また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県健康福祉部が実施する計画

- a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。
  - b 災害発生緊急通報系統を作成する。
  - c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。
  - d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。
  - e 災害発生状況を把握するため、保健所等における空気呼吸器などの体制整備を図る。
  - f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催する。
- (イ) 警察本部が実施する計画
- 毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。
- イ 【長野県医薬品卸協同組合が実施する計画】
- 毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

## 5 放射性物質使用施設災害予防計画

### (1) 現状及び課題

県内における放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する計画】

ア 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

イ 村は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

## 6 石綿使用建築物等災害予防計画

### (1) 現状及び課題

石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、風水害発生時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

アスベスト測定機器の整備、またアスベスト測定技術者の育成により、風水害発生時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。

7 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定められている。風水害発生時においても、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

事業場への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図る。

ア 特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措置が講じ、かつ、その事故を速やかに復旧できるよう防災体制の整備に努めること。

イ その事故の状況を直ちに県に通報できるよう緊急連絡体制の整備に努めること。

## 第17節 電気施設災害予防計画

【電力会社】

### 第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- ①災害に強い電気供給システムの整備促進
  - ②災害時を想定した早期復旧体制の整備
- を重点に、予防対策を推進するものとする。

### 第2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

### 第3 計画の内容

#### 1 施設・設備の安全性の確保

##### (1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保するものとする。

##### (2) 実施計画

【中部電力（株）が実施する計画】

水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。

#### 2 職員の配置計画

##### (1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立するものとする。

##### (2) 実施計画

【中部電力（株）が実施する計画】

非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておくものとする。

#### 3 関係機関との連携

##### (1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動に

ついて関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

災害時における住民等に対しての情報提供等の観点から、平常時から緊急連絡先等について中部電力（株）との連携を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 電力会社において平常時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておくものとする。

(イ) 中部電力（株）は、県企業局との間で、電力供給の円滑化、設備の保安全管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておくものとする。

(ウ) 県及び地域振興局、村に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化するものとする。



## 第18節 上水道施設災害予防計画

【生活環境課】

### 第1 基本方針

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。

これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

### 第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

##### (1) 現状及び課題

水道事業者としての村は、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、共同溝設置等の研究が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

##### (2) 実施計画

#### 【水道事業者としての村が実施する計画】

水道施設、設備の整備及び安全性の確保のため、次の対策を行う。

- a 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- b 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- c 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進を図る。
- d 復旧資材の備蓄を行う。
- e 水道管路図等の整備を行う。

## 第19節 下水道施設災害予防計画

【生活環境課】

### 第1 基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害について機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に重大な支障が生じた場合は、関係機関との相互応援協定等に基づき連携の強化を図り、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を迅速に図る必要がある。

### 第2 主な取組み

- 1 下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等の風水害に対する安全性の確保を図る。
- 2 排水施設等に雨水を浸透させる機能を持たせることで雨水流出量の削減を図る。
- 3 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳等の整備・拡充を図る。
- 6 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 下水道等の風水害に対する安全性の確保

##### (1) 現状及び課題

風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理上等の冠水及び内水氾濫による住宅地等の浸水被害が予想される。

この対策として過去の経験、浸水想定区域図、ハザードマップ等のソフト対策による浸水対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する計画】

ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

#### 2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

##### (1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、災害時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。

イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。

### 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用資機材が必要となる。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

### 4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

下水道台帳等の適切な調製、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

### 5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被害を受けた場合においてもライフラインとしての機能を確保できる体制を整えておく必要がある。このため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替体制の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

**【村が実施する計画】**

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

## 第20節 通信・放送施設災害予防計画

【総務課・協働活動推進課】

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう予防措置を講ずる。

### 第2 主な取組み

- 1 村・各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 村は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 東日本電信電話株は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 緊急時のための通信確保

##### (1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

##### (2) 実施計画

##### 【村・各機関において実施する計画】

有線・無線系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。

#### 2 防災行政無線通信施設災害予防

##### (1) 現状及び課題

本村においては、同報系防災行政無線、移動系防災行政無線、消防無線及び衛生携帯電話が整備されている。今後、各無線設備の災害対策を講ずる必要がある。

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する計画】

設備の風水害への安全性・耐震性など災害予防対策を図るとともに、老朽施設の更新を進める。

#### 3 通常の状態における通信連絡

災害に関する情報、警報等の関係機関に対しての伝達等については、次の手段による。

##### ア 防災行政無線

- イ 戸別音声告知放送
- ウ 消防無線
- エ NTT電話
- オ メール配信
- カ ホームページ

#### 4 電気通信施設災害予防

##### (1) 現状及び課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策と危機管理体制を整備する必要がある。

また、災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信施設等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するために、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

災害時における住民等に対しての情報提供等の観点から、平常時から緊急連絡先等について東日本電信電話（株）との連携を図る。

###### イ 【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)が実施する計画】

災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

###### (ア) 被災状況の早期把握

県及び村防災機関等との情報連絡の強化を図る。

###### (イ) 通信システムの高信頼化

- a 主要な伝送路を多ルート構成も若しくはループ構成とする。
- b 主要な交換機を分散設置させる。
- c 通信ケーブルの地中化の推進
- d 主要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

#### 5 放送施設災害予防

##### (1) 現状及び課題

###### ア 日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出及び受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

###### イ 信越放送(株)

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

(ウ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ ㈱長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

(ア) 演奏所、送信所、各中継所については、出来るだけ予備系統を設ける。(放送装置の現用予備2台化等)

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

(ウ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ ㈱テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の風水害対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の風水害対策について

社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。

(イ) 電源設備について

自家発電および無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送㈱

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

(ア) 放送施設の転倒防止等固定化の実施

(イ) 予備放送設備の整備

- (ウ) CS衛生経路によるネットキー局との放送回線の確保
  - (エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働
- (2) 実施計画
- ア 【日本放送協会が実施する計画】
 

平常時からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。
  - イ 【信越放送㈱が実施する計画】
 

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。
  - ウ 【㈱長野放送が実施する計画】
    - (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。
    - (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。
    - (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。
  - エ 【㈱テレビ信州が実施する計画】
    - (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。
    - (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。
  - オ 【長野朝日放送㈱が実施する計画】
 

放送回線・通信回線の拡充を図る。

    - (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加
    - (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保
    - (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検
  - カ 【長野エフエム放送㈱が実施する計画】
 

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行う。

    - (ア) 地下受電設備の浸水対策の推進
    - (イ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。
    - (ウ) 演奏所電源系改修の実施
    - (エ) STL非常回線の設置を検討
    - (オ) 可搬型非常用送信機設置等の実施



## 第2 1 節 災害広報計画

【総務課】

### 第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制を整備協定の締結等を行っておく必要がある

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係わる体制の整備に努める。

### 第2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

### 第3 計画の内容

#### 1 被災者及び住民等への情報の提供体制

##### (1) 現状及び課題

災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して適切な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

広報は、各種情報をいち早く村民に知らせるとともに、デマ情報でのパニックを防ぐ意味でも重要な事項であり、二次災害に関する注意、ガス等の使用注意、救護所や医療機関の状況、避難勧告又は指示、避難所の開設状況、公共施設の被害及び復旧状況、ライフライン施設の被害について、被災者のニーズを把握し、防災行政無線を利用するほか、広報車による巡回、広報紙の発行等により伝達する。

- (ア) 被災者及び住民等に対する情報の提供は、災害対策本部から防災行政無線により行う。なお、必要に応じ広報車による広報を行う。
- (イ) 被災者及び住民等からの問い合わせ等は、専用の窓口や専用電話、ファックスを設置し、職員が専属で対応できる体制の整備を図る。
- (ウ) 有線テレビジョン放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (エ) ホームページ等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。

- (オ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ協議会と体制の整備・確認を行う。
- (カ) (オ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- (キ) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。
- (ク) 広報の内容は、次の事項等を行う
  - a 風水害に関する予警報及び情報
  - b 被害情報
  - c 住民に対する避難勧告、避難指示等に関する事項
  - d 交通機関の運行状況及び交通規制状況
  - e 災害救助活動状況
  - f 電信・電話の通信状況
  - g 県、警察、自衛隊等関係機関の対策状況
  - h 応急対策状況
  - i 電力・水道・ガスなどの状況及び対策状況
- イ **【報道機関等が実施する計画】**  
県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行う。
- ウ **【電気通信事業者が実施する計画】**  
災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

## 2 報道機関への情報提供

### (1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とは、あらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

### (2) 実施計画

#### **【村が実施する計画】**

ア 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

イ 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法について報道機関と確認を行っておく。

## 第2 2節 土砂災害等の災害予防計画

【総務課・建設農林課】

### 第1 基本方針

本村においても、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県の協力を得て危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に、近年災害時要援護者関連施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域内については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

### 第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止と防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 災害時要援護者関連施設周辺の土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内について防災対策を推進する。
- 3 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害を生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

### 第3 計画の内容

#### 1 地すべり対策

##### (1) 現状及び課題

本村は、地質構造の特異性から山間地を中心に地すべり危険箇所等が存在しており、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

(ア) 地すべり危険箇所に関する警戒避難体制についての確立に努めるとともに村民に対し周知を図る。

(イ) おおむね対策工事が完了した地区について、県からの委託により巡視及び軽微な修繕を行う。

###### イ 【住民が実施する計画】

地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深めるものとする。

## 2 山地災害危険地対策

### (1) 現状及び課題

山地崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区が存在していることから、危険地域を把握する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

県が実施する調査に、関係住民の理解を得ながら協力し、常にその状態について把握していく。

## 3 土石流対策

### (1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

#### (ア) 警戒又は避難を行うべき基準

警戒又は避難を行うべき基準は、長野県建設部砂防課の「土石流警戒避難基準雨量について」による。

大雨には、局地性があるので雨量観測値が基準雨量に達しない時でも危険な兆候が認められた場合は、村は避難等について住民を指導する。

#### (イ) 避難方法の周知

降雨時に混乱なく避難させるため、避難について必要な事項について定める。

#### a 土石流危険溪流の所在地

**(別に定める防災マップのとおり)**

#### b 土石流危険溪流の区域

**(別に定める防災マップのとおり)**

#### (ウ) 避難勧告等の発令時期、伝達手段、誘導及び移送等土石流の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための勧告、指示、伝達、誘導、収容及び救助等は、次に定めるとおりとする。

#### a 避難勧告、避難指示

土砂災害警戒情報が発表された場合に避難準備情報を発令し、災害時要援護者は避難を開始し、それ以外の住民は避難の準備を行う。

#### b 避難勧告、避難指示

土石流が発生し、また発生する恐れがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認められる地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、急を要すると認めるときは、これらの者に対して避難のための立ち退きを指示する。

#### c 勧告、指示する例示

- (a) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- (b) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木が混じり始めた場合
- (c) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少した場合
- (d) 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

d 避難場所及び避難所

別に定める資料のとおり

イ 【住民が実施する計画】

土石流危険溪流についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

#### 4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

がけくずれ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、住民へ周知する。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知する。
- (ウ) がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難勧告又は指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。
- (エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させる。
- (オ) 農業用排水路について危険箇所を調査する。

イ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、村等に緊急連絡ができるようにするものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

日頃より危険箇所についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

#### 5 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い村内には、災害時要援護者関連施設が、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地域については、災害時要援護者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 防災マップや研修会等の機会を通じて住民に対して災害危険箇所等の周知を図っていくものとする。
- イ 災害時要援護者関連施設に係る対策として、土砂災害を受けるおそれのある施設の管理者に対して土砂災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、防災体制の整備を図る。

## 6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い村内には、土砂災害警戒区域に指定される箇所が多く存在し、これらの区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
  - (ア) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
  - (イ) 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物徐却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- イ 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。
  - (ア) 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、それらを住民に周知する。
  - (イ) 土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

## 第23節 建築物災害予防計画

【総務課・地域経営課・教育委員会】

### 第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

### 第3 計画の内容

#### 1 建築物の風害対策

##### (1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

- (ア) 公共建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (イ) 一般建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (ウ) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (エ) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

###### イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。

#### 2 建築物の水害対策

##### (1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築物の制限を行う必要がある。

##### (2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の運用を適切に行う。

(イ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずるものとする。

### 3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

長野県における国・県指定文化財のうち、構造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。。

(イ) 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行う。

イ 【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。



## 第24節 道路及び橋梁災害予防計画

【建設農林課】

### 第1 基本方針

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連絡を強化しておく。

### 第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性の確保に努める。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

##### (1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。

この対策として各関係機関と協力し、道路施設及び橋梁について安全性の強化を図る必要がある。

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する計画】

それぞれの施設の整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

#### 2 関係団体との協力体制の整備

##### (1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

地域防災計画等の定めるところにより、関係機関との協力体制を整備する。

イ 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・村の協定等に協力するものとする。

### 3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁等村の管理する道路に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【村・飯田警察署が実施する計画】

村及び飯田警察署は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。

## 第25節 河川施設災害予防計画

【建設農林課】

### 第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川施設の被災は多くの人命、財産を失う甚大な社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

### 第2 主な取り組み

- 1 過去の風水害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し、優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河動の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 3 既存のダム施設等に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の災害時要援護者施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 河川施設災害予防

##### (1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じる必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図る。

#### 2 ダム施設災害予防

##### (1) 現状及び課題

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

###### イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。ま

た、定期点検を行い、ダム及び貯水池に維持管理に努めるものとする。

- (イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施工するものとする。

### 3 浸水想定区域内の災害予防

#### (1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら災害時要援護者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の防災体制に確立を図る必要がある。

#### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

- (ア) 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。
- (イ) 災害時要援護者関連施設、自主防災組織等と連絡を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

##### イ 【浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設が実施する計画】

- (ア) 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

## 第26節 ため池災害予防計画

【建設農林課】

### 第1 基本方針

村内にはおよそ5か所の農業用ため池があり、明治初期から昭和20年頃に築造したものがほとんどである。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係農民の努力により維持され現在に至っているが、中には、堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽が甚だしいものもある。洪水等によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがある。雨期には関係者に警告を発するとともに、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

### 第2 主な取組み

巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。

また、決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップの作成および住民への公表など減災対策の推進に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 現状及び課題

ため池台帳に記載されている農業用ため池のほか受益のなくなった旧農業用ため池もある。老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼす恐れがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施している。

#### 2 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

- (ア) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。
- (イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。
- (ウ) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。
- (エ) ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。

##### イ 【関係機関が実施するとされている計画】

- (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに村に緊急連絡ができるようにするものとする。
- (イ) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに村に結果を報告するものとする。

## 第27節 農林水産物災害予防計画

【建設農林課】

### 第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚等生産施設、農産物出荷貯蔵施設・農水産物加工施設等の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農産物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産、流通・加工施設の安全性の確保、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

### 第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

### 第3 計画の内容

#### 1 農水産物災害予防計画

##### (1) 現状及び課題

風水害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

村は、下伊那農業改良普及センター、みなみ信州農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

##### (ア) 技術対策

各種災害から防護するため、村は関係機関と連携を密にし、気象条件に対応した技術指導、予防技術対策を樹立し、関係機関、農家に指導の徹底を図る。

##### (イ) 凍霜害対策

凍霜害から未然に防止するため、常に関係機関から情報をキャッチし、霜の有無・程度・最低気温の予想及び技術指導等を防災行政用無線・音声告知放送を通じて関係農家に周知徹底を図る。

##### (ウ) その他の気象災害対策

風害・風水害・干害・ひょう害・寒害等についても予知に努め、規模、程度に応じた対策の早期徹底に努める。

##### (エ) 病虫害防除対策

病虫害防除の徹底を図るため、音声告知放送、関係団体の協力を得て農作物病虫害の防除推進を図るように努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

村と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

農作物等災害対策指針に基づき災害予防対策を実施するものとする。

## 2 林産物災害予防計画

### (1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

### (2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

(ア) 村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努めるものとする。(中部森林管理局)

(イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。

(ウ) 関係業界は、県、村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ 【住民が実施する計画】

村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

## 第28節 二次災害の予防計画

【各課】

### 第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

### 第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 構造物に係る二次災害予防対策

##### (1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

村は、それぞれの計画の定めるところにより整備する。

##### イ 【関係機関が実施する計画】

関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

##### (1) 現状及び課題

##### [危険物関係]

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

##### [火薬関係]



火薬類取扱施設は、風水害により直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性があり、被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

[液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒・流出防止措置の徹底など、災害対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

[毒物劇物関係]

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤の備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【村が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

イ 【危険物取扱事業所が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (ウ) 自衛消防組織の強化促進
- (エ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

[火薬関係]

ア 【県が実施する計画】

- (ア) 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- (イ) 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

イ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- (ア) 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- (イ) 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

[液化石油ガス関係]

ア 【県が実施する計画】

液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

イ 【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

- (ア) 容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
- (イ) 水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講じておくものとする。

[毒物劇物関係]

ア 【県が実施する計画】

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- (イ) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- (ウ) 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
- (エ) 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

イ 【関係機関が実施する計画】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備

### 3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

- ア 危険箇所を把握する
- イ 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備をする。
- ウ 情報収集体制の整備
- エ 流木除去体制の整備

### 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所(土砂災害危険箇所)を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

- (ア) 土砂災害危険箇所を把握する。
- (イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備をする。

イ 【村が実施する計画】

- (ア) 情報収集体制の整備
- (イ) 警戒避難体制の整備

## 第29節 防災知識普及計画

【各課】

### 第1 基本方針

「自分の命は、自らが守る」が防災の基本であり、県、村、防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、住民が日常から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業、自主防災組織などの連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

そこで、県、村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努めるものとする。

### 第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

### 第3 計画の内容

#### 1 住民等に対する防災知識の普及活動

##### (1) 現状及び課題

災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、災害時要援護者に対してどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等を利用して、次の事項の啓発活動を行う。

- a 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害等に関する一般的な知識
- b 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- c 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防

災意識

- d 災害時にとるべき行動に関する知識
  - e 正確な情報入手の方法
  - f 災害時要援護者に対する配慮
  - g 男女のニーズの違いに対する配慮
  - h 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
  - i 平素、住民が実施しうる食料・水等の備蓄、出火防止等の対策の内容
  - j 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
  - k 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
  - l 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - m 各地域における避難地、避難路に関する知識
- (イ) 防災マップ、災害時の行動マニュアル、災害ハザードマップ等を作成・配布し、徹底した情報提供を行う。
- a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配付する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
    - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
    - (b) 災害時要援護者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
  - b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
    - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
    - (b) 避難地に関する事項
    - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
  - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- (ウ) 自主防災組織における、防災マップ等の作成に対する協力について指導推進する。
- (エ) 上記の防災マップ等の配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性はあることも併せて周知する。
- (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配付、有識者による研修会や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- イ **【自主防災組織等が実施する計画】**
- 災害ハザードマップ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、災害ハザードマップ等の作成に協力するものとする。
- ウ **【報道機関等が実施する計画】**

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

エ 【住民等が実施する計画】

住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (コ) 地域の防災マップの作成

オ 【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

カ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

## 2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

### (1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者を収容している施設、旅館・ホテル、スーパーマーケット等不特定多数の者が利用する施設の管理者における災害時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

### (2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

村が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害発生時における行動、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害時要援護者に対する配慮等防災知識の普及徹底を行う。

イ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

## 3 学校における防災教育の推進

### (1) 現状及び課題

小学校・中学校・高等学校及び保育所（以下この節において「学校」という。）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【村（教育委員会・保育所）が実施する計画】

ア 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- (ア) 防災知識一般
- (イ) 避難の際の留意事項
- (ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- (エ) 具体的な危険箇所
- (オ) 災害時要援護者に対する配慮

ウ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

#### 4 村職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項に関する防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 自然災害に関する一般的な知識
- イ 自然災害が発生した場合にとるべき初動体制に関する知識
- ウ 職員として果たすべき役割
- エ 災害応急対策として講ずる対策に関する知識
- オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

#### 5 大災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する計画】

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。



## 第30節 防災訓練計画

【総務課】

### 第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

### 第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

### 第3 計画の内容

#### 1 防災訓練の種別

##### (1) 現状及び課題

本村では、毎年9月1日「防災の日」を中心に防災週間（8月30日～9月5日）内において防災訓練を実施している。今後も訓練内容をより実践的で充実したものにしていく必要がある。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

(ア) 村は、住民の参加を得て、相互の協調体制の強化による被害防止を目的として大規模な災害を想定した総合防災訓練を行う。

##### a 実施時期

毎年防災週間（8月30日～9月5日）内に実施する。

##### b 実施場所

村内1地区・自治会をメイン会場として、全ての自治会単位で実施する。

##### c 実施方法

住民及び関係機関の参加を得て次の訓練を中心とした総合防災訓練を行う。

##### (a) 水防訓練

水防管理者及び県は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

##### (b) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎよ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練とあわせて行う。

(c) 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(d) 通信訓練

災害時における災害対策現地本部、村災害対策本部との円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(e) 避難訓練

災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の参加を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(f) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえでの抜き打ち的实施も検討する。

(g) 情報収集及び伝達

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達訓練を実施する。

また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

(h) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実効でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(i) 複合災害を想定した訓練の実施

地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

(j) 災害要援護者に対する訓練

災害時における災害時要援護者の安否の確認、避難誘導等地域住民も含めた実践的な訓練を行う。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、県、村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

ウ 【企業等が実施する計画】

企業等においても独自に防災訓練を実施するとともに、県、村等が実施する訓練に積極

的に参加するよう努めるものとする。

## 2 実践的な訓練の実施と事後評価

### (1) 現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

### (2) 実施計画

#### 【訓練の実施機関において実施する計画】

#### ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、災害時要援護者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(イ) 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。

(ウ) 災害時要援護者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

#### イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

## 第3 1節 災害復旧・復興への備え

【各課】

### 第1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制充実に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復興活動を行うため、また、重要で膨大な行政関係等の資料を保護するために、平常時からデータの保存及びバックアップ体制を整備しておく。

なお、災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。

### 第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、重要な資料についてはバックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の備蓄及び供給体制の整備を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 災害廃棄物の発生への対応

##### (1) 【村が実施する計画】

大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。

#### 2 データの保存及びバックアップ

##### (1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

あらかじめ、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、村において保管している公図等の写しの被災の回避のため手段を講ずる。

###### イ 【関係機関が実施する計画】

あらかじめ、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

#### 3 災害復旧用材の備蓄及び供給体制の整備

##### (1) 現状及び課題

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給し、価格の安定を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

村は、関係業者、飯伊森林組合、県等の協力をえて木材調達体制を整備を図る。

## 第3 2節 自主防災組織等の育成

【総務課】

### 第1 基本方針

災害発生時の被害の拡大防止や軽減のためには、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで重要である。特に出火防止や初期消火、災害時要援護者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織は、日頃の活動を通じて地域の連帯感や支え合いの精神を強化するという意味でも、今日の社会環境の中で果たす役割は大きなものになっている。

今後、企業、事業所等の協力も得て、すべての住民が参加する訓練や研修会を行い、組織の活性化と強化を図っていく。

### 第2 主な取組み

- 1 自主防災組織は原則として区・自治会単位で組織する。
- 2 村は、自主防災組織が活動環境を整備し、活動の場を確保するための支援を行う。
- 3 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容・役割を明確化する。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。
- 6 企業、事業所の防災組織との連携態勢確立のための指導を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 自主防災組織の充実強化

##### (1) 現状及び課題

現在、本村の自主防災組織は各地区において組織されているが、今後、防災意識の一層の涵養に努め、住民総参加を目指して組織化を進め、活動の充実を図る必要がある。

また、企業、事業所の防災組織についても一層強化を図っていく必要がある。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する計画】

- (ア) 村は、各地区住民に対して自主防災意識の普及・啓発活動を行い、自主防災組織の発足や活性化のための支援を行う。
- (イ) 平日、昼間の防災活動にも対応できることに留意した組織となるよう努める。
- (ウ) 円滑かつ迅速な活動のための防災資機材の整備を支援する。

#### 2 組織の活動内容

##### (1) 平常時の活動

- ア 災害に対する日ごろの備えや、災害発生時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施

- ウ 地域の安全点検に基づく防災マップの作成、配布
- エ 災害時要援護者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- オ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検
- (2) 災害発生時の活動
  - ア 情報の収集及び伝達
  - イ 出火防止、初期消火
  - ウ 避難誘導活動
  - エ 救出救護の実施及び協力
  - オ 炊き出し等の給食給水活動
  - カ 避難所の開設と運営

### 3 活動環境の整備

- (1) 現状及び課題
  - 自主防災組織がより有効な活動をするために、各種補助事業・助成事業の制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。
- (2) 実施計画
  - 【村が実施する計画】
    - 助成事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

### 4 組織の活性化

- (1) 現状及び課題
  - 災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織の活性化が欠かせないが、組織の活性化を図るため、リーダーや役員に対する教育、研修等を実施するとともに、青年や女性の組織への参加が求められている。
- (2) 実施計画
  - 【村が実施する計画】
    - 自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修等を実施するとともに、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。

### 5 各防災組織相互の協調

- (1) 現状及び課題
  - 地域にある複数の自主防災組織が発災時に連携のとれた活動を行えるように、日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。
  - また、地域コミュニティーの防災体制についても充実する必要がある。
- (2) 実施計画
  - 【村が実施する計画】

ア 村は、自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るための協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

イ 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティーの防災体制の充実を図る。



## 第33節 企業防災に関する計画

【総務課・地域経営課】

### 第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

### 第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 企業防災

##### （1）現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。

活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

##### （2）実施計画

#### ア 【村・県が実施する計画】

（ア）住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

（イ）企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

#### イ 【企業が実施する計画】

- (ア) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。
- (イ) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、防災住民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (エ) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

## 第34節 ボランティア活動の環境整備

【民生課・社会福祉協議会】

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速にかつ的確に実施するためには、県、村、防災関係機関だけでは十分な対応ができないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び労働提供等意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

### 第2 主な取組み

- 1 災害救援ボランティアの事前登録を、村社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の強化を進める。
- 4 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 災害救援ボランティアの事前登録

##### (1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し、情報の収集伝達、医療救護活動、災害時要援護者の介護、物資・資材の輸送配分等多種多様である。

こうした多種多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する計画】

村は、村社会福祉協議会及び日本赤十字社（長野県支部）等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

###### イ 【村社会福祉協議会及び日本赤十字社（長野県支部）等ボランティア関係団体が実施する計画】

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

#### 2 防災ボランティア活動の環境整備

##### (1) 現状及び課題

災害時において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアと連携について検討する。

### 3 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

本村ではボランティア団体がそれぞれの団体の設立目的等に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救助等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

【村が実施する計画】

ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議の配置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

### 4 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

【村、社会福祉協議会、日本赤十字社等が実施する計画】

村、村社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等は、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。

## 第35節 災害対策基金等積立及び運用計画

【総務課】

### 第1 基本方針

災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。

### 第2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立てを行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 基金の積立

##### (1) 現状及び課題

災害対策経費等の準備のため、村は、財政調整基金の積立てを行い、その運用にあたっている。

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

## 第36節 風水害対策に関する調査研究及び観測

【総務課】

### 第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

### 第2 主な取組み

村は、県・各関係機関と協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 【村が実施する計画】

- (1) 村は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、過去に実施した防災アセスメントや過去の災害履歴等を整理し、災害ハザードマップとして公表するものとする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努めるものとする。

#### 2 【関係機関が実施する計画】

- (1) 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば村、県への提供について協力する。
- (2) 国等が行う観測施設の設置等に積極的に協力する。

## 第37節 観光地の災害予防計画

【地域経営課】

### 第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援帯セの整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 村、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 観光地での観光客の安全確保

##### (1) 【村が実施する計画】

ア 観光地での災害発生時の村、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する、

イ 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。

ウ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

#### 2 外国人旅行者の安全確保策

##### (1) 【村が実施する計画】

ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。

イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。

ウ 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備するものとする。

##### (2) 【関係機関が実施する計画】

ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。

イ 旅館、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。





## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害直前活動

【各班（各課）】

#### 第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、また災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

#### 第2 主な活動

- 1 住民に対して気象警報・注意報等を迅速に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

#### 第3 活動の内容

##### 1 住民に対する警報等の伝達活動

###### (1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するために重要である。

村は気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等を受けた場合は、「別記」災害情報収集連絡システムにより速やかに伝達活動を行う。

###### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 関係機関から役場に入る注意報、警報等及び指示事項（以下、「気象警報等」という。）については、速やかに総務課長及び関係課等の長に伝達する。
- (イ) 総務課長は必要により気象警報等を村長、副村長へ報告し、村長等から指示がある場合は、有効な方法により住民へ周知する。
- (ウ) 住民から災害発生の恐れのある異常現象の通報があった場合、その旨を総務課長等に報告し、関係住民や関係機関に速やかに伝達する。

###### イ 【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表する。

なお、地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施する。

###### ウ 【放送局が実施する対策】

各放送局は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その

周知徹底を図るため、放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

エ 【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

エ 【住民が実施する対策】

以下のような異常を発見した者は、ただちに村又は警察に通報するものとする。

(ア) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

(イ) 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

(ウ) その他、土砂災害の前兆と見られる事象

## 2 住民の避難誘導対策

### (1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、村長は、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

### (2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、消防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警報活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施するものとする。

特に災害時要援護者に対しては、避難準備情報の伝達などの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、災害時要援護者関連施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

(イ) 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

- (ウ) 住民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、村防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (エ) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障害者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、災害時要援護者に対して配慮するよう努める。
- (オ) 避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。
- (カ) 避難指示、避難勧告の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。

イ 【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食糧、日用品等の備蓄物資を携行するものとする。

ウ 【災害時要援護者関連施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 災害時要援護者関連施設の管理者は、自らも気象情報の収集、周囲の安全確認を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。
- (イ) 災害が発生する恐れのある場合は、村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

### 3 災害の未然防災計画

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防災活動を行い、被害の発生の防止に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【水防管理者（村長）が実施する対策】

- (ア) 水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、村域の状況を情報収集する。
- (イ) 水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。
- (ウ) 状況に応じ村災害対策本部（水防本部）を設置する。
- (エ) 必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

イ 【河川管理者、農業用排水施設管理者が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、堰、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危険を防止するために必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を村、警察に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

ウ 【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ 【住民が実施する対策】

住民は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見したときは、その旨を村又は警察へ通報しなければならない。

別表【警報等の種類及び発表基準】

1 気象業務法に基づく警報・注意報等

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての警報、注意報並びに情報（以下「注・警報等」という。）をいう。

長野地方気象台で発表する警・注意報等

(1) 特別警報

|             |  |               |
|-------------|--|---------------|
| 大雨          | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 |               |
| 暴風          | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により  | 暴風が吹くと予想される場合 |
| 高潮          |  | 高潮になると予想される場合 |
| 波浪          |  | 高波になると予想される場合 |
| 暴風雪         | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合                                 |               |
| 大雪          | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合  |               |
| 津波          | 高いところで3メートルを超える津波が予想される場合<br>(大津波警報を特別警報に位置づける)                            |               |
| 火山噴火        | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合<br>(噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)      |               |
| 地震<br>(地震動) | 震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合<br>(緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)                      |               |

(2) 警報

|    |          |                                       |
|----|----------|---------------------------------------|
| 大雨 | 雨量基準     | 1時間雨量60mm                             |
|    | 土壌雨量指数基準 | 171                                   |
| 洪水 | 雨量基準     | 1時間雨量60mm                             |
|    | 流域雨量指数基準 | 阿智川流域=30、和知川流域=13、黒川流域=12<br>小黒川流域=10 |
|    | 複合基準     |                                       |

|     |       |               |
|-----|-------|---------------|
| 暴風  | 平均風速  | 17m/s         |
| 暴風雪 | 平均風速  | 17m/s 雪を伴う    |
| 大雪  | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ20cm |

(3) 注意報

|     |   |                                      |
|-----|---|--------------------------------------|
| 大雨  | 雨量基準  | 1時間雨量40mm                            |
|     | 土壌雨量指数基準  | 136                                  |
| 洪水  | 雨量基準  | 1時間雨量40mm                            |
|     | 流域雨量指数基準  | 阿智川流域=20、和知川流域=10、黒川流域=10<br>小黒川流域=8 |
|     | 複合基準  |                                      |
| 強風  | 平均風速  | 13m/s                                |
| 風雪  | 平均風速  | 13m/s 雪を伴う                           |
| 大雪  | 降雪の深さ   | 12時間降雪の深さ10cm                        |
| 雷   | 落雷等により被害が予想される場合  |                                      |
| 融雪  | 1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上<br>2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上   |                                      |
| 濃霧  | 視程  | 100m                                 |
| 乾燥  | 最少湿度20%で実効湿度55%   |                                      |
| なだれ | 1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または、積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm<br>2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上 |                                      |
| 低温  | 夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合<br>冬期：最低気温-11℃以下(高冷地で-17℃以下)   |                                      |
| 霜   | 早霜・晩霜期に最低気温2℃以下   |                                      |
| 着氷  | 著しい着氷が予想される場合   |                                      |
| 着雪  | 著しい着雪が予想される場合   |                                      |

(注)

- ア 発表基準欄に記載した数値は長野県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- イ ※1 この注意報・警報は標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。
- ※2 水防活動の利用に適合する注意報・警報は一般の注意報・警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。

ウ 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報にきりかえられる。

エ 情報の取扱いについては注・警報等の伝達系統に準じて行うものとする。

## 2 水防法に基づく警報等

### (1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

| 種 類   | 洪水予報の標題<br>(洪水危険度レベル) | 発 表 基 準   |
|-------|-----------------------|---|
| 洪水警報  | はん濫発生情報               | 洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。   |
|       | はん濫危険情報               | 基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。  |
|       | はん濫警戒情報               | 基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 |
| 洪水注意報 | はん濫注意情報               | 基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。                                 |

### (2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

| 区 分        | 発 表 基 準                                    |
|------------|--|
| 避難判断水位到達情報 | はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。 |

### (3) 水防警報

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

| 区 分  | 発 表 基 準   |
|------|---|
| 水防警報 | 水位がはん濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は、本章第8節「水防活動」参照のこと。) |

## 3 消防法に基づく警報等

### (1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険と認められるときに行う通報をいう。

| 区 分    | 発 表 基 準  |
|--------|--|
| 火災気象通報 | 気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。<br>1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。<br>2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7mを超える見込みのとき。 |

|  |   |
|--|---|
|  | 3 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。<br>(降雨、降雪のときには通報しないことがある。) |
|--|---|

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

| 区 分     | 発 表 基 準        |
|---------|----------------|
| 火 災 警 報 | (1) の発表基準に準じる。 |

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。

| 区 分                | 発 表 基 準   |
|--------------------|---|
| 土 砂 災 害<br>警 戒 情 報 | 2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を越えると予測した場合。 |

(2) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

| 区 分            | 発 表 基 準     |
|----------------|-------------|
| 記録的短時間<br>大雨情報 | 1時間雨量 100mm |

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

| 区 分    | 発 表 基 準   |
|--------|---|
| 竜巻注意情報 | 雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。 |

(4) 全般気象情報、関東甲信越地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

| 区 分                                   | 発 表 基 準   |
|---------------------------------------|---|
| 全般気象情報、<br>関東甲信地方気<br>象情報、<br>長野県気象情報 | 気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。 |

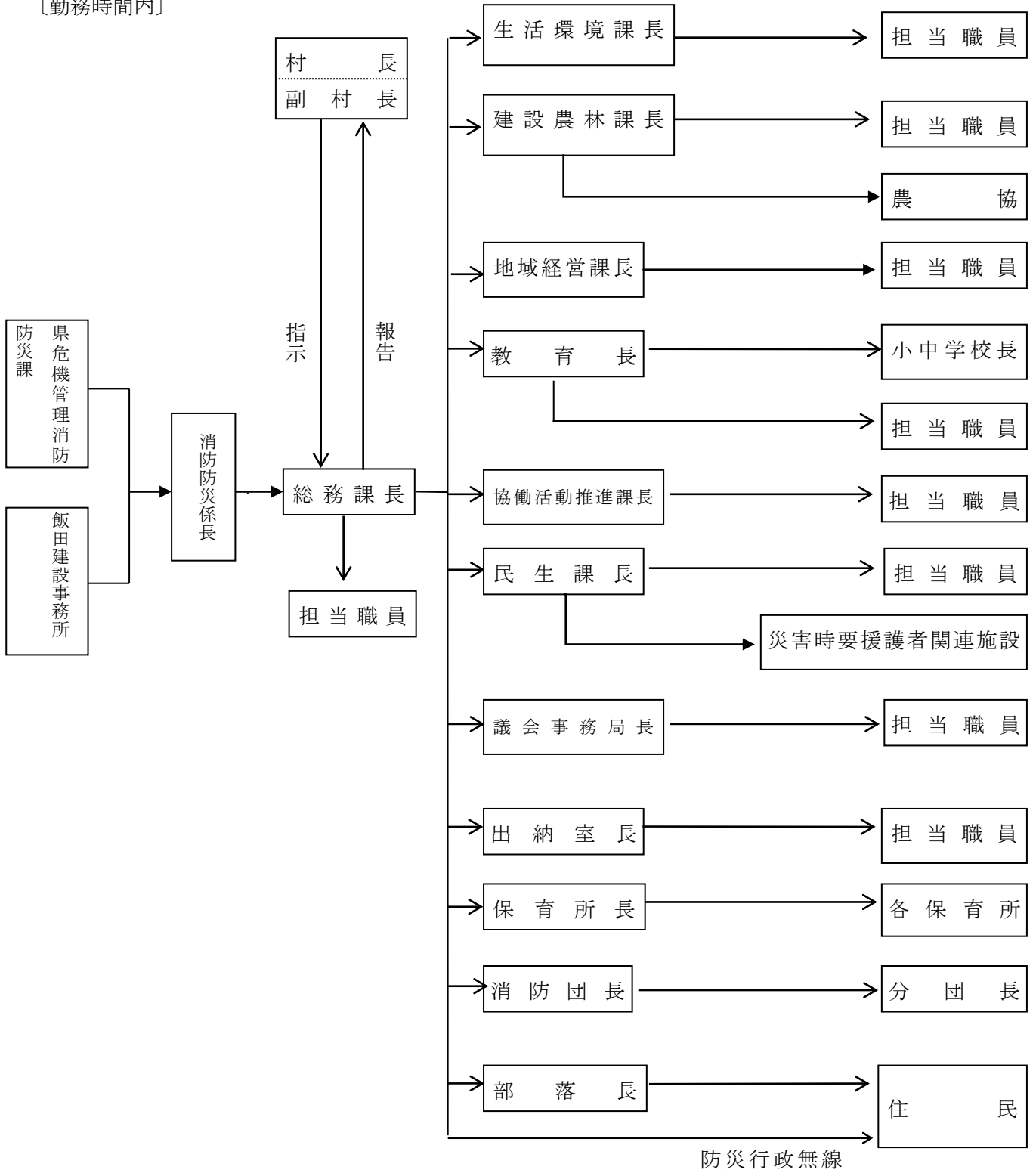
5 警報等伝達組織及び方法

(1) 伝達組織

ア 勤務中における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）

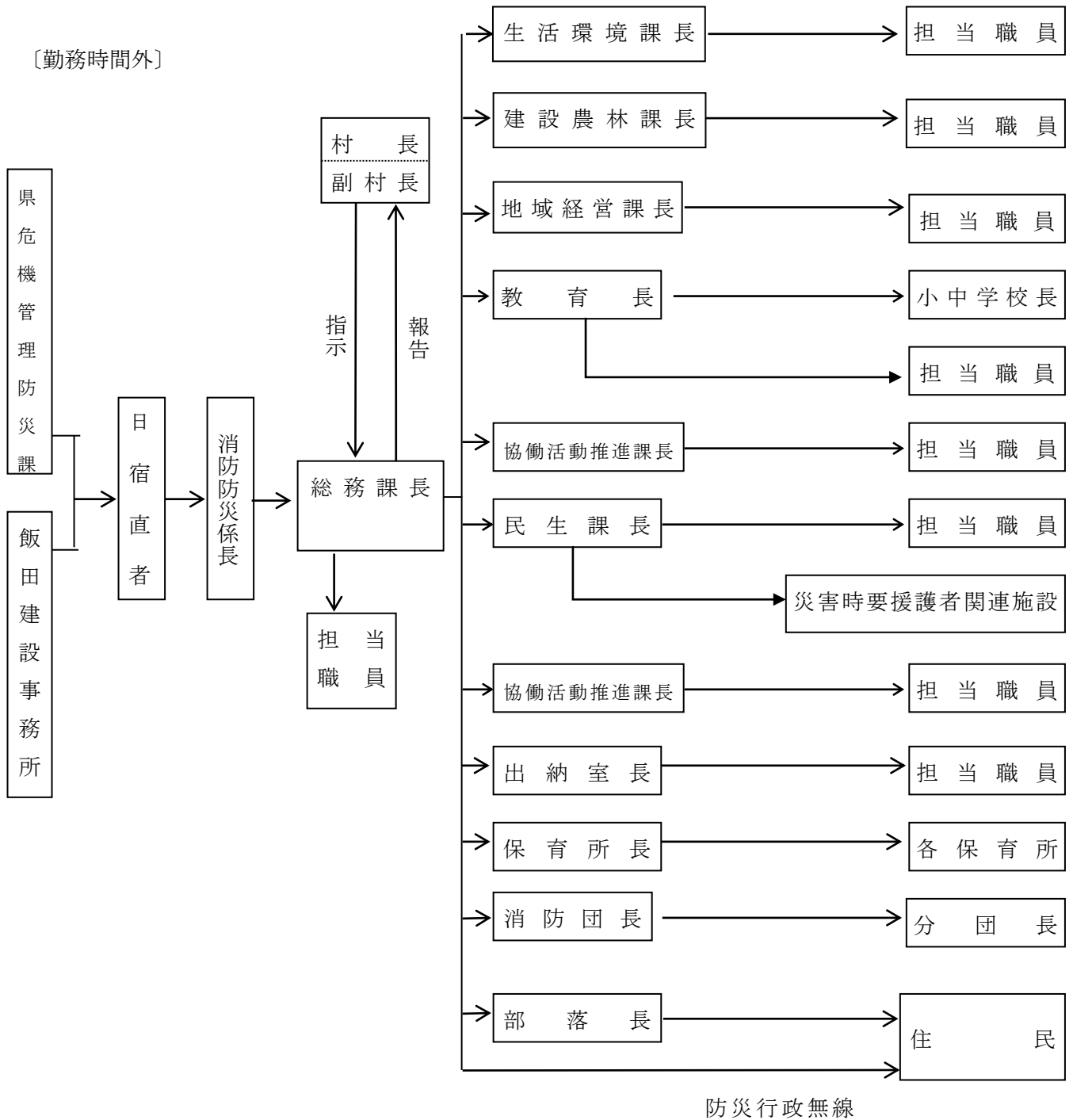
気象台警報伝達系統図

〔勤務時間内〕





イ 勤務時間外における伝達系統



(2) 伝達要領

ア 勤務時間内における要領

- (ア) 県危機管理防災課、飯田建設事務所から通知された気象予警報は、総務課長が受領する。
- (イ) 総務課長は (ア) により気象予警報を受領したときは、(1) のアの伝達系統により直ちに通知する。
- (ウ) 防災行政無線により全村放送する。

イ 勤務時間外における要領

(ア) アの(ア)に準じ気象予警報を受領したときは、(1)のイの伝達系統により通知する。

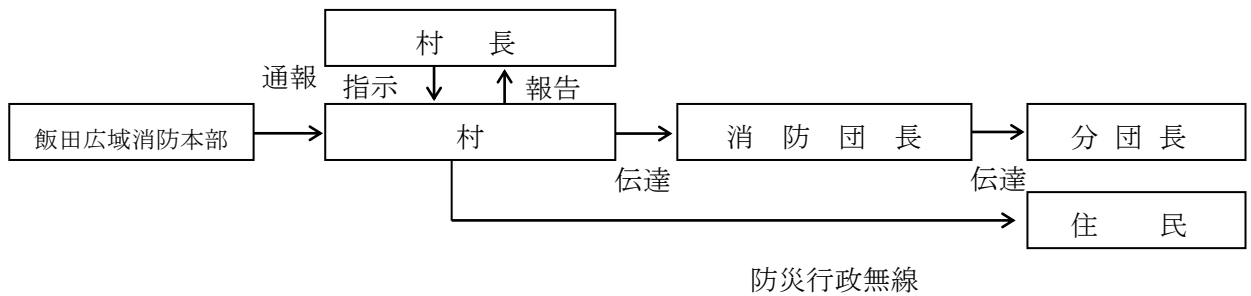
(イ) 防災行政無線により全村放送する。

ウ 住民への周知の特例

各種注意報に関しては、報道機関の放送等により住民へ周知することができる。

6 火災警報

(1) 伝達系統



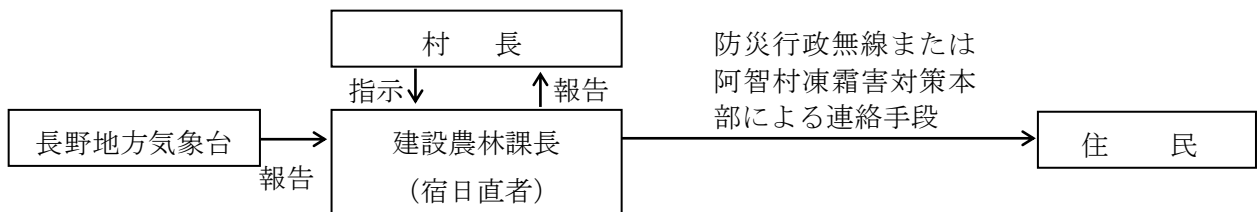
(2) 伝達要領

ア 飯田広域消防本部は、各署所へ周知すると共に、村等関係機関へ通報する。

イ 村は、防災行政無線により全村放送する。

7 凍霜害警報

(1) 伝達系統



(2) 伝達要領

ア 長野地方気象台から伝達された凍霜害警報の発令は、直ちに建設農林課長、宿日直者において防災行政用無線または阿智村凍霜害対策本部による連絡手段により連絡通知する。

### 8 予警報等の伝達責任者

気象予警報、水防警報及び火災警報の伝達責任者は、次のとおりである。

予警報伝達責任者

| 予 警 報 名       | 責 任 者           |
|---------------|-----------------|
| 気 象 水 防 予 警 報 | 総 務 課 長         |
| 火 災 警 報       | 飯 田 広 域 消 防 本 部 |
| 凍 霜 害 警 報     | 建 設 農 林 課 長     |

### 9 気象、水象及び地象等についての異常現象通報者

気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象・水象あるいは地象に関し、異常気象を発見した者は、災害の拡大を未然に防止するため、その発見場所、状況、経過等出来るだけ具体的な情報を次により速やかに通報しなければならない。

#### (1) 通報を要する異常気象

(気象関係)

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等著しい異常な現象

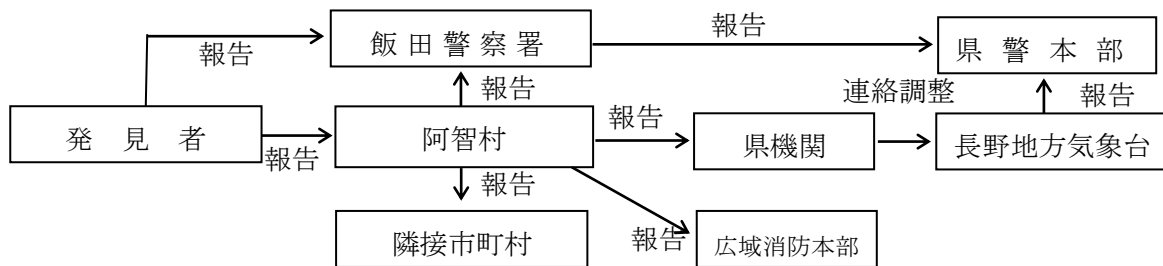
(水象関係)

異常な水位の上昇

(地象関係)

火山の噴火、鳴動、山崩れ、地割、土地の上昇、沈下等の地形変化

#### (2) 異常現象発見時の通報系統



#### 通 報 要 領

災害が発生あるいは拡大する恐れのある異常を発見した者は、自己又は他人により村長若しくは警察署に、速やかにその情報を通報する。通報を受けた者は(2)の系統によりそれぞれ関係機関に通報するとともに、その現象を確認し、事態に対処する。

## 第2節 災害情報の収集・連絡活動

【各班（各課）】

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、ただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況調査を行い、県へ報告する。

### 第2 活動の内容

#### 1 報告の種類

##### (1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき又はその他の異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

##### (2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

##### (3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

#### 2 被害状況の調査

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行うものとする。

また、村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき正確な情報に努める。

調査事項担当課協力機関

| 調査事項                    | 担当課                    | 協力機関  |
|-------------------------|------------------------|---|
| 概況速報（収集できた範囲で）          | 総務課                    | 南信州地域振興局総務管理課                                       |
| 人的被害                    | 総務課                    | 南信州地域振興局総務管理課<br>飯田警察署（阿智村交番）                       |
| 住家及び非住家被害               | 総務課                    | 南信州地域振興局総務管理課                                       |
| 避難準備情報・避難勧告・指示等<br>避難状況 | 総務課                    | 南信州地域振興局総務管理課                                       |
| 社会福祉施設被害                | 民生課<br>保育所<br>社会福祉施設機関 | 飯田保健福祉事務所   |
| 農・畜・養蚕・水産業被害            | 建設農林課                  | 南信州地域振興局（農政課、農地整備課）<br>下伊那農業改良普及センター<br>みなみ信州農業協同組合 |
| 林業関係被害                  | 建設農林課                  | 南信州地域振興局林務課<br>飯伊森林組合                               |
| 公共土木施設被害                | 建設農林課                  | 飯田建設事務所<br>国土交通省関係機関                                |
| 土砂災害による被害               | 建設農林課                  | 飯田建設事務所<br>国土交通省関係機関                                |
| 都市施設被害                  | 建設農林課                  | 飯田建設事務所   |
| 水道施設被害                  | 生活環境課                  | 南信州地域振興局環境課<br>飯田保健福祉事務所                            |
| 廃棄物処理施設被害               | 生活環境課                  | 南信州地域振興局環境課   |
| 感染症関係被害                 | 民生課                    | 飯田保健福祉事務所   |
| 医療施設被害                  | 民生課                    | 飯田保健福祉事務所   |
| 商工関係被害                  | 地域経営課                  | 南信州地域振興局商工観光課<br>阿智村商工会                             |
| 観光施設被害                  | 地域経営課                  | 南信州地域振興局商工観光課                                       |
| 教育関係被害                  | 教育委員会                  | 南信教育事務所   |
| 村有財産被害                  | 総務課                    | 村関係機関   |
| 公益事業被害                  | 通信・電力・ガス<br>等関係機関      | 南信州地域振興局関係課   |
| 警察調査被害                  | 飯田警察署                  | 村関係機関・警備業協会   |
| 火災即報                    | 総務課                    |   |
| 危険物等の事故による被害            | 総務課                    | 県危機管理防災課<br>飯田広域消防本部                                |
| 水害等速報                   | 総務課                    | 飯田建設事務所<br>国土交通省関係機関                                |

### 3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

| 被害種類             | 認定基準   |
|------------------|--|
| 死者               | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは、死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。  |
| 行方不明者            | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。  |
| 重傷者・軽傷者          | 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。  |
| 住家               | 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。   |
| 非住家              | 住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。  |
| 住家全壊<br>(全焼・全流失) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである。または、住家の主要な構成要素の経済的被害と住家全体に占める損害割合で表し、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 |
| 住家半壊<br>(半焼)     | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものである。具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のものとする。   |
| 一部損壊             | 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。   |
| 床上浸水             | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。  |
| 床下浸水             | 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。   |
| り災世帯             | 災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。<br>例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。   |
| 罹災者              | 罹災世帯の構成員とする。   |

## 4 災害情報の収集・連絡系統

### (1) 報告様式

被害状況報告様式は、資料編による。

### (2) 連絡系統

被害状況の連絡系統は「別記」災害情報収集連絡系統による。

これらのうち、緊急を要する等の場合は、村は直接県関係課に報告し、その後において南信州地域振興局に報告する。又、県庁舎の被災により県との情報連絡が取れない場合は、直接消防庁に連絡を行う。

### (3) 連絡の実施事項の概要

#### ア 被害報告等

(ア) 第2の2において村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、(1)で定める様式及び(2)で定める連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

(イ) 村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は南信州地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

#### イ 水防情報

##### (ア) 雨量の通報

a 県水防本部（災害対策本部設置後は土木班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は総務班。以下同じ。）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

##### (イ) 水位の通報

a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

## 5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

### (1) 【村が実施する事項】

被害状況の情報に基づき、村は、次の事項を実施するものとする。

- ア 防災行政無線、県防災行政無線の活用を図る。
- イ 消防無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

### (2) 【飯田広域消防本部が実施する事項】

- ア 防災行政無線の活用を図る。
- イ 消防無線等移動無線機器の活用を図る。

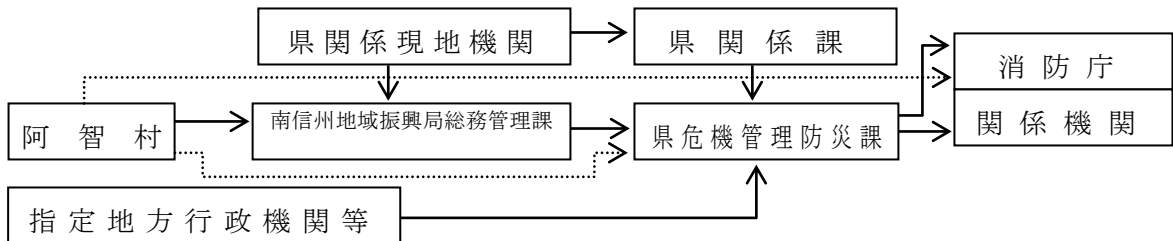
### (3) 【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱を図る。

別記 災害情報収集連絡系統

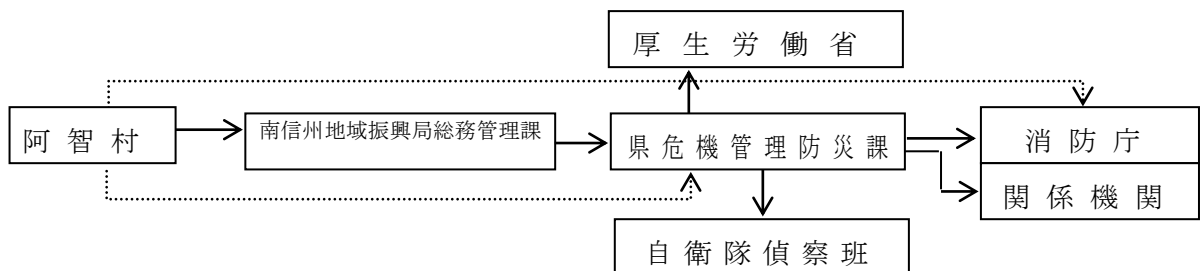
#### (1) 概況速報 様式第1号 (消防庁への即報は、様式第21号 (表21の2))

(様式は、資料編による。以下同じ。)

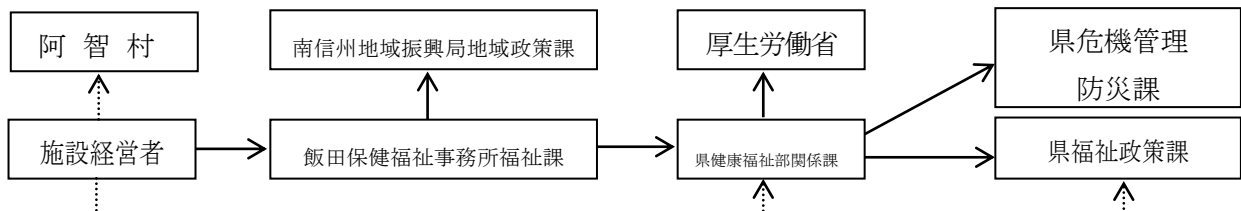


#### (2) 人的及び住家の被害状況報告 様式第2号

避難勧告・指示等避難状況報告 様式第2-1号



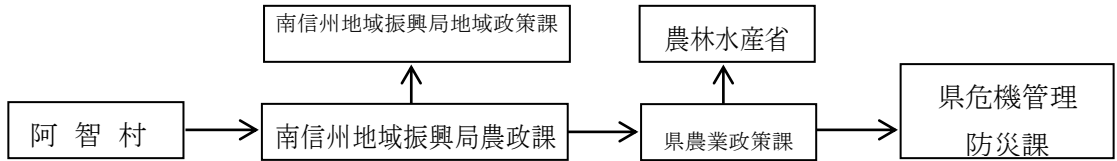
#### (3) 社会福祉施設被害状況報告 様式第3号



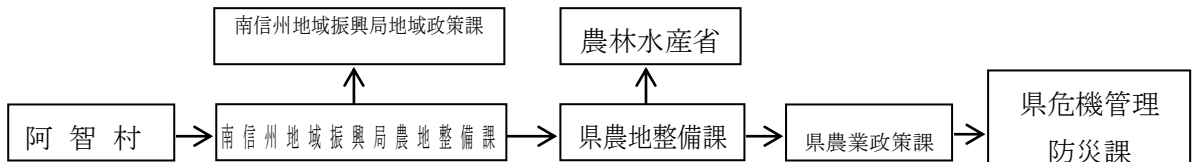


(4) 農業関係被害状況報告 様式第5号

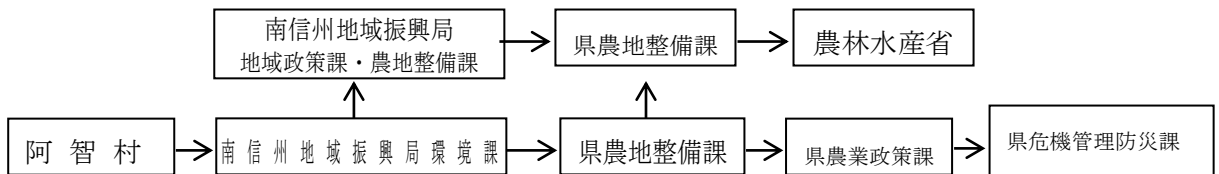
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



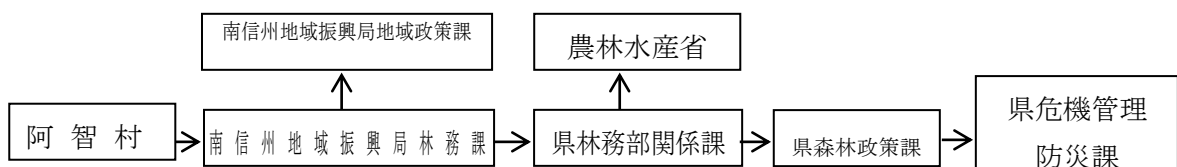
イ 農地・農業用施設被害状況報告



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

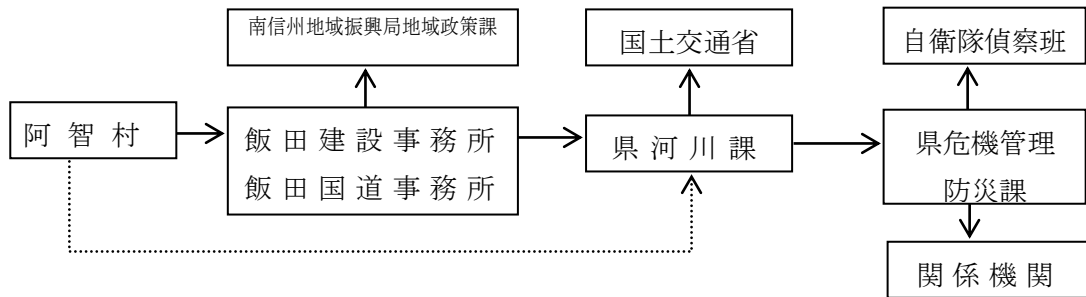


(5) 林業関係被害状況報告 様式第6号

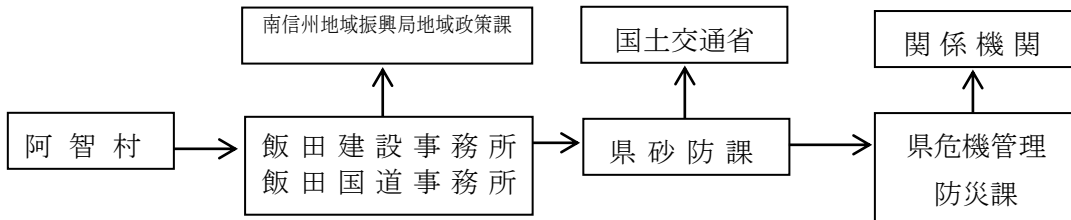


(6) 土木関係被害状況報告 様式第7号

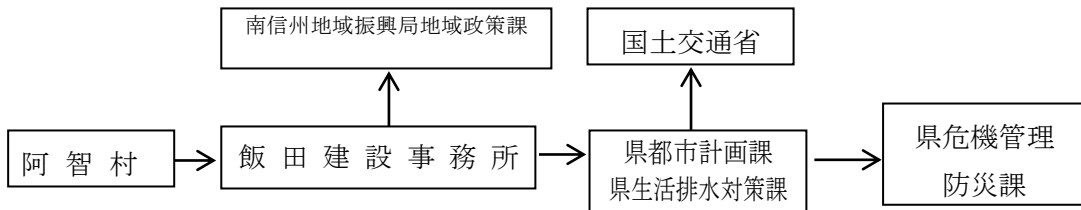
ア 公共土木施設被害状況報告等



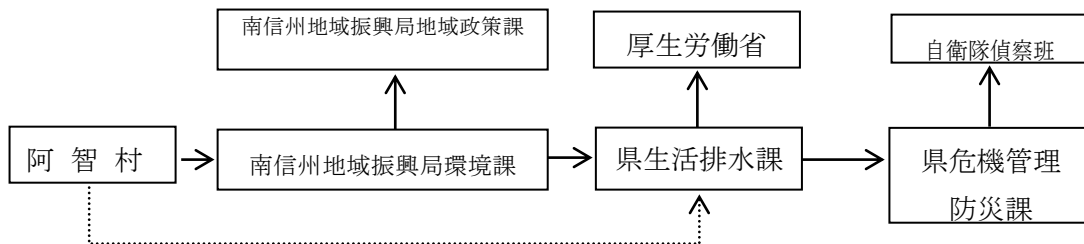
イ 土砂災害等による被害報告



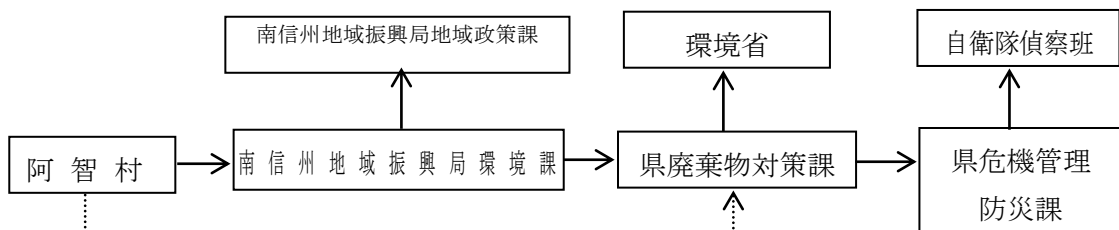
(7) 都市施設被害状況報告 様式第8号



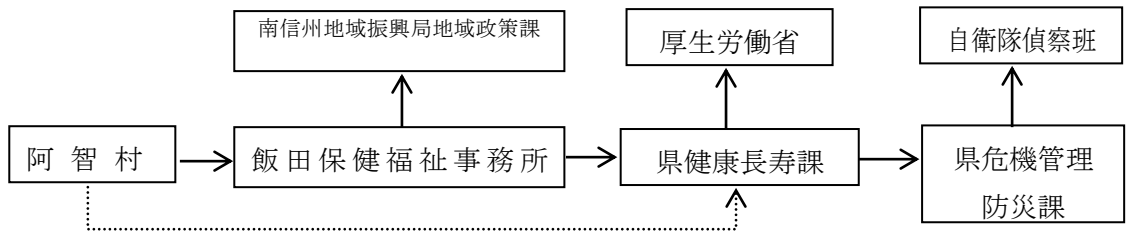
(8) 水道施設被害状況報告 様式第9号



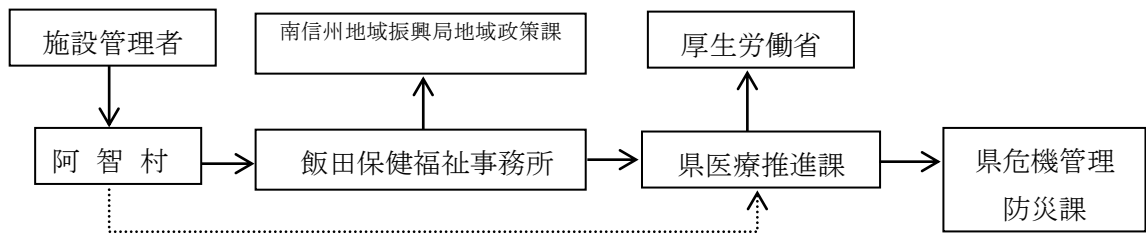
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式第10号



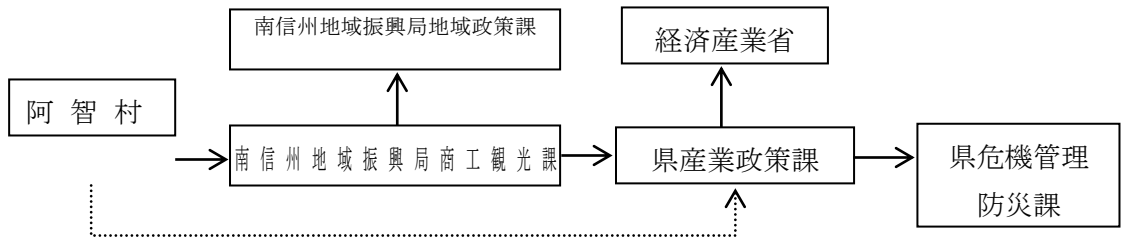
(10) 感染症関係報告 様式第11号



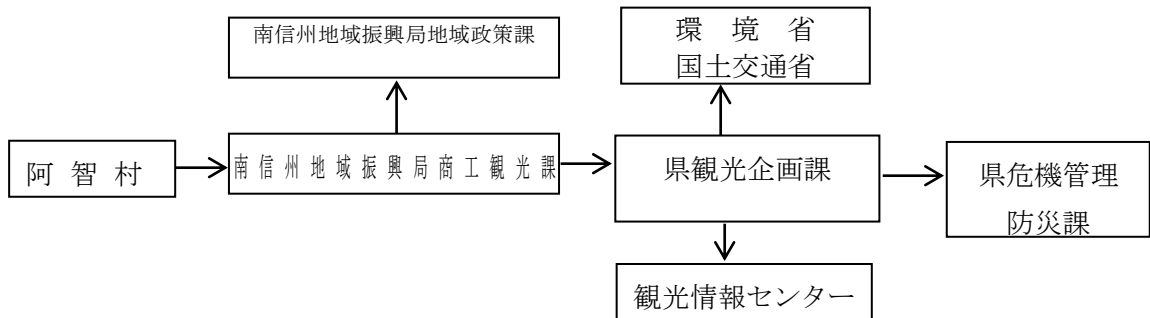
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式第12号



(12) 商工関係被害状況報告 様式第13号

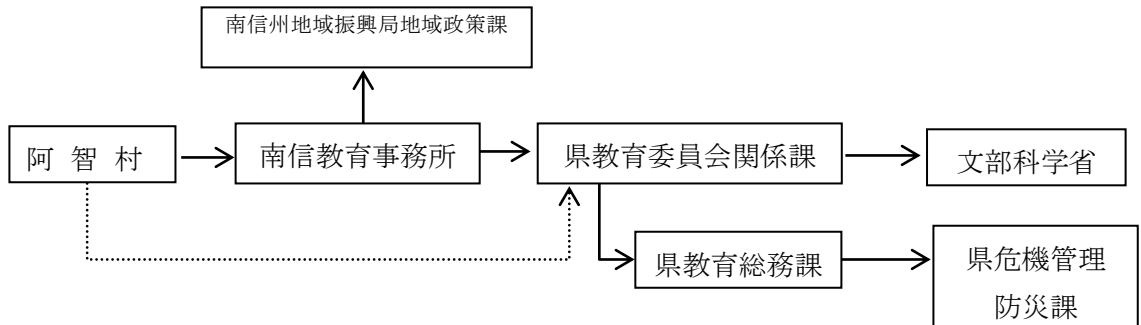


(13) 観光施設被害状況報告 様式第14号

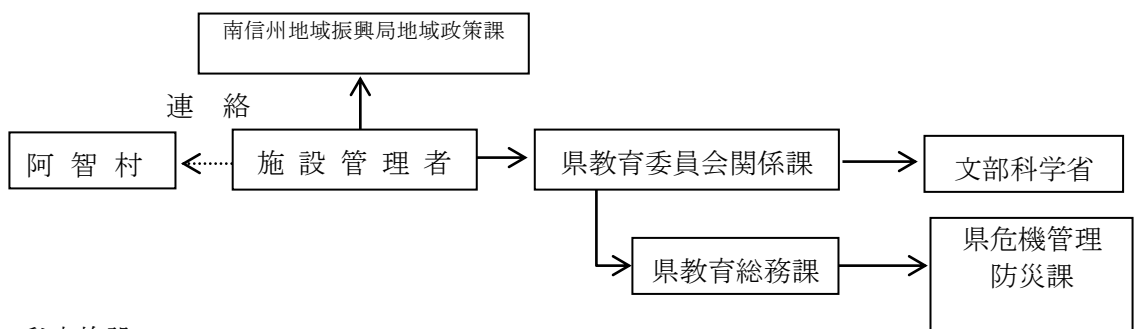


(14) 教育関係被害状況報告 様式第15号

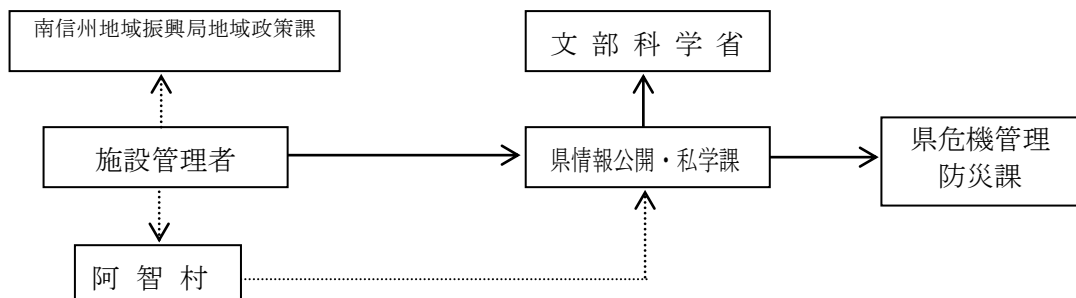
ア 市町村施設



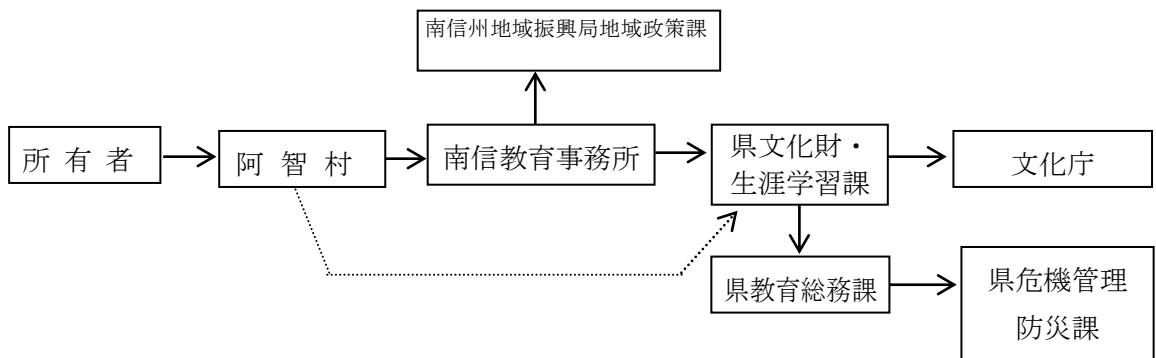
イ 県施設



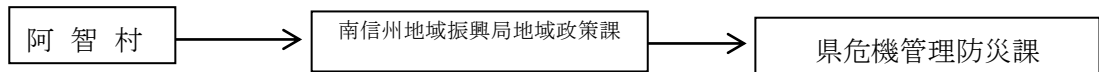
ウ 私立施設



エ 文化財

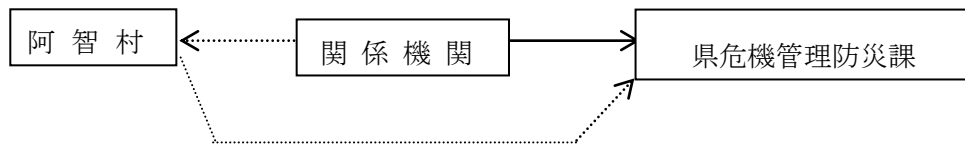


(15) 村有財産 様式第17号

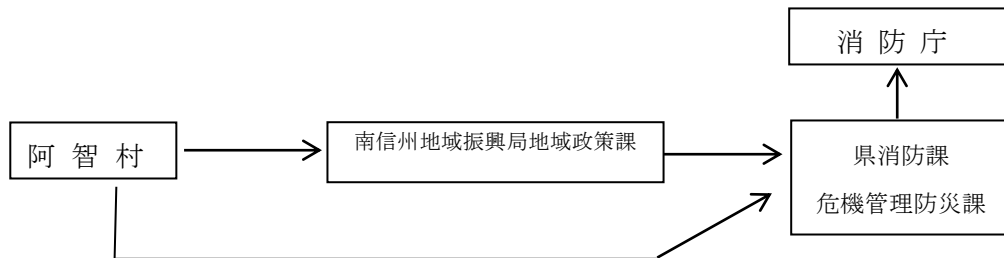


注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

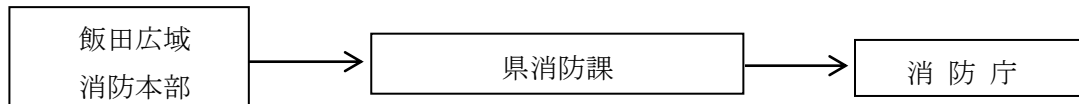
(16) 公益事業関係被害 様式第18号



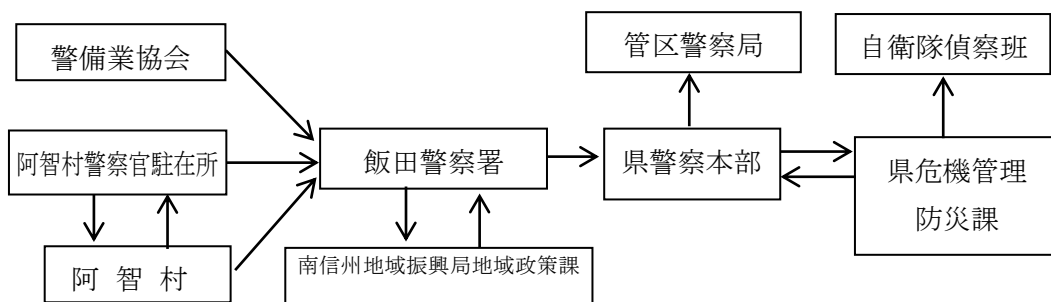
(17) 火災即報 様式第19号



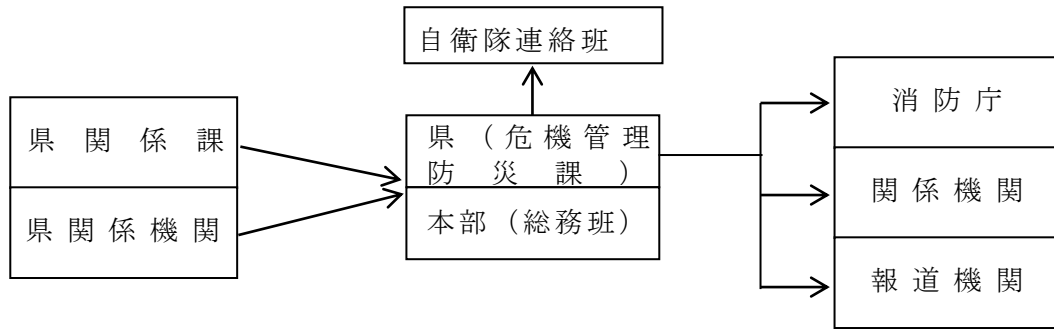
(18) 火災等即報（危険物に係る事故）



(19) 警察調査被害状況報告 様式第20号



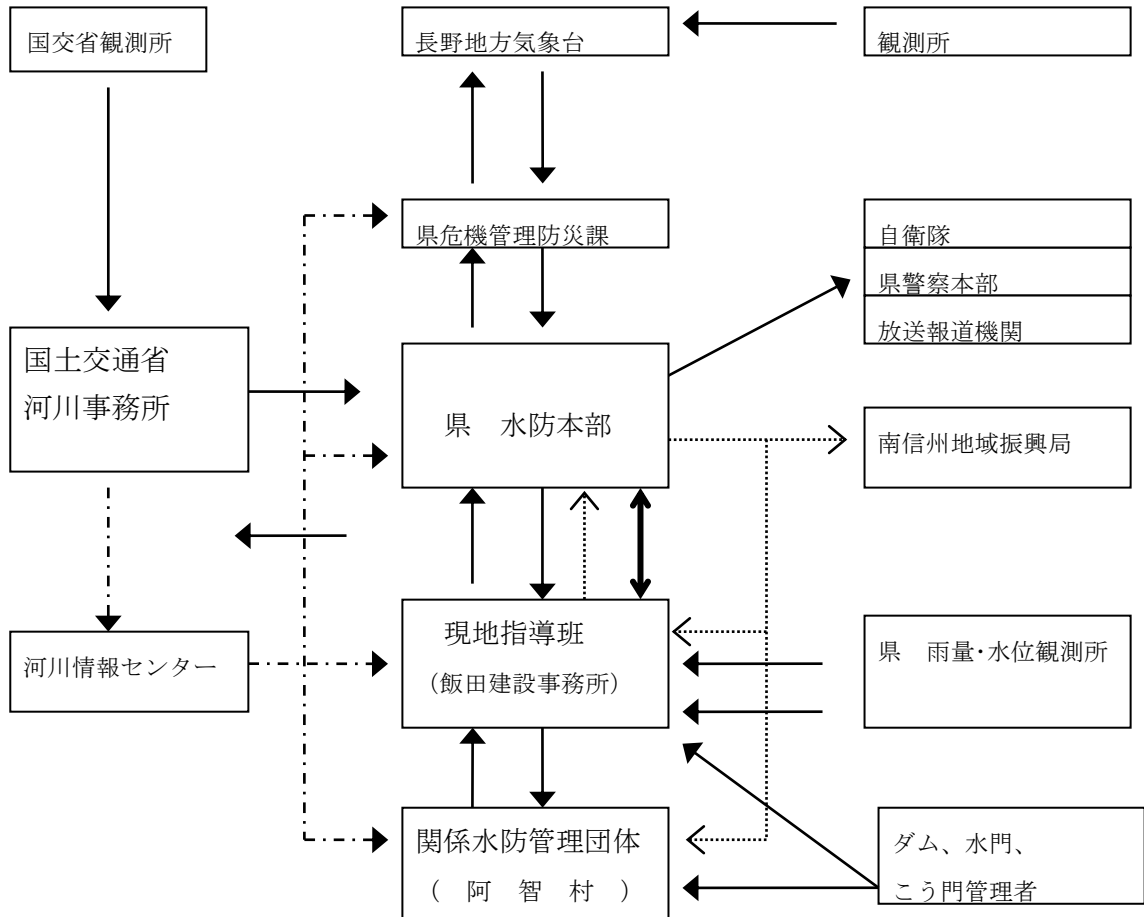
(20) 被害状況総合報告



注：県関係課及び関係機関から県危機管理防災課への報告は（2）から(18)までの報告による。

(21) 水防情報

雨量・水位の通報



- ▶ はNTTファクシミリ等による伝達。
- ⋯⋯▶ はファクシミリによる伝達。
- ◄==▶ は長野県水防情報システムによる。
- ▶ はHP「川の防災情報」（統一河川情報システムによる補助的伝達系統）

## 第3節 非常参集職員の活動

【各班（各課）】

### 第1 基本方針

村域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するために、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

### 第2 主な活動

災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 【村が実施する対策】

##### (1) 責務

村域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び村地域防災計画の定めるところにより、必要に応じ、他市町村、県及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

##### (2) 活動体制

村内及びその周辺地域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害状況の把握及び災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

表 3-3-1

| 種 類       | 配備基準   | 本部体制         | 配備職員          | 活 動 内 容  |
|-----------|--|--------------|---------------|--|
| 第1号<br>配備 | 以下の状況で総務課長が必要と認めたとき<br>1)小規模な災害が発生したとき<br>2)災害が発生する恐れがあるとき<br>3)各警報発表時<br>4)震度4の地震<br>5)大規模林野火災が発生したとき | 災害警戒<br>本部設置 | 各課長<br>消防防災係長 | 1)気象情報及び地震情報の収集<br>2)被害状況の調査・把握<br>3)必要な応急対策の準備・実施 |

|           |   |          |     |                                  |
|-----------|---|----------|-----|----------------------------------|
| 第2号<br>配備 | 1)大規模な災害が発生したとき<br>2)大規模災害が発生するおそれのあるとき<br>3)総務課長が必要と認めるとき<br>4)震度5弱以上の地震<br>5)東海地震注意報が発表され、村長が体制強化を必要と求めるとき<br>6)東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された時 | 災害対策本部設置 | 全職員 | 1)一般体制で活動<br>2)大規模災害に対処する応急対策の実施 |
|-----------|---|----------|-----|----------------------------------|

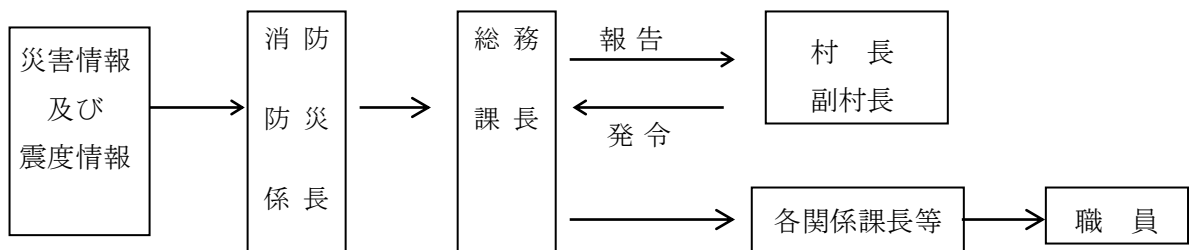
○ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制については震災対策編「第5章第2節」の記載による。

(3) 配備指令の方法

- ア 配備指令が発令された場合、別図(図3-3-1及び図3-3-2)に定める伝達系統、連絡責任者等により、職員に配備指令の内容を迅速かつ正確に伝達するものとする。
- イ 勤務時間外の配備指令の伝達は、庁内放送、電話、電子メール、防災行政無線、音声告知システム、使徒などから最も早く伝達し得る手段を用いるものとする。
- ウ 震度5弱以上は、通常の話等による伝達は行わないので、テレビ、ラジオ、インターネット等の災害情報(注意報・警報)及び地震情報を各自で収集し、伝達を待つことなく、直ちに定められた場所に参集するものとする。

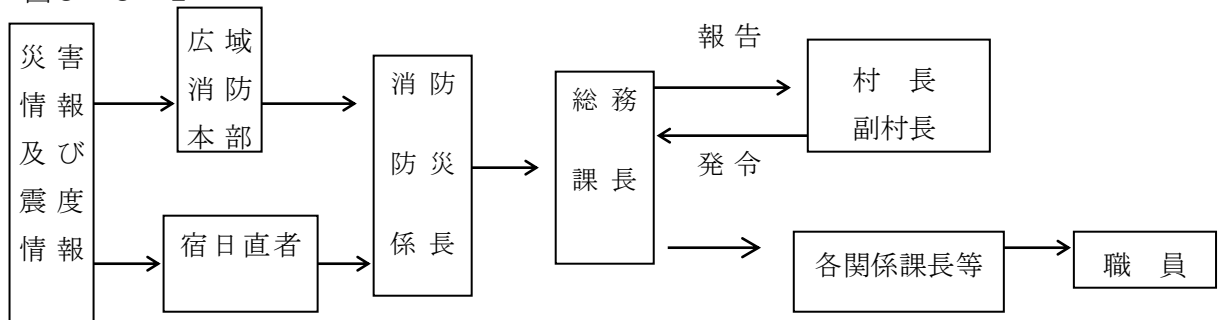
○ 勤務時間内

図3-3-1



○ 勤務時間外

図3-3-2





(4) 配備人員

配備人員は、資料編による。

(5) 参集時の留意事項

ア 参集手段

交通手段は、徒歩、自転車又はバイクとする。(車両で参集する場合は事前に許可を得ている者とする。)

イ 参集途上の被害調査

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査(観察・メモ・写真撮影等)し、各課等の長に報告する。応急対策上重要な施設の被害調査については、情報が必要な課等が対応者をあらかじめ定めておくものとする。

ウ 参集途中の緊急措置

要救護者、火災現場等を発見した場合には、緊急措置にあたった後、速やかに参集する。

又、道路等の寸断等により、登庁できない場合は、最寄りの機関に参集し、現在の所在地を連絡した上で、指示を受けるものとする。

エ 参集時の装備

職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、参集する。

(6) 災害警戒本部の設置

ア 災害警戒本部の設置基準

原則として第1号配備体制が発令されたときは、情報の収集、伝達、警戒、必要な応急活動を行うために災害警戒本部を設置する。

これ以外に、次のような局面が発生し、関係課等の長から総務課長に設置の要請があった場合には、災害警戒本部を設置するか、同様の組織を編成し、情報収集等に当たることとする。

(ア) 近隣市町村で災害が発生し、長野県市町村災害時相互応援協定に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。

(イ) 三遠南信地域で災害が発生し、三遠南信災害時相互応援協定に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。

(ウ) その他の広域応援要請を受けたとき。

(エ) 国内で激甚災害が発生し、交通網、物流等が寸断され住民の生活への影響が予測されるとき。

イ 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は阿智村役場1階に置く。

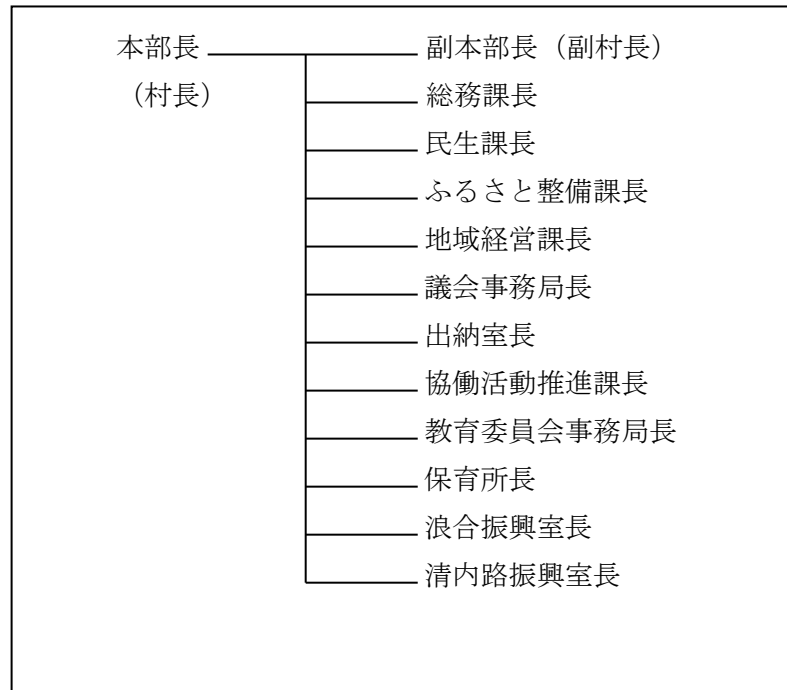
ウ 災害警戒本部の組織及び運営

(ア) 災害警戒本部は、本部長を村長とし、以下の関係課等の長で組織する。

(イ) 本部長不在の場合は副村長が任務を代行する。

(ウ) 本部長は、災害の状況により警戒本部の組織を変更することができる。

図3-3-3 災害警戒本部組織図（地震災害警戒本部）



エ 災害警戒本部の廃止

本部長は、被害情報収集、必要な応急活動の結果、災害の拡大が認められないと判断したとき、災害警戒本部を解散することができる。

(7) 災害対策本部の設置

ア 災害対策本部の設置基準

原則として第2号配備体制が発令されたときは、組織をあげて機動的な防災活動をするため、災害対策本部を設置する。

第2号配備体制以外であっても、災害応急対策を実施するため、特に必要と認めるときは災害対策本部を設置する。

イ 災害対策本部設置決定権者

(ア) 災害対策本部設置の決定は、村長が行うものとする。

(イ) 村長不在の時は、副村長が代行する。

(ウ) いずれも不在の時は、上席職員で決定するものとする。

ウ 災害対策本部設置場所

(ア) 災害対策本部は、原則として阿智村役場2階、3階に設置する。

(イ) 本部が設置されたときは、阿智村役場庁舎正面玄関入口に阿智村災害対策本部の標識を掲げ、あわせて災害相談窓口の設置場所を明示するものとする。

又、報道機関への対応は、コミュニティー館2階で行う。

エ 本部廃止基準

村長は、下記に掲げる項目から災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、

本部を廃止する。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
- (ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

オ 災害対策本部の設置及び廃止の通知

- (ア) 本部の設置及び廃止の通知方法

本部を設置し又は廃止した場合には、直ちにその旨を以下の表により通報・通知する。

表 3-3-2 本部の設置及び廃止の通知方法

| 通知先       | 通知の方法                             |
|-----------|-----------------------------------|
| 庁内各課      | 防災行政無線 NTT電話 庁内放送                 |
| 県知事       | 県防災無線 NTT電話                       |
| 飯田警察署長    | NTT電話                             |
| 飯田広域消防本部  | 県消防無線 消防無線 NTT電話<br>防災行政無線（防災相互波） |
| その他防災関係機関 | NTT電話                             |
| 住民        | 防災行政無線 CATV<br>広報車                |
| 報道機関      | NTT電話又は文書                         |
| 隣接市町村長    | 県防災無線 NTT電話<br>防災行政無線（防災相互波）      |

- (イ) 関係機関連絡員の派遣要請

本部は、関係機関に対し、設置の通知とあわせて、本部連絡員（関係機関連絡員）の派遣を要請する。

- (8) 災害対策本部の組織及び運営

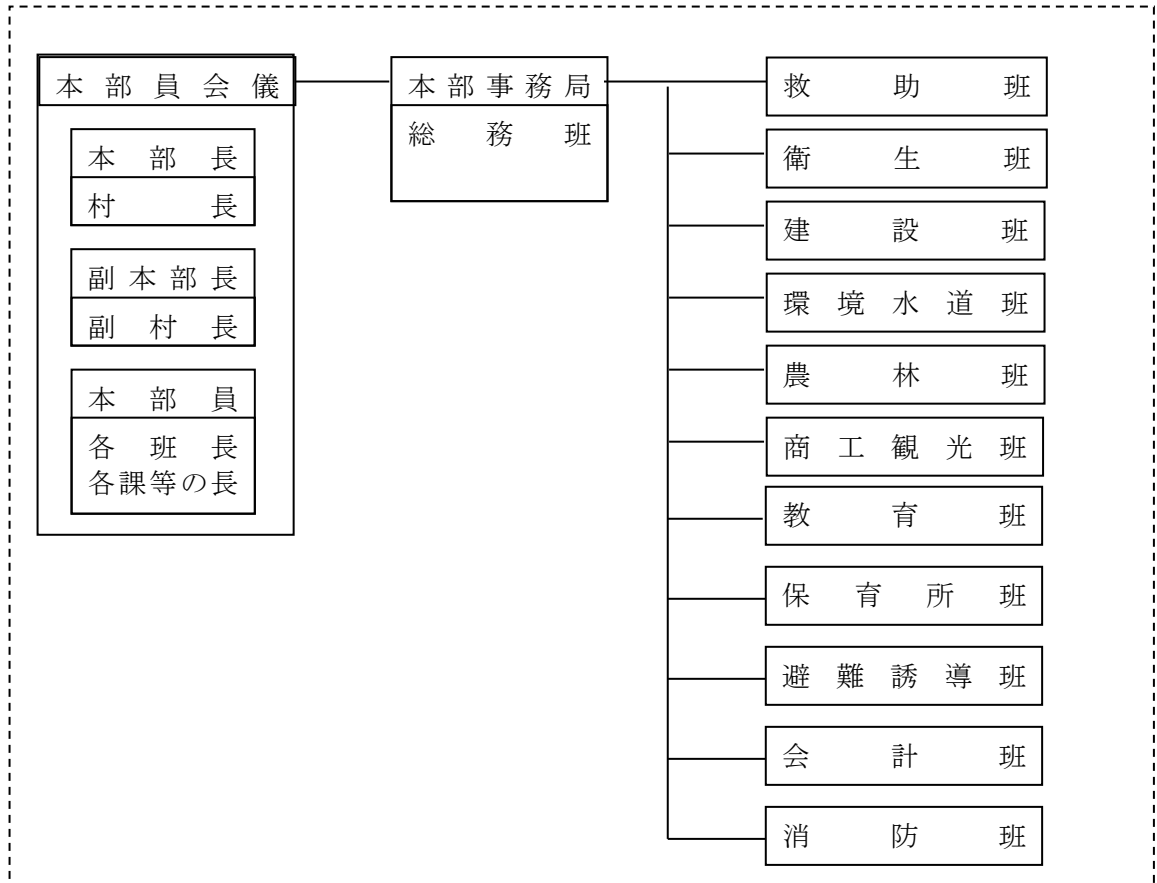
ア 阿智村災害対策本部の組織

本部の組織は、阿智村災害対策本部条例の定めるところによるが、特に大規模地震時においては、災害の局面及び災害応急活動の進捗にあわせ、機動的に対応する必要があることから、一般災害体制と緊急活動体制の二つに区分する。

イ 一般災害体制

- (ア) 激甚災害に至らない程度の災害に対応するため、本来の行政組織を主体にし、機能別に編成する体制
- (イ) 風水害等が村内全域に拡大し、住民の生命、安全にかかわる活動を強力に行う必要があると災害対策本部長（以下「本部長」）が認めた時は、緊急活動体制に移行することができる。

図3-3-4 災害対策本部一般災害体制組織概念図

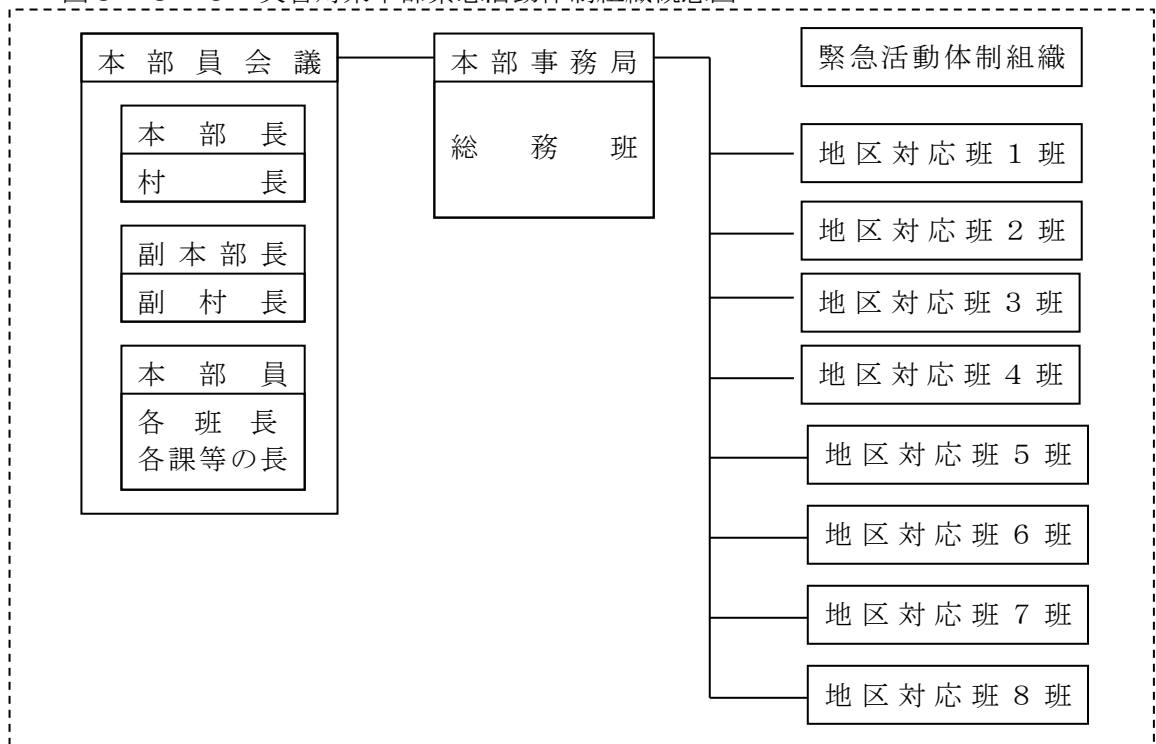


※ 各課の編成、分掌事務等は、資料編による。

ウ 緊急活動体制

直下型地震等（東海地震含む）による全村的かつ大規模な災害又は発生の恐れがある場合に対しては、緊急活動体制をしき、地区拠点班を編成し、自主防災組織および住民と連携して住民の生命と安全確保においた活動を緊急かつ重点的に展開する。

図3-3-5 災害対策本部緊急活動体制組織概念図



※ 地区拠点班の編成等は、資料編による。

(ア) 設置基準

- a 震度5弱以上の地震が発生し、本部に参集困難な場合（自動発令）
- b 全村的な大規模災害が発生し、被害の拡大により必要と判断されるとき又は大規模な災害が発生する恐れがあるとき（本部長の判断で発令）

(イ) 体制の移行について

発災直後の重点活動が終了もしくは、軌道に乗った時点で本部長の指示により、段階的に一般災害体制に移行する。

(ウ) 組織の編成

この体制で設置される各部の班編成については、勤務時間外の場合、職員が揃わないことも予想されるので、部の任務を最大限果たしうよう要員の弾力的運用を図るものとする。

(エ) 地区拠点班について

- a 本部長は、災害発生時の初動活動体制を強化するため、発災直後の地区連絡所の設置・運営にあたる職員を派遣する。

b 地区拠点班等の組織及び運営

表 3-3-3

|                 |  |
|-----------------|--|
| 地区拠点班長<br>及び副班長 | (ア) 各地区班毎に定める者（班長又は副班長は地区連絡所に滞在し、各種指示等を決定、伝達する。）<br>(地区1班～8班)                              |
| 地区拠点班員          | (ア) 各地区班を分掌する所属等の職員<br>(イ) 近隣地区からの応援職員   |
| 自主防災組織          | 各地区の自主防災組織の代表者は、各避難所等に参集し、地区内の自主防災活動を統括し、応急活動に協力する。<br>また、地区連絡所と連携をとりながら、各地区の避難所の開設・運営を行う。 |

c 地区拠点班の任務

地区拠点班は、各地区内の地区連絡所において、本部の指示があるまで、班長又は副班長の指示に従い、消防団、自主防災組織及び地区住民と連携を図りながら災害情報収集及び地区連絡所となる避難所開設・運営等を行うものとする。

表 3-3-4

|        |   |
|--------|---|
| 地区拠点对応 | 地区内の被害情報の収集及び本部への報告に関すること<br>自主防災組織、消防団分団本部との活動調整に関すること   |
| 避難所対応  | 地区連絡所となる避難所の早期開設及び管理運営に関すること<br>総務部、住民部の業務応援に関すること<br>地区連絡所以外の避難所の開設・管理運営の支援に関すること<br>自主防災組織、地区住民との連絡調整に関すること |

エ 災害対策本部の職務・権限

(ア) 本部長

村長を災害対策本部長とする。

本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長

副村長を災害対策副本部長（以下「副本部長」）とする。

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(ウ) 本部員

本部員は、各課等の長の職にあたるものをもってあてる。詳細な職名等は、資料編による。

本部員は、所属の各班を指揮監督する。

(エ) 部及び班

本部に本部事務局を置き、班を編成する。  
各班の名称及び事務分掌は、資料編による。

(オ) 職員の服装

災害対策本部の職員が災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

オ 本部員会議

災害対策本部の最高意志決定機関として、本部員会議を設置する。

(ア) 会議の運営

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員全員をもって構成する。なお、必要に応じ、県、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等々の出席も可能とする。

本部員会議は、本部員2名の参集をもって会議の開催をすることができる。

(イ) 協議事項

本部員会議の協議事項は、本部長もしくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

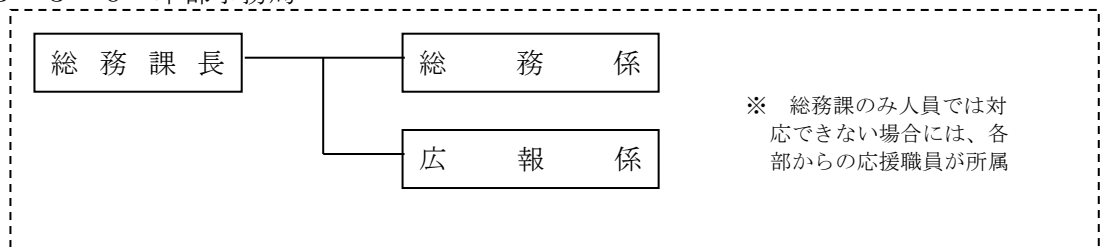
- a 本部の配備体制及び解除の決定に関すること
- b 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
- c 避難の準備情報、勧告又は指示に関すること
- d 避難所の開設及び閉鎖に関すること
- e 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること
- f 災害対策経費の処理に関すること
- g 災害救助法の適用に関すること
- h その他災害対策の重要事項に関すること

カ 本部事務局

本部長は、本部の設置と同時に本部運営及び応急対策活動を円滑に行うため、本部事務局を設置する。

(ア) 本部事務局の組織

図3-3-6 本部事務局



(イ) 各班等の任務

各班等の任務は、資料編による。

キ 災害対策現地対策本部

土石流、地すべり、崖崩れ、大火災など局地的な大災害が発生し、本部長が必要と認めるときは、災害現地に災害対策現地対策本部（以下「現地対策本部」）を設置することができる。

(ア) 組織及び運営

a 現地対策本部長

現地対策本部長は、本部長が副本部長又は本部員のうちから指名する。

現地対策本部長は、現地対策本部運営班を指揮監督する。

b 現地対策本部運営班員

現地対策本部の運営は、現地対策本部運営班があたる。同班の編成は、資料編による。

c 所掌事務

(a) 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整

(b) 本部に被災実態の把握と応急対策の実施状況の報告

(c) その他、本部長の特命事務

ク 本部の運営上必要な資機材等の確保

本部事務局は、本部が設置されたときは、本部の運営上必要な次の措置を速やかに講じるものとする。

(ア) 本部開設に必要な資機材等の準備

a 防災行政無線等、通信手段の確保

b 災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置

c 被害状況図板・黒板等の設置

d 住宅地図等その他地図類の確保

e 災害対応用臨時電話、ファクシミリの確保

f パソコン、コピー機、プロジェクター等OA機器の確保

g 携帯ラジオ・テレビの確保

h 村内建設業者名簿その他名簿類の確保

i 災害処理票その他の書式類の確保

j ハンドマイク・懐中電灯・その他の必要資機材の確保

k 非常用発電設備の点検・確保







## 優先すべき対応

閉庁時は職員自動参集（第2号配備体制自動発令）

庁内安全確認（開庁時 来庁舎安全確保）

関係機関は災害対策本部へ連絡員派遣

### ① 災害対策本部の設置



通信機能確保、通信統制の開始

人命救助に関する情報

火災・延焼に関する情報

自衛隊災害派遣要請に関する情報

広域応援要請に関する情報

### ② 情報・収集伝達

広域応援に関する要請

長野県消防相互応援協定等各種応援協定に基づく要請

消防ヘリコプター等の出動要請

応急給水に関する協定に基づく要請 等



### ③ 応援要請

表3-3-6

| <b>初動対応 ② 地区拠点班</b>   |          |
|---|----------|
| 災害発生から3時間の基本目標  |          |
| 地区内の被害情報の収集及び本部への報告<br>自主防災組織、消防団分団本部との活動調整<br>地区連絡所となる避難所の早期開設 |          |
| 1班 地区連絡所 阿智高等学校   | 消防団：第1分団 |
| 担当区域：七久里、知久保、堅町、下西、中関上、中関下、中関団地                                 |          |
| 2班 地区連絡所 阿智第一小学校  | 消防団：第2分団 |
| 担当区域：砂田、馬場、木戸脇、伝馬町、下町、新富町、柴町、上町、市の沢、大橋、曾山                       |          |
| 3班 地区連絡所 阿智第二小学校  | 消防団：第3分団 |
| 担当区域：古料、下郷、上郷、大鹿、丸山、備中原   |          |
| 4班 地区連絡所 伍和公民館  | 消防団：第4分団 |
| 担当区域：洞、日の入、青見平、原の平、寺尾、西栗矢、東栗矢                                   |          |
| 5班 地区連絡所 智里東公民館   | 消防団：第5分団 |
| 担当区域：大沢、大野、中野、奥藤、中平、伏谷、下平、昼神                                    |          |
| 6班 地区連絡所 智里西公民館   | 消防団：第6分団 |
| 担当区域：濃間、中央、戸沢、園原、横川   |          |
| 7班 地区連絡所 浪合振興室  | 消防団：第7分団 |
| 担当区域：浪合地区   |          |
| 8班 地区連絡所 清内路振興室   | 消防団：第8分団 |
| 担当区域：清内路地区  |          |
| 連携機関<br>飯田広域消防本部<br>陸上自衛隊 松本駐屯地<br>長野県警察本部 飯田警察署<br>飯田地区包括医療協議会 |          |

優先すべき対応

閉庁時は職員自動参集（第2号配備体制自動発令）  
庁内安全確認（開庁時 児童・生徒、来庁者安全確保）

① 地区連絡所の設置

地区内の被害情報の収集及び本部への報告

救護所設置への協力

救護所設置予定場所

大相模避難所救護所

飯田病院附属阿智診療所、伍和診療所  
浪合診療所、清内路診療所

医療・救護

自治会長、自主防災組織に初動対応の参加協力よびかけ

- ・避難所開設
- ・医療、救護協力
- ・急傷病者の医療機関または救護所への搬送

避難所での広報

各地区避難所開設者への広報事項伝達 等

② 避難所開設

2 【指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関・村の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者が実施する活動】

(1) 責務

村域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、県地域防災計画及び村地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務等に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じる。

(2) 活動体制

指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

また、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関は、県に災害対策本部が設けられたときは、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同拠点本部に派遣するものとする。

## 第4節 広域相互応援活動

【総務班（総務課）】

### 第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び「長野県市町村災害時相互応援協定」、「長野県消防相互応援消防協定」〔三遠南信災害時相互応援協定〕に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

被災した場合、発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請にあたっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮する。

また、他市町村等が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

### 第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請を行う場合の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 広域避難が行われる場合の体制を確立する。
- 5 応援活動に伴う経費を負担する。

### 第3 活動の内容

#### 1 応援要請

##### (1) 基本方針

村が被災した場合においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の市町村等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

##### (2) 実施計画

#### 【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

##### ア 消防に関する応援要請

##### (ア) 他市町村に対する応援要請

村長は、大規模災害時の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から本村の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

村長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の3の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

a 緊急消防援助隊

b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

c その他、他都道府県からの消防の応援

イ 消防以外に関する応援要請

(ア) 他市町村等に対する応援要請

村長は、大規模災害時等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から、村の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている相互応援協定に基づき、速やかに他市町村長等に応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

「応援要請事項」

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

(イ) 県に対する応援要請等

村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(ウ) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請又はあつせんを求める。



## 2 応援体制の整備

### (1) 基本方針

#### ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

#### イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動する必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

### (2) 実施計画

#### ア 【村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

##### (ア) 情報収集及び応援体制の確立

村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という）は、風水害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え被災市町村等（以下「要請側」という）からの要請を受けた場合は、直ちに出動する。

##### (イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

##### (ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期におよぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

##### (エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

#### イ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行う。

(イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

a 被災県等への職員派遣及び物資の提供

b 被災者の受入及び施設の提供

(a) 県内医療機関での傷病者の受入

(b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

### 3 受援体制の整備

#### (1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要となる。

#### (2) 実施計画

##### 【村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

村、公共機関及びその他事業者が、他市町村等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

また、宿泊場所の確保、食糧の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側の市町村等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

### 4 経費の負担

(1) 国・県又は他市町村等から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法施行令第18条の規定に定めるところによる。

(2) (1)以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法によるものとする。

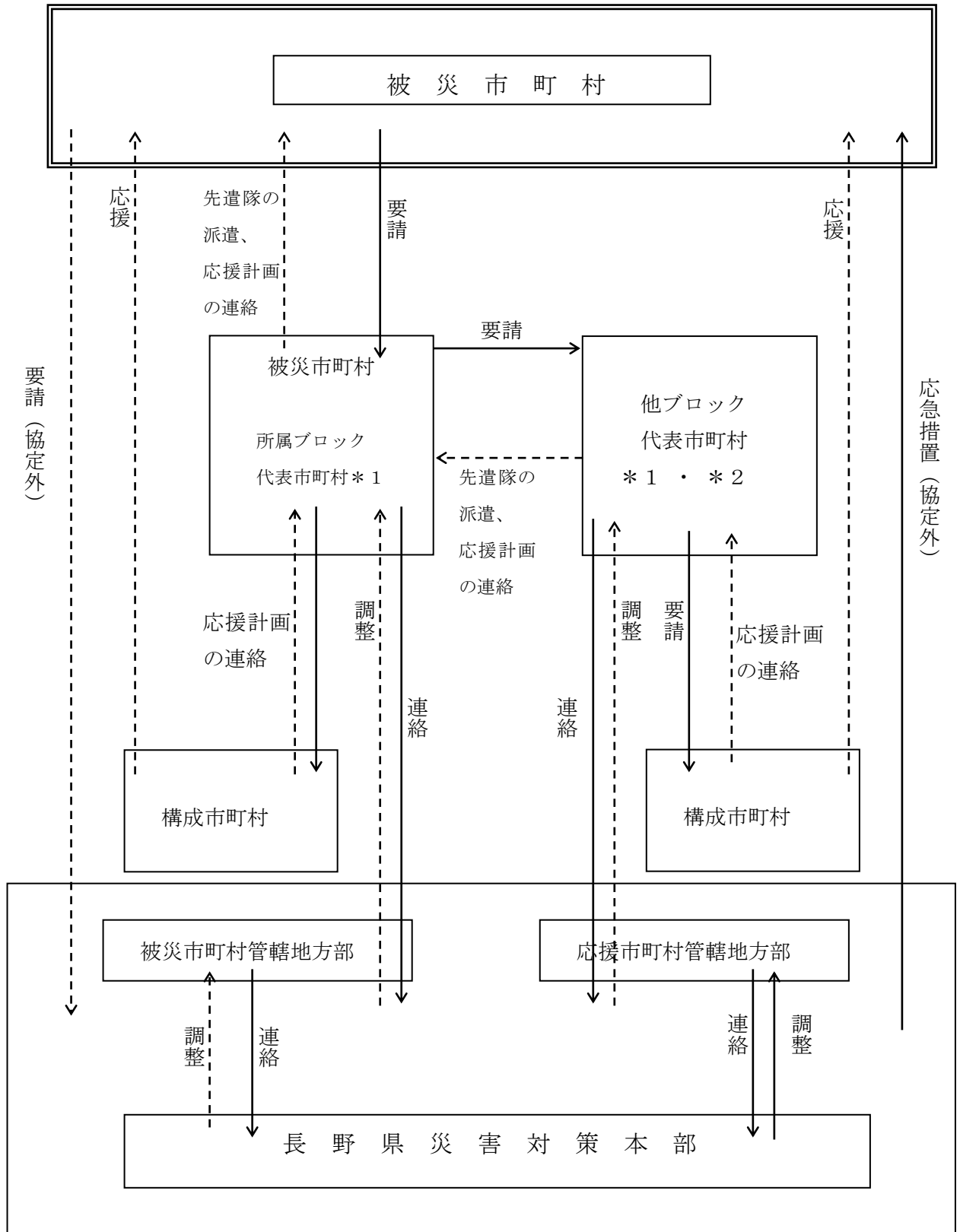
(応援要請締結状況)

村が災害応急対策の実施のための必要な協力を得ることにに関して、締結している応援協定は、次のとおりである。

| 協 定 名  | 協定締結先                       | 締結年月日                   | 協 定 内 容                              |
|--|-----------------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 長野県市町村災害時相互応援協定                              | 長野県内全市町村                    | 平成8年4月1日<br>平成23年12月16日 | 災害時における物資等の提供及び斡旋、人員の派遣等(改定)         |
| 災害時の医療救護についての協定                              | 飯伊地区包括医療協議会                 | 平成8年5月31日<br>平成15年11月1日 | 災害時の医療救護(改定)                         |
| 三遠南信災害時相互応援協定                                | 三遠南信地域(東三河、遠州、南信州)の3県30市町村  | 平成8年7月8日<br>平成17年11月4日  | 災害時の相互応援(改定)                         |
| 災害時における飯伊15市町村と飯田郵便局並びに飯田市・下伊那郡特定郵便局との相互応援協定 | 飯田郵便局・飯田下伊那特定郵便局            | 平成9年8月25日               | 郵便貯金の非常払い戻し、非常貸付、災害時の郵便輸送確保等         |
| 災害時における住民生活の早期安定を図るための協定                     | 飯伊14市町村・南信州広域連合・みなみ信州農業協同組合 | 平成12年1月20日              | 応急生活物資等の調達及び安定供給、緊急資金の融通、共済金の迅速な支払い等 |
| 災害応急措置の協力に関する協定                              | 南信州広域連合<br>社団法人長野県建築士会飯伊支部  | 平成18年12月24日             | 避難施設の応急危険度判定等                        |
| 災害時消防相互応援協定                                  | 南信州広域連合・飯田下伊那14市町村          | 平成18年1月13日              | 災害時の相互応援                             |
| 大規模災害時等における相互応援に関する応援協定                      | 愛知県尾張旭市                     | 平成23年2月25日              | 災害時の相互応援                             |
| 災害時の情報交換に関する協定                               | 国土交通省中部地方整備局                | 平成23年5月18日              | 災害時の各種情報交換                           |
| 災害時相互応援協定書                                   | 愛知県豊山町                      | 平成25年11月18日             | 災害時の相互応援                             |
| 災害時における応急生活物資供給等に関する協定                       | 阿智村商工会                      | 平成26年1月10日              | 災害時の応援                               |
| 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定                       | 長野LP協会飯伊支部・(一社)長野県LPガス協会    | 平成26年1月15日              | 災害時の応援                               |

(別記)

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統



## 第5節 ヘリコプターの運用計画

【総務班（総務課）】

### 第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

### 第2 主な活動

- 1 災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。
- 2 県はヘリコプターの運航する機関と平素から密接な連携を保ち、災害発生時には迅速な要請手続を行う。また、必要に応じてヘリコプター運航調整会議を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 ヘリコプターの要請

##### (1) 基本方針

陸上の道路交通の寸断等が発生した場合、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策を実施するためのヘリコプターを県へ要請する。

##### (2) 実施計画

災害の状況に応じ、迅速な判断の下にヘリコプターの要請を行う。（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）

#### 2 出動手続きの実施

##### (1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続きを行う。（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する対策】

ア 要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は、口頭で要請する。（文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行う。）

- ・災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
- ・活動に必要な資機材等
- ・ヘリポート及び給油体制
- ・要請者、現場責任者及び連絡方法
- ・資機材等の準備状況

- ・気象状況
- ・ヘリコプターの誘導方法
- ・他のヘリコプターの活動状況
- ・その他必要な事項

イ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

ウ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

エ 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

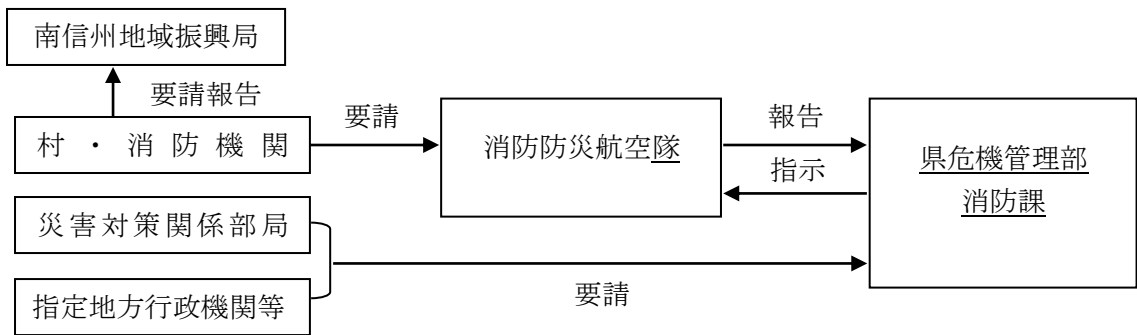
オ 自衛隊の派遣要請手続きについては本章第6節「自衛隊災害派遣活動」による。

別記 ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。

緊急応援要請のフローチャート



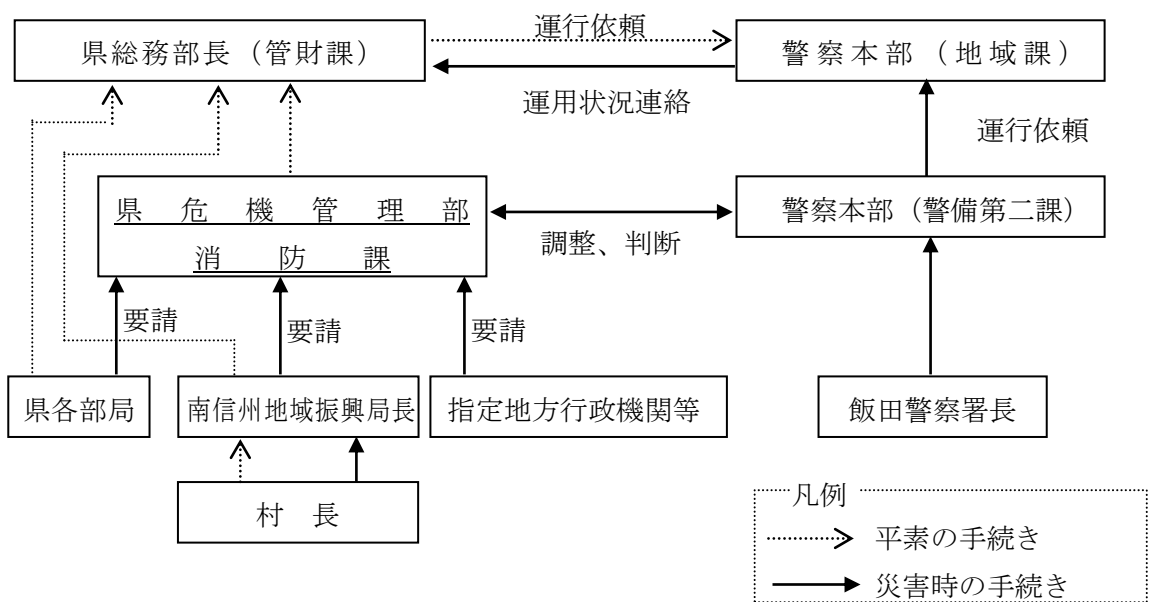
※連絡用無線 消防県内共通波 152.81MHz

呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1」

2 県政用ヘリコプター

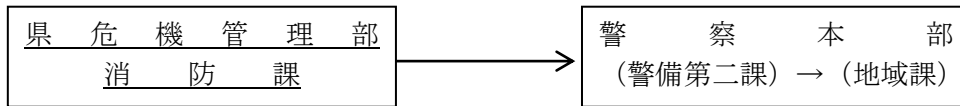
平素の県政用ヘリコプターの運用は、総務部(管財課)により運営管理されているが、災害時には、県警察における災害応急対策と競合する部分が多く、また県警ヘリコプターとの総合運用によってより迅速な活用を図る必要があるため、災害時における、具体的運用は危機管理部と県警察が調整して行う。

なお、県政用ヘリコプターが使用できないときは、県警ヘリコプターが代替え使用される場合がある。

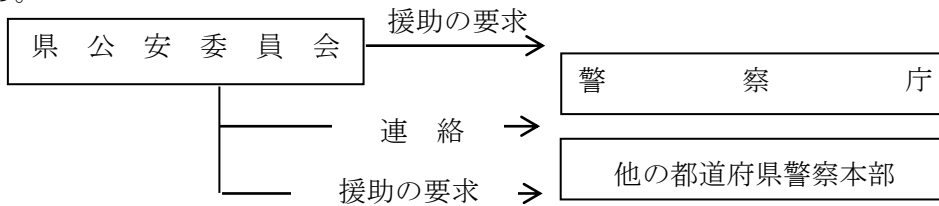


### 3 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプター及び県政用ヘリコプターが使用できない又は2機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。



また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。



### 4 広域航空消防応援ヘリコプター

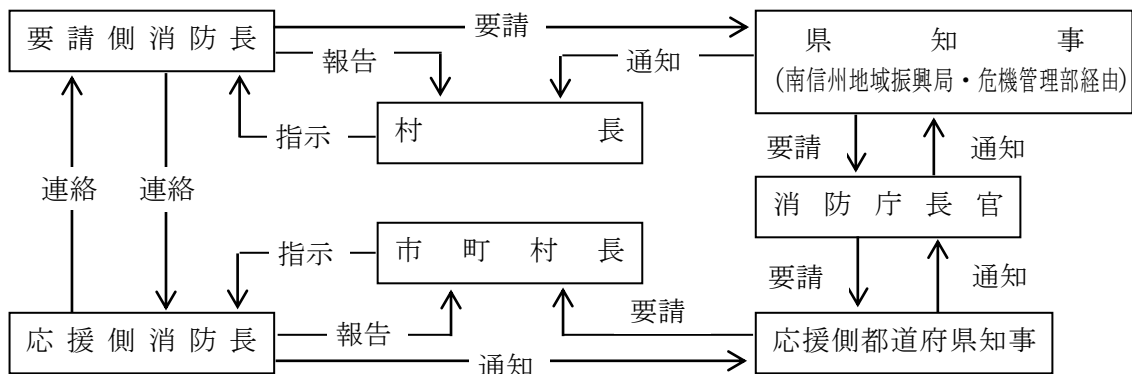
広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。

- (1) 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は以下のとおりである。

|     |       |     |     |     |
|-----|-------|-----|-----|-----|
| 群馬県 | 東京消防庁 | 新潟県 | 山梨県 | 岐阜県 |
|-----|-------|-----|-----|-----|

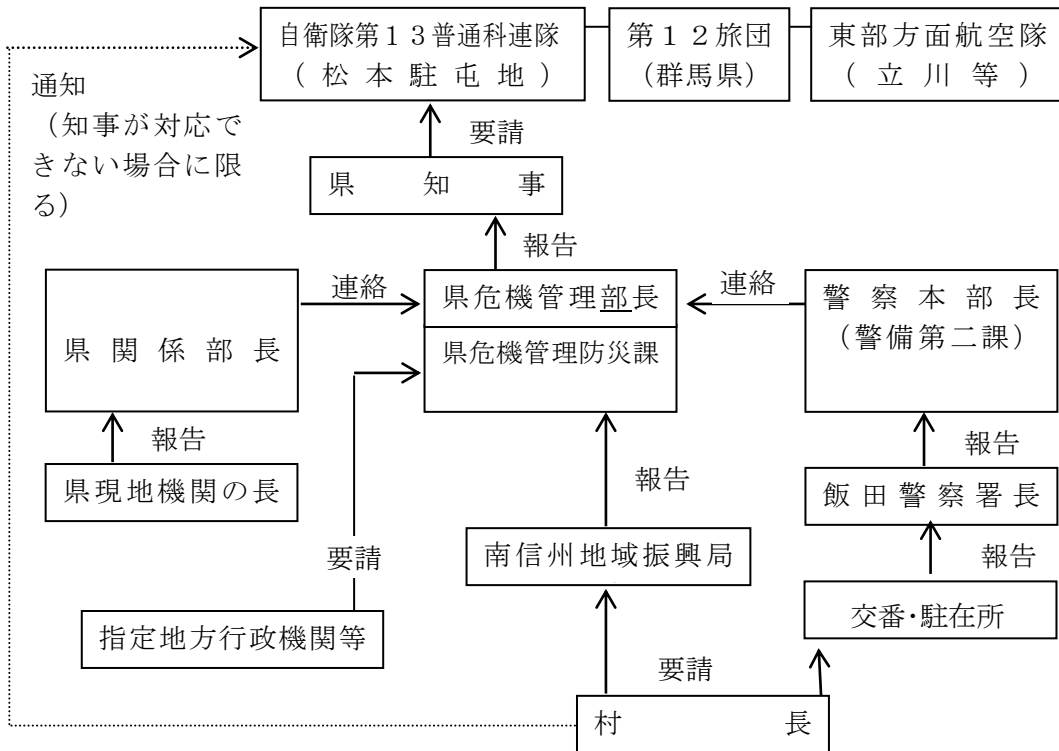
- (2) 第一次出動航空部隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は以下のとおりである。

|     |     |     |     |     |      |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
| 栃木県 | 茨城県 | 埼玉県 | 千葉市 | 横浜市 | 川崎市  | 富山県 | 石川県 |
| 福井県 | 静岡県 | 静岡市 | 浜松市 | 愛知県 | 名古屋市 | 三重県 | 大阪市 |



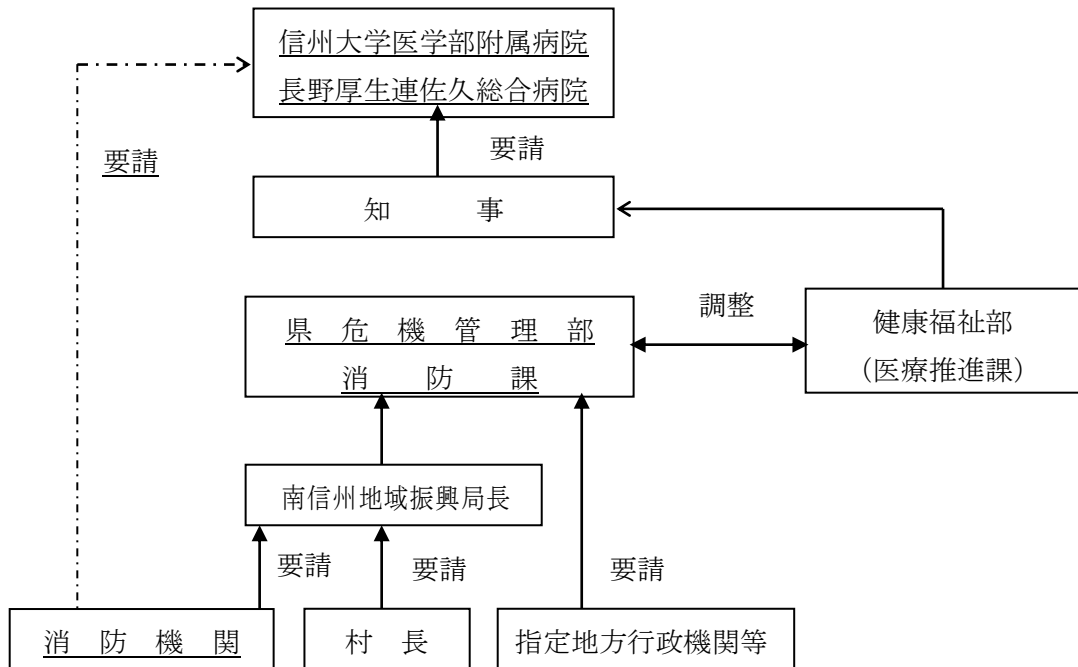


5 自衛隊ヘリコプター



6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、村は南信州地域振興局長に対し、信州ドクターヘリ佐久又は信州ドクターヘリ松本の出動を要請する。



-----> 平時の手続き  
 —————> 災害時の手続き

## 第6節 自衛隊の災害派遣

【総務班（総務課）】

### 第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

### 第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて確認する。
- 2 県と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

### 第3 活動の内容

#### 1 派遣要請

##### (1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに県を通じて派遣要請を行う。事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

##### (ア) 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次による。

##### a 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

##### b 避難の援助

避難者の誘導、輸送等の援助

##### c 遭難者の搜索、救助

死者、行方不明者、負傷者等の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。）

##### d 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積込及び運搬

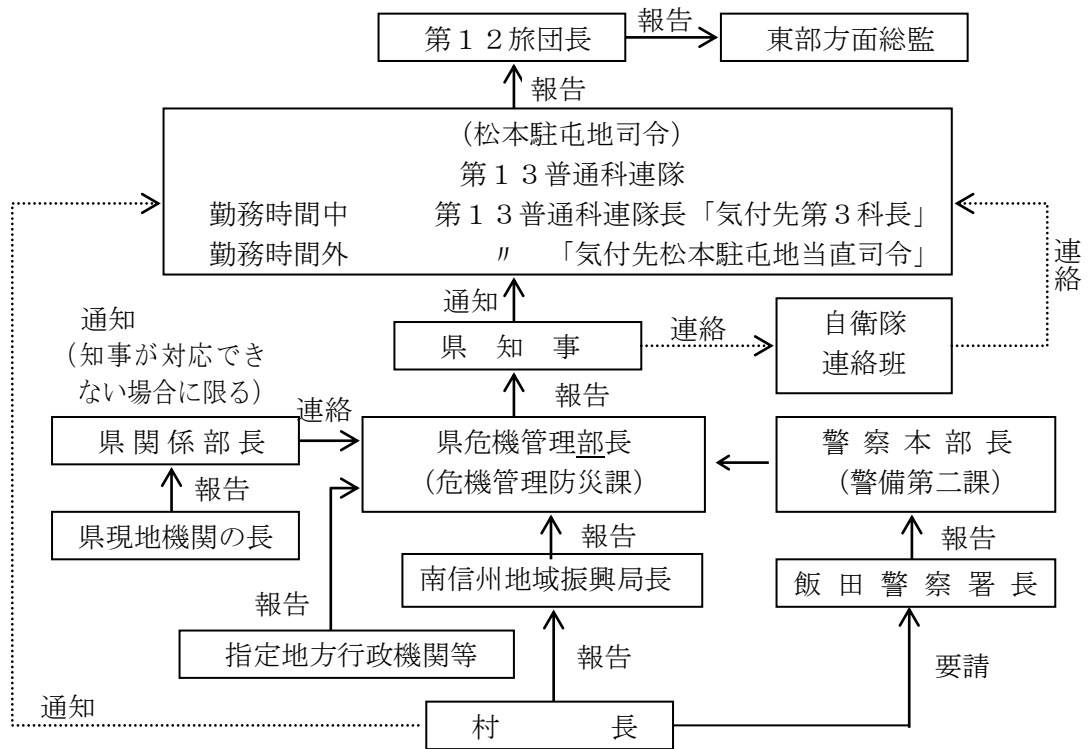
##### e 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

- f 道路又は水路上の障害物の排除  
施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
- g 応急医療、防疫、病虫害防除等の支援  
大規模な伝染病の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市町村準備）
- h 通信支援  
自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
- i 人員及び物資の緊急輸送  
緊急を要し他に適当な手段がない場合の緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
- j 炊飯及び給水支援  
緊急を要し、他に適当な手段がない場合
- k 救援物資の無償貸与又は譲与  
「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令1号）による。（ただし、譲与は市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命、身体が危険であると認められる場合に限る。）
- l 交通規制の支援  
自衛隊車両の交通がふくそうする地点における自衛隊車両を対象とする。
- m 危険物の保安及び除去  
能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- n 予防派遣  
風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
- o その他  
知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

(イ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続き系統は、次表のとおりである。



(ウ) 要請方法

派遣要請の範囲において自衛隊の派遣を必要とする場合は、次により要請を求めるものとする。

- a 自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって南信州地域振興局長若しくは飯田警察署長に派遣要請を求める。
- b 口頭をもって要請したときは、事後において速やかに南信州地域振興局を通じ文書による要請処理をする。
- c 南信州地域振興局長又は飯田警察署長を通じての要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

要請文書のあて先・連絡先

|  |   |  |
|--|---|--|
| あて先  | 陸上自衛隊第13普通科連隊長（松本市高宮西1-1）                                 |  |
| 連絡先  |   |  |
| 時間内  | 時間内   |  |
| 第3科長<br>TEL NTT 0263-26-2766（内線235）<br>防災行政無線 8-535-79 | 駐屯地当直指令<br>TEL NTT 0263-26-2766（内線302）<br>防災行政無線 8-535-78 |  |
| FAX NTT 0263-26-2766（内線259）<br>防災行政無線 8-535-76         | FAX NTT 0263-26-2766（内線259）<br>防災行政無線 8-535-76            |  |

d 要請事項

要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- (a) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- (d) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- (e) ヘリコプターを要請する場合は、ヘリポートの状況

(エ) 派遣部隊の受入措置

- a 受入れ総括責任者は村長とする。
- b 連絡責任者は総務課長とし、県現地連絡調整者（地方事務所長等）を通じ部隊の活動等の要請を行い、またその活動を援助する。
- c 飯田警察署長に連絡し、交通の整理確保を図り部隊のスムーズな移動が行われるよう配慮する。
- d 派遣部隊の救援作業に必要な資材を速やかに総務課長が配慮する。
- e 部隊の集結場所、宿营地等は資料編による。
- f 他の防災関係機関の活動との調整を行い、災害派遣の効率化に努める。

2 派遣部隊の連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県との連絡を密にして受入れ体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

県総括連絡調査員及び現地連絡調整者

| 区 分              | 県統括連絡調整者 | 県現地連絡調整者   |
|------------------|----------|------------|
| 災害対策本部が置かれていない場合 | 危機管理部長   | 南信州地域振興局長等 |
| 災害対策本部が置かれている場合  | 災害対策本部長  | 下伊那地方部長    |
| 現地本部が置かれている場合    | 災害対策本部長  | 現 地 本 部 長  |

a 現地連絡調整者の任務

- (a) 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれにあたる。
- (b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者および村長に通知する。
- (c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、村その他関係機関等との連絡調整を行う。
- (d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については村と協力し、準備を行う。
  - 本部事務所
  - 宿泊施設

- 資材置場、炊事場
- 駐車場
- ヘリポート
- 作業箇所及び作業内容
- 作業箇所別必要人員及び機材
- 作業箇所別優先順位
- 資材の調達方法

- (e) 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、統括連絡調整者に報告をする。
- (f) 災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

イ 【村が実施する対策】

- (ア) 部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、全て県現地連絡調整者を通じて行う。
- (イ) 連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。
- (ウ) 部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 自衛隊における措置
  - a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは、南信州地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
  - b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等および部隊を派遣する。(予防派遣)
  - c 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、村長、飯田警察署長がその場にはいない場合は次の措置をとることができる。
    - (a) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
    - (b) 他人の土地等の一時使用等
    - (c) 現場の被災工作物等の除去等
    - (d) 村民等を応急措置の業務に従事させること

エ 【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

### 3 派遣部隊の撤収

(1) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

派遣部隊の撤収時期については、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

(イ) 自衛隊における措置

a 第13普通科連隊長は、知事から撤収の要請を受けた場合、又は災害派遣の必要がなくなったと認める場合は部隊を撤収する。

ただし、災害が大規模である場合については、知事からの撤収要請があった場合を除き、命により撤収する。

b 部隊を撤収する場合にあっては、村長、警察、消防機関、その他公共機関と綿密に調整するとともに、知事にその旨通知する。

#### 4 経費の負担

(1) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として村が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く。）

(イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

(ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用

(エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

(オ) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に意義がある場合は、県が調整して決定した費用

イ 【関係機関が実施する対策】

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、村長に請求する。

## 第7節 救助・救急・医療活動

【総務班・消防班・衛生班（総務課・民生課）】

### 第1 基本方針

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医療品、医療用資機材の供給体制の確保、他の市町村との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

### 第2 主な活動

- 1 村及び県、県警察本部、消防機関、医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。
- 2 関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

### 第3 活動の内容

#### 1 救助・救急活動

##### (1) 基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村・飯田広域消防本部が実施する対策】

(ア) 飯田広域消防計画における救助・救急計画等に基づき、飯田警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

(イ) 必要に応じて他の市町村等との相互応援協定に基づく応援要請等本章第4節「広域相互応援活動」及び本章第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。

(ウ) 消防機関は、飯田警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をするものとする。



- (エ) 消防機関は、救助活動にあたり、飯田警察署等との活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。
- (オ) 消防機関は、救助活動にあたり、飯田警察署、救護班等との密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。  
その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。
- (カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 飯伊地区包括医療協議会は、あらかじめ救護班を編成し、効率的な救助活動を行う。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部は、各赤十字病院に医療救護班を編成し、医療救護（巡回診療を含む）を実施する。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、または単独で長野県赤十字救護隊を出動させ傷病者の搬送等に当たる。
- (ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、要請に基づきチームを派遣し、救助活動を行う。

ウ 【住民及び自主防災組織が実施する対策】

- 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。  
特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

- (3) 自動体外式除細動器（AED）配備状況  
別紙資料のとおり

## 2 医療活動

### (1) 基本方針

- 災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。  
また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院、飯伊地区包括医療協議会を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。  
更に、町村の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

### (2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 災害発生時における医療救護体制は、応急救護所の本部を阿智村保健センター1階とし、災害規模に応じて、必要な応急救護所を設置するものとする。また、飯伊地区包括医療協議会の計画に基づき、あらかじめ編成された救護班により、別に掲げる医療救護活動等を行う。

ただし、発災当初は、救護所への医療チームの派遣が困難となることから、応急診療所における救護を実施するものとする。

- (イ) 救護所等を次のとおり必要に応じて設置し、医療品、医療用資機材等の供給体制と、比較的軽傷の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

表3-7-1

| 種 類       | 場 所  | 活 動 の 内 容 等   |
|-----------|--|---|
| 応急診療所     | 飯田病院附属阿智診療所<br>阿智村浪合診療所<br>橋上医院<br><br>※ 大規模災害医療救護計画で定める派遣医療機関 | 発災当初は、救護所への医療チームの派遣が困難となることから、各応急診療所において、救護を実施する<br>救急患者の搬送（村有車、民間車両） |
| 応急救護所本部   | 飯田病院附属阿智診療所  | 各救護所との連絡調整（比較的小規模な場合は、純粋な救護所の機能のみ）                                    |
| 大規模避難所救護所 | 阿智村伍和診療所<br>阿智村浪合診療所<br>阿智村清内路診療所<br><br>*必要に応じ、避難所への設置を調整     | 避難者の診察及び軽易な治療<br>避難所の巡回指導<br><br>搬送等救護所では対応不可能な処置等は救護所本部との連絡調整 等      |

- (ウ) 飯伊地区包括医療協議会と連携して収容可能人員、診療機関の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、飯田警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

- (エ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

- (オ) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は関係機関に対し、供給の要請を行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 飯伊地区包括医療協議会は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。

- (イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県や村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・救護所等で別に掲げる医療救護活動等にあたる。

- (ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。
- (エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関の要請に基づき緊急輸送する。また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。
- (オ) 飯伊地区包括医療協議会は大規模災害医療救護計画に基づきあらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。また、県や村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣する。
- (カ) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する。
- (キ) 飯田下伊那薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。また、県や村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。
- (ク) 災害拠点病院等は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。
- (ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものをする。
- (コ) （一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給する。
- (サ) 長野県厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。
- (シ) （社）長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。

ウ 【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

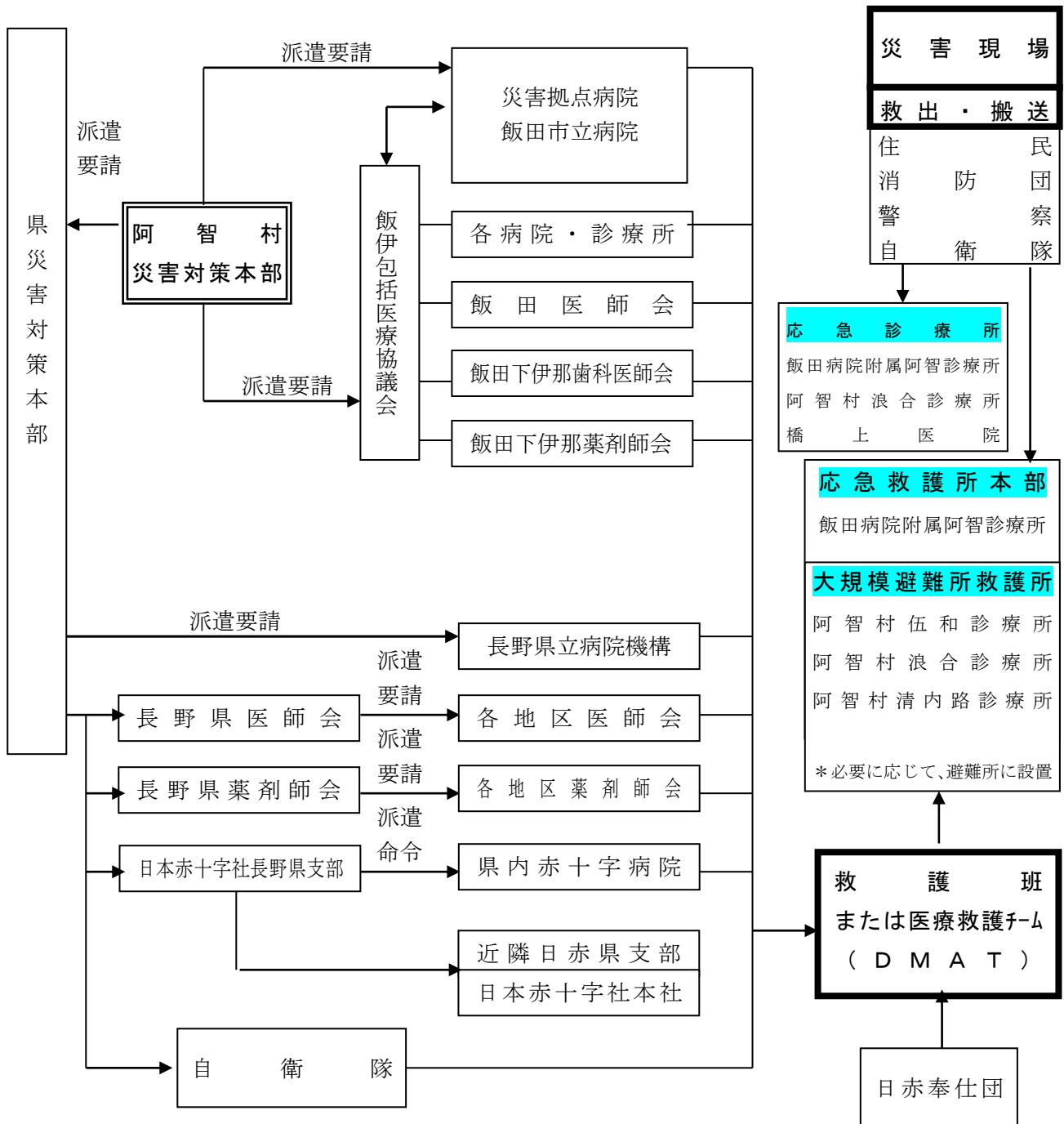
〈救護班等の業務内容〉

- 負傷の程度の判定
- 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- 救急処置の実施
- 救急活動の記録
- 死体の検案
- その他必要な事項

(別記)

医療救護活動体制図

図3-7-1 医療(助産)救護活動体系図



※発災当初は、医療救護チームは到着しないため、村内の応急診療所での対応が予想される。(人員配置、搬送車両確保等)

## 第8節 消防・水防活動

【総務班・消防班・建設班（総務課・建設農林課）】

### 第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力または水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、または実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 消防活動

##### (1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村及び飯田広域消防本部が実施する対策】

##### (ア) 消火活動関係

##### a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

##### b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

##### c 応援要請等

(a) 村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊災害派遣活動」により行う。

(b) 村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(イ) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

## 2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 水防体制の確立

a 水防組織

水防組織は、阿智村災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部の組織及び編成によるものとする。なお、水防法第5条の規定により阿智村消防団は水防管理者の所管の下に行動し、水防事務を処理するものとする。

b 水防倉庫及び資器材の状況

**水防倉庫及び資器材の状況は資料編による。**

(イ) 雨量、河川水位の観測・巡視等

a 雨量、河川水位の観測

気象業務法等に基づき、大雨・洪水等の注意報・警報等が発せられたときは必要に応じ、総務課長は県及び関係機関相互に連絡をとり、雨量等気象情報の資料収集に努め、巡視員を配備して水位の観測監視を行う。

b 巡視員の任務

各巡視員は、河川、堤防等の巡視警戒を行うとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見したときには、直ちに村長を通じ、それぞれの管理者に通報し、必要な措置を求めるものとする。

(a) 堤防の溢水状況

(b) 表法面で水当たりの強い場所の亀裂またはがけ崩れ

(c) 天端の亀裂または沈下

(d) 表法面漏水等による亀裂またはがけ崩れ

c 危険区域の巡視

危険区域の巡視警戒の担当区分は、次の表により行う。

表3-8-1

| 危険区域                                  | 担当部   |
|---------------------------------------|-------|
| 土砂災害の発生原因が土石流による土砂災害警戒区域及び土石流発生危険渓流区域 | 建設農林課 |
| 重要水防区域及び危険箇所                          | 総務課   |
| 農業用水路                                 | 建設農林課 |
| ため池                                   | 建設農林課 |

**※ 危険区域等の箇所は、資料編による。**

(ウ) 水防警報等

a 国土交通大臣の行う水防警報とその処置

水防法第16条の規定により国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は、天竜川上流河川事務所長が次に示す計画に基づき、水位・水量等を示して水防上の警報を発表する。

(a) 水防警報を行う河川名及びその区域

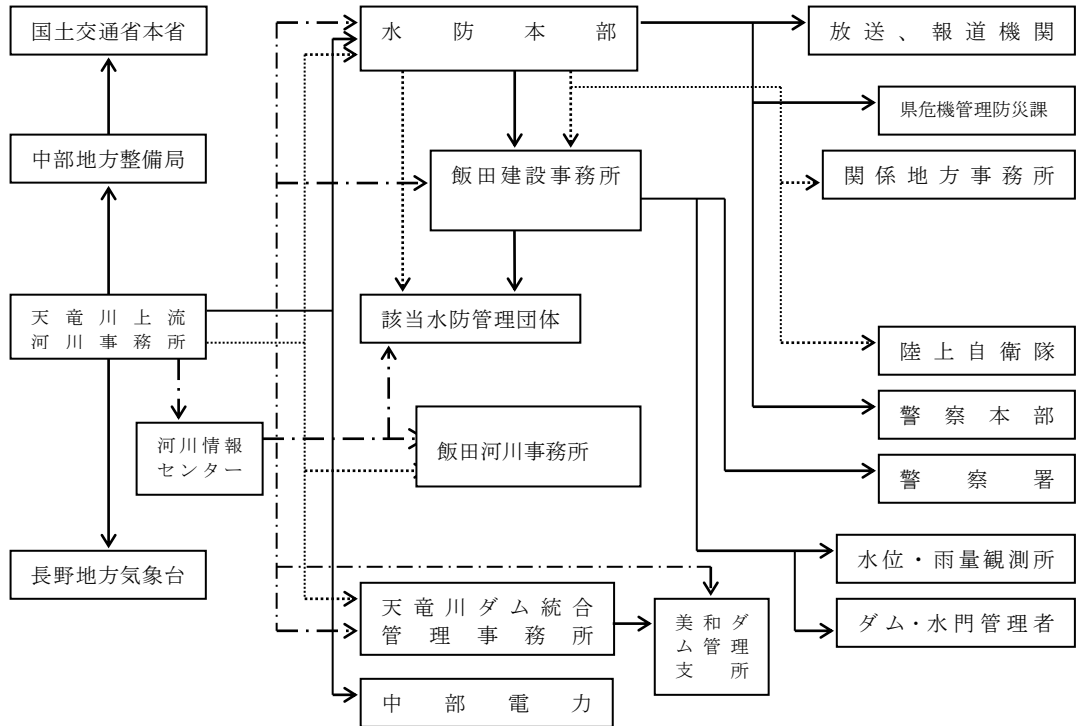
(b) 水防警報の段階

第1段階（準備） 水防資器材、器具の整備点検その他水防活動の準備、幹部の出動に対するもの。はん濫注意水位をもって準備とする。

- 第2段階（出動） 消防団員（水防団）の出動を通知するもの。出動水位をもって出動とする。
- 第3段階（解除） 水防活動の終了を通知するもの。警戒水位を下回って水防作業の必要がなくなったとき。
- （適宜）（情報） 水防活動上必要とする水位その他河川の状況を通知するもの

（c） 水防警報の伝達系統

図3-8-1



- （注） 1. ..... は、ファクシミリによる伝達を示す。  
 2. - - - - - は、HP「川の防災情報」（統一河川情報システム）による補助的伝達系統である。

b 洪水予報

- （a） 洪水予報を行う河川（法第10条2項の規定に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して洪水予報を行う河川。）

（エ） 消防団の出動

a 動員基準

消防団の動員基準は、概ね次のとおりとする。

- （a） 水防法の規定に基づき、天竜川河川事務所長が発表する水防警報等の伝達が県知事からあったとき。

- ・ 消防団待機水位 消防団員は、自宅又は即時出動できる状況で待機する。



- ・はん濫注意水位 水防資器材、器具の整備点検その他水防活動の準備、幹部の出動を行う。
- ・消防団出動水位 消防団員の出動を行う。
- (b) 梅雨前線等の影響による豪雨によって河川の水位が上昇し、村域内に洪水、がけ崩れ等の災害が発生し、または発生が予想されるとき。
- (c) 台風の接近により、村域内に暴風雨による洪水等の水害が発生し、または発生が予想されるとき。
- (d) 長期にわたる降雨によって、がけ崩れ等による水害が発生し、または発生が予想されるとき。
- b 動員方法
 

消防団長またはその代理者は、水防警報を収受したとき、または動員基準に適合すると認めたときは、水防管理者に連絡しその指示により配備を指令する。

動員方法は、電話、電子メール、防災行政無線等及び水防信号によるものとする。
- (オ) 消防団等による監視・警戒活動
 

消防団長等は、動員後、水防区域の監視及び警戒を命じ、異常を発見した場合は上司に報告するものとする。
- (カ) 決壊情報（被害情報）の通報
 

堤防等が決壊した場合及び危険と判断される状態になったときは、直ちに各関係機関及び隣接水防管理団体に通報する。
- (キ) 水防作業の実施
 

決壊箇所及び危険な状態になった箇所に対しては、被害の発生防止もしくは被害拡大を最小限にとどめるよう、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮し、適切な応急措置を講ずるものとする。
- (ク) 水防活動上必要な資機材の調達
 

村に備蓄された資機材では、安全な水防ができないと予想されるときは、飯田建設事務所及び阿智村建設業組合等に資機材の供給を依頼する。
- (ケ) 公用負担
  - a 公用負担の証票
 

水防活動のため、緊急に必要があるときには、現場において必要な土地の一時使用、土石・竹木、その他の資機材及び機械器具の使用もしくは収用するときは、水防管理者の発行する公用負担であることを証明する証票を提示する。
  - b 身分証票
 

前項により緊急に公用負担による土地または物品等の使用を行う者は、その身分を明らかにする証票を所持するものとする。
- イ 【ダム、水門等の管理者が実施する対策】
 

ダム、水門等の管理者は、水防警報の通知を受けたとき、または気象状況等により雨量、水位、流量等が増大し、洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた

操作、規則及び操作規程等に基づき的確な操作を行うものとし、その操作にあつてはそれぞれ定められた連絡先に通報した後、行うものとする。

洪水時、ダム等の破損または決壊の危険が生じたときは、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行われるよう措置するものとする。

ウ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 地域内の情報収集・伝達

自主防災組織等は、気象情報等により災害の発生が予想される場合には、あらかじめ巡視等に地域内の情報を収集し、災害の発生要因等について、村に報告するものとする。ただし、降雨、水位、時刻の状況等により巡視等の現地での活動が危険と判断される場合には、安全を優先して活動するものとする。

(イ) 避難

a 避難及び避難勧告等の伝達

住民等は、災害の発生時又は発生のおそれのある場合には、気象情報等の情報に留意するとともに、避難準備情報、避難勧告等の発表があつた場合には、その内容に基づき行動するものとする。また、自主防災組織等においては、避難所への避難の状況から必要と判断される場合には、屋外拡声装置による避難勧告等の伝達を行うものとする。

b 災害時要援護者の避難誘導

ひとり暮らし高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難について、村、地域支援者等と連携して、要援護者の避難誘導を行うものとする。

(ウ) 水防活動への協力

住民等は、自発的に水防作業への協力を行うものとし、特に、住宅地等への浸水防御等については、消防団等と連携して水防活動に協力するものとする。

## 第9節 災害時要援護者に対する応急活動

【救助班・避難誘導班（民生課・協同活動推進課・社会福祉協議会）】

### 第1 基本方針

近年の高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時において、災害時要援護者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害時要援護者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。

### 第2 主な活動

- 1 災害時要援護者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要援護者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、災害時要援護者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等災害時要援護者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 災害時要援護者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

### 第3 活動の内容

#### 1 避難収容活動

##### (1) 基本方針

村、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に災害時要援護者の応急対策を講じる。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

##### (ア) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知

災害時要援護者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害も状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

##### (イ) 災害時要援護者の状況把握及び避難誘導

災害が発生した際は、災害時要援護者に関する避難支援計画等に基づき、災害時要援護者に関する台帳の活用や地域住民の協力等により、安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認するとともに、必要な救助・避難支援を行う。

なお、避難誘導する際には、災害時要援護者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車両・車椅子等を活用する。

また、社会福祉施設や医療機関等の利用者に関しても安否確認を行うとともに、被災者の救助・避難支援を行う。

a 避難および安全の確認

- (a) 家族、近隣住民および自主防災会が協力し、避難誘導を行う。
- (b) 自主防災会は、避難所において、災害時要援護者の安全の確認を行い、安全が確保されていないものについて、警察官又は村職員に連絡する。
- (c) 村は、村が保有する非公開情報（阿智村緊急時地域支援計画書に同意をしていない災害時要援護者）を、民生・児童委員等に提供し、安全の確認を行う。

b 安否の確認

- (a) 避難所に避難した住民、自主防災組織、民生・児童委員、部落長等の協力を得て、被災した災害時要援護者等の安否の確認を行い、本部に連絡する。

(ウ) 避難場所での生活環境整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な災害時要援護者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、災害時要援護者の態様に応じ、次の支援を行う。

a 避難施設・設備の整備

段差解消やスロープ・身体障害者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

b 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い災害時要援護者から優先的に支給・貸与等を行う。

c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び災害時要援護者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、災害時要援護者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

d 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る災害時要援護者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

(エ) 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす災害時要援護者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災会等の協力により、災害時要援護者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

- a 在宅者の訪問の実施  
市町村は在宅の災害時要援護者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。
- b 物資の確保及び提供  
必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。
- c 相談体制の整備  
在宅の災害時要援護者のニーズや生活状況を適切に把握し、災害時要援護者の態様に応じた助言と支援を行う。
- d 情報提供体制の確立  
災害状況や生活に必要な各種情報を災害時要援護者の態様に応じた手段により提供する。

(オ) 応急仮設住宅等の確保

災害時要援護者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い災害時要援護者から優先的に入居を進める。

イ 【関係機関等が実施する対策】

(ア) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や災害時要援護者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等災害時要援護者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

## 2 広域相互応援体制等の確立

### (1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、災害時要援護者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。このような場合、市町村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

### (2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

村は、災害時要援護者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市町村の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難場所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

イ 【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から災害時要援護者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難場所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

## 第10節 緊急輸送活動

【総務班・建設班・救助班・環境水道班（総務課・建設農林課・民生課・生活環境課）】

### 第1 基本方針

- 1 大規模災害発生時の救助活動、救急搬送活動、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送の確保を行うものとする。
- 2 緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、次の点に配慮して推進する。
  - ① 人命の安全
  - ② 被害の拡大防止
  - ③ 災害応急対策の円滑な実施
- 3 原則として次の優先順位をもって実施する。

| 第1段階の活動  | 第2段階の活動  | 第3段階の活動  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命救助</li> <li>・消防等災害拡大防止</li> <li>・ライフラインの復旧</li> <li>・交通規制</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(第1段階の続行)</li> <li>・食糧、水等の輸送</li> <li>・被災者の救出・搬送</li> <li>・応急復旧</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・(第1・2段階の続行)</li> <li>・災害復旧</li> <li>・生活必需物資輸送</li> </ul> |

### 第2 主な活動

- 1 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保する。
- 2 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の申請事務を行う。
- 3 主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 4 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 5 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

### 第3 活動の内容

#### 1 緊急交通路確保のための応急復旧

##### (1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。

また、応急復旧にあたっては、各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できる限り早期の緊急交通路確保に留意するものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 県計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- (イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、村道、農道、林道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 国道、県道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については、速やかな応急復旧を行うものとする。(飯田国道事務所、飯田建設事務所)
- (イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握し、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行うものとする。(中日本高速道路株)
- (ウ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により、県及び村の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努めるものとする。(中部森林管理局)

2 緊急通行車両等の確認手続

(1) 基本方針

大規模な災害が発生した場合、または、災害がまさに発生しようとしている場合は、県公安委員会により緊急交通路が指定され、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されることから、次により緊急通行車両等の確認を受けるものとする。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

ア 緊急通行車両等の確認

緊急通行車両等の確認を受けようとする場合は、飯田警察署又は南信州地域振興局において確認実施場所を確認の上、事前届出済証又は確認申出書を提出し、確認を受けた後に、緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受けるものとする。

その場合、次の事項に留意する。

- (ア) 証明書は、当該車両に備え付けておくこと。
- (イ) 標章は、当該車両の前面の見えやすい箇所に掲示すること。
- (ウ) 警察官から通行に関する指示を受けたときはこれに従うこと。
- (エ) 証明書及び標章は、用済後廃棄し、他人に与えないこと。

イ 緊急通行車両等の確認を受けることができる車両の範囲

- (ア) 災害時において、災害対策基本法に規定する防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、同法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で、次に掲げる事項を行う車両(道路交通法の緊急自動車を除く。)であること。



- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備(交通、通信、電気、ガス、水道等)の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i a から h までに掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

### 3 輸送手段の確保

#### (1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関等の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

#### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

(ア) 計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合や、ヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請するものとする。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等についてできる限り詳細に連絡する。

##### イ 【関係機関が実施する対策】

(自衛隊、北陸信越運輸局、(公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合)

(ア) ヘリコプター運行機関は要請に基づいて直ちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものとする。(自衛隊等)

(イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。(北陸信越運輸局)

(ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。(北陸信越運輸局)

(エ) (公社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。

- a 道路運送法第84条の輸送命令又は出動要請があった場合は、速やかに（公社）長野県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。
  - b 県下7地区（北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信）において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出動する。
  - c 輸送にあたっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。
  - d 広域的な災害については、（公社）全日本トラック協会、各県トラック協会、（一社）全国霊柩自動車協会との連携により対応する。
- (オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた（公社）長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた（一社）長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。
- (キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食糧、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。
- (ク) （公社）長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行うものとする。

#### 4 輸送拠点の確保

##### (1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。

ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する対策】

ア 輸送拠点の運営は、県と密接な連携のもとに行う。

イ 各避難所での必要物資について、輸送拠点と連携を密接にして行う。

## 第11節 障害物の処理活動

【建設班（建設農林課）】

### 第1 基本方針

災害発生後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害物の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

### 第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則としてその所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 障害物の除去処理

##### (1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物等の交通障害物を直ちに除去する。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 障害物（工作物を含む）の除去は、原則としてその所有者又は管理者が行う。
- (イ) 村が障害物の除去作業を行う場合は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (ウ) 応援協力体制
  - a 村内に所在する各機関等から除去作業に係る応援、協力要請があった場合は、村は必要に応じて適切な措置を講じる。
  - b 本村における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

##### イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 実施機関
 

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む）の除去は、その者が行うものとする。
- (イ) 障害物除去の方法
  - a 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等に

より速やかに緊急輸送機能を図るものとする。

- b 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努めるものとする。
- c 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(エ) 応援協力体制

- a 各機関で実施困難のときは、村長に応援協力を要請するものとする。
- b 村から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

## 2 除去物件の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は災害発生後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 障害物（工作物を含む）に係る集積、処分は、原則としてその所有者又は管理者が行う。
- (イ) 村が障害物の集積、処分を行う場合は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (ウ) 応援協力体制
  - a 本村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があった場合は、村は必要に応じて適切な措置を講じる。
  - b 本村における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

(エ) 障害物の集積場所

障害物の一時集積場所をあらかじめ定めておくものとするが、不足する場合や長期間の集積場所については、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し選定する。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行うものとする。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、村長に応援協力を要請するものとする。
- b 村から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

## 第12節 避難収容及び情報提供活動

【各班（各課）】

### 第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は、第1次の実施責任者である村長が計画作成をしておくものとする。

その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者について十分考慮するものとする。

特に、村内の災害時要援護者関連施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため、避難準備情報の提供や避難指示、避難勧告、警戒区域の選定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

### 第2 主な活動

- 1 避難準備情報の提供、避難勧告、避難指示の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 村長等は必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、災害時要援護者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 村及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 村及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 村、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 避難準備情報、避難勧告、避難指示

##### (1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要と認められる場合は、住民に対して状況に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。

避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、災害時要援護者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

##### (2) 実施計画

##### ア 実施機関

##### (ア) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令機関

| 実施事項      | 発令機関          | 根拠法                        | 対象災害         |
|-----------|---------------|----------------------------|--------------|
| 避難勧告      | 村長            | 災害対策基本法第60条                | 災害全般         |
| 避難指示      | 村長            | 同上                         | 同上           |
| 同上        | 水防管理者         | 水防法第29条                    | 洪水           |
| 同上        | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条       | 洪水及び地すべり災害全般 |
| 同上        | 警察官           | 災害対策基本法第61条<br>警察官職務執行法第4条 | 災害全般<br>同上   |
| 同上        | 自衛官           | 自衛隊法第94条                   | 同上           |
| 避難所の開設、収容 | 村長            |                            |              |

(イ) 災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を村長に代わり県知事が行う。

イ 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

○「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

○「避難指示」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

表3-12-1 避難情報種類別発令時の状況と災害発生予測との関係

|        | 発令時の状況  | 災害発生（予測）との関係  | 住民に求める行動  |
|--------|---|---|---|
| 避難準備情報 | ・人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況 | 災害発生予測時刻まであと90～120分程度<br>自主避難の要請の場合は夕刻前や天候の悪化等避難が困難となる状況を把握した時点 | ・要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。（避難支援者は支援行動を開始する。）<br>・上記以外の者は家族等との連絡や非常用持出品の用意等避難準備を開始する。<br>・今後の天候の悪化、夜が近づく、浸水が広まるなどの状況から必要と判断する住民が自主的に避難を開始する。 |
| 避難勧告   | ・人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況で、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階                                 | 災害発生予測時刻まであと60分程度   | ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への避難行動を開始する。  |

|      |   |  |  |
|------|---|--|--|
| 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生予測時刻まであと30分もない程度</li> <li>・やむを得ず予測なく発生した災害については、人的被害の発生直後</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難中（避難勧告等の発令後）の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。</li> <li>・未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移る。</li> <li>・災害発生までに避難が完了するいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。</li> </ul> |
|------|---|--|--|

ウ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等

(ア) 村長の行う措置

a 避難指示、避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は避難場所を指示し、早期に避難指示、避難勧告を行う。**(別紙資料による)**

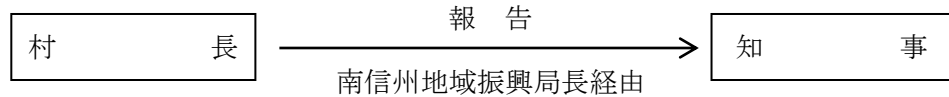
- (a) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (b) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）
- (c) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (d) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- (e) 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- (f) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (g) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (h) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (i) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (j) 避難路の断たれる危険のある地域
- (k) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (j) 酸素欠乏もしくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達する。



- (a) 長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 報告（災害対策基本法第60条）



（報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動の第2の4参照）

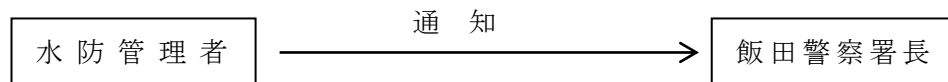
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者として行う措置

a 指示

洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



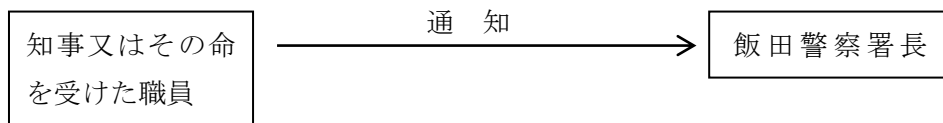
(ウ) 知事又はその命を受けた職員が行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署が調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

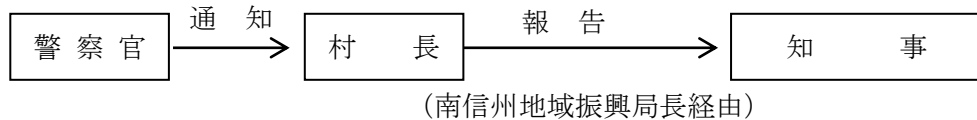
さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

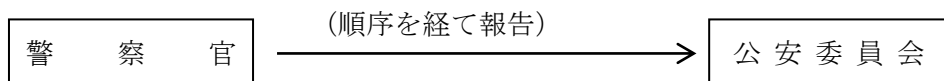
- (b) 村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は村長からの要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。  
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- (d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務遂行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等災害時要援護者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



- (b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第4条）

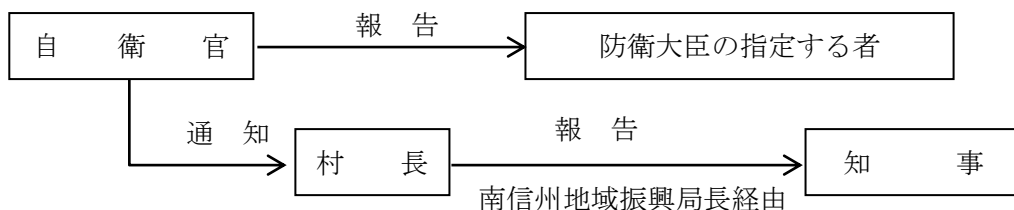


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示、避難勧告の時期

上記ウ（ア）a（a）～（j）に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

オ 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容

避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。

- （ア） 発令者
- （イ） 発令日時
- （ウ） 避難情報の種類
- （エ） 対象地域及び対象者
- （オ） 避難場所
- （カ） 避難の時期・時間
- （キ） 避難すべき理由
- （ク） 住民のとるべき行動や注意事項
- （ケ） 避難の経路または通行できない経路
- （コ） 危険の度合い

カ 住民への周知

- （ア） 避難指示、避難勧告、避難準備情報の伝達を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、災害時要援護者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- （イ） 村長以外の指示者は、住民と直接関係している村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- （ウ） 村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- （エ） 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

- （オ） 村及び県は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

キ 災害時要援護者の状況把握

県及び村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、災害時要援護者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

#### ク 村有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、災害時要援護者に充分配慮するものとする。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示、避難勧告、避難準備情報の伝達は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 基本方針

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

### (2) 実施計画

#### ア 実施者

- (ア) 村長、村職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第23条、第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－村長又はその職権を行う者がその場に居ない場合に限る）

#### イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記（2）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を村長に通知する。

### 3 避難誘導活動

#### (1) 基本方針

避難指示、避難勧告を行った場合は、人命の安全を第一に、混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、災害時要援護者の避難に十分配慮するものとする。

#### (2) 実施計画

##### ア 【上記1 (2) アの実施機関が実施する対策】

##### (ア) 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。

##### (イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- b 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- f 学校長、保育園及び施設の管理者は、本部長からの避難勧告又は指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童、生徒などを避難させる。  
その他の要領については、学校長、保育園及び施設の管理者は予め定めておく。
- g 高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。  
また、地区住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し迅速かつ的確な避難誘導を行う。
- h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本村において処置できないときは、南信州地域振興局を經由して県へ応援を要請する。  
状況によっては、直接隣接市町村、飯田警察署等と連絡して実施する。
- i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。
- j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び重傷事故を防止するための装備の充実を図る。

##### (ウ) 避難時の携帯品

誘導員は、避難立ち退きにあつての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食糧、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

##### イ 【住民が実施する対策】

- (ア) 要避難地区で避難を要する場合、住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。この場合にあつては携帯品は食糧、日用品等必要最小限とするものとする。

- (イ) 任意避難地区で避難を要する場合、住民等は、災害が拡大し危険が予想される時は、(ア) 同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあつては携帯品は食糧、日用品等必要最小限とするものとする。

#### 4 避難所の開設・運営

##### (1) 基本方針

村は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 村長は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。  
また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。
- (イ) 災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
- (ウ) 避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。
- (エ) 避難所における情報の伝達、食糧、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努める。
- a 避難者
  - b 住民
  - c 自主防災組織
  - d ボランティア
  - e 他の市町村
- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (ク) 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保の状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食

等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努める。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

- (ケ) 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、災害時要援護者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
  - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障害者用携帯便器の供給等の整備を行う。
  - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
  - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
    - (a) 介護職員等の派遣
    - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
    - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
  - d 災害時要援護者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
  - e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等災害時要援護者に対する情報提供体制を確保する。
- (シ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、村において人員が不足し困難をきたした場合は、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (ス) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、村の地域防災計画をふまえて適切な対策を行うものとする。
  - a 学校が避難場所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
 

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
  - b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ村に協力するものとする。なお、村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。

- c 幼児、児童生徒が在学時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児、生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児、児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- (セ) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難場所等を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- イ **【関係機関が実施する対策】**
  - (ア) 避難所の運営について必要に応じ村長に協力するものとする。
  - (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
  - (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、村の災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
    - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供
    - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
  - (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者・障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については村・県に提供する。
- ウ **【住民が実施する対策】**

避難所の管理運営については村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

## 5 広域的な避難を要する場合の活動

### (1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、村、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

### (2) 実施計画

#### ア **【村が実施する対策】**

- (ア) 被害が甚大で市町村域を市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (エ) 避難者を受け入れる村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。



## 6 住宅の確保

### (1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

- ア 利用可能な公営住宅を把握し、被災者に提供する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
  - (ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
  - (イ) 応急仮設住宅の建設のため、村有地を提供する。更に建設する場合は、農地等も含めて避難場所との整合を図りながら、次の事項を考慮して確保するものとする。
    - a 教育施設（学校、保育園等）内は避けること
    - b 飲料水が得やすいこと
    - c 保健衛生上適当であること
    - d 交通の便を考慮すること
    - e 住居地域と隔離していないこと
  - (ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
  - (エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- オ 被災周辺の利用可能な公営住宅等を把握し、情報提供を行う。
- カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。
- キ 応急仮設住宅への入居
  - (ア) 入居基準
 

仮設住宅への入居者の選定にあたっては以下の項目を満たす者とする。

    - a 「住居の全焼、全壊または流出等によって、居住する住居がない被災者」
    - b 「自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者」

入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要援護者への配慮をするものとする。

(イ) 入居者の選定方法

入居者の選定にあたっては、選考委員会を設置する。選考委員会は、以下の世帯区分の優先順位に従い、選定するものとする。

表3-12-2 入居者の選定基準

| 優先順位 | 入居者の選定基準   |
|------|--|
| 第1順位 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者（60歳以上）だけの世帯</li> <li>・障害者のいる世帯</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     ここでいう障害者とは、以下の事項に該当する者とする。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1・2級所有者、療育手帳Aランク該当者。</li> <li>・精神的障害があり、保健所長が発行する特別障害者の証明書を有する者。（障害年金1級受給者並びに「障害の状況に関する証明書」の特別障害者）</li> <li>・特定疾患患者等で障害年金1級受給者。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子家庭（子どもが18歳未満）</li> </ul> |
| 第2順位 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者（65歳以上）のいる世帯</li> <li>・乳幼児（3歳以下）のいる世帯</li> <li>・妊婦のいる世帯</li> <li>・18歳未満の子どもが3人以上いる世帯</li> </ul>   |
| 第3順位 | 病弱者（日常生活を営むうえで介助を必要とする方）のいる世帯  |
| 第4順位 | その他の世帯（上記の3つの区分に当てはまらない世帯）   |

(ウ) 選考委員会の構成

入居者の選考委員会は、原則として以下の者により構成する。

a 村の関係課

◎地域経営課長、○総務課長、民生課長、建設農林課長、生活環境課長

b 各区の長

c 民生児童委員

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分に把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するように努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

- (ア) 村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- (イ) 村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (ウ) 村は、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることをかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 村は、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

## 第13節 孤立地域対策活動

【各班（各課）】

### 第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、情報通信の孤立と、交通手段の孤立に大別できる。

情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎外して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。

したがって、災害応急対策における優先順位は次のとおりとする。

- 1 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

### 第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては、孤立の有無を確認して県に報告し、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

### 第3 活動の内容

#### 1 孤立実態の把握対策

##### (1) 基本方針

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

災害発生時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する対策】

ア 孤立予想地域に対し、衛星携帯電話、NTT回線及び防災行政無線を活用して、孤立状況の確認を行う。

イ 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対してただちに速報する。

## 2 救助・救出対策

### (1) 基本方針

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に速報する。

イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告する。

ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

エ 孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

## 3 通信手段の確保

### (1) 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、孤立地域での実態の把握や必要な連絡をすることが不可能となる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

職員の派遣、防災行政無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

#### イ 【東日本電信電話株式会社が実施する対策】

(ア) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

(イ) 避難場所等に、デジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。

#### ウ 【住民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に自ら努めるものとする。

## 4 食料品等の生活必需物資の搬送

### (1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送をヘリコプターによる空輸で効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

### (2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

村は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

イ 【住民が実施する対策】

- (ア) 孤立地域内においては、食糧品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあうものとする。
- (イ) 住民自らも、隣接地域及び市町村との連絡確保に努めるものとする。

## 5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物資ルートを確保するため、優先度に応じ最低限度の輸送用道路をまず確保する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努める。

イ 【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

## 第14節 食料等の調達供給活動

【救助班・農林班（民生課・建設農林課）】

### 第1 基本方針

災害発生後の被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、応急用米穀等が供給されるまでの間、備蓄食料を被災者に対して供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

### 第2 主な活動

村は、備蓄してある食料、関係機関との協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に食料品等の供給を要請する。

### 第3 活動の内容

#### 1 食料品等の調達

##### (1) 基本方針

発災後、被災地の状況をいち早く把握し、食料等が必要となった場合、国の応急用米穀類が供給されるまでの間、村の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

(ア) 被災者及び災害応急現地従事者等給食対象者の把握は、当該区長を通じて取りまとめを行い、災害対策本部へ報告する。

(イ) 前記の報告に基づき、本部長は被災者及び災害応急現地従事者等に配給する食料等の調達及び炊き出し等給食活動を行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助ができないときは、知事の補助機関として村長が行う。

(ウ) 村の備蓄により必要量を満たすことができない場合は、村内又は隣接市町村の業者から購入して調達する。業者からの調達が間に合わない場合等においては近隣市町村及び県（南信州地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を管理栄養士等行政栄養関係者の下、明示して要請を行う。

###### イ 【関係機関が実施する対策】

###### (ア) 農林水産省（総合食料局）

総合食料局長は、知事又は村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行う。

(イ) 米穀卸売業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合の応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。

(ウ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

## 2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 災害時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず備蓄食料の供給から行う。

(イ) 村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（南信州地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給するものとする。

(ウ) 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得られるようにする。

イ 【日本赤十字社が実施する対策】

赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団）は村災害対策本部と連携を取り、中心となって炊き出し等を他のボランティアの協力も得ながら、被災者援護に協力する。

ウ 【住民が実施する対策】

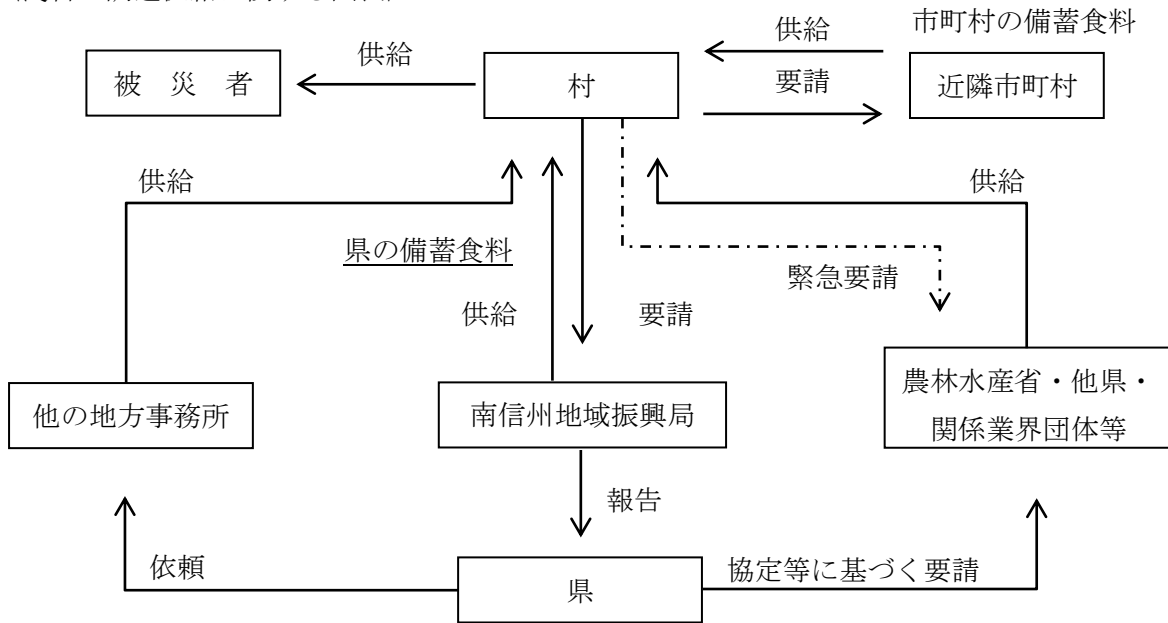
住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。



応急用米穀の供給基準

| 供給の対象  | 精米の必要量           |
|--|------------------|
| 1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合                 | 1食当たり<br>精米 200g |
| 2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合 | 1食当たり<br>精米 300g |

〈食料の調達供給に関する図表〉



----- は、農林水産省等に対する緊急要請

## 第15節 飲料水の調達供給活動

【環境水道班（生活環境課）】

### 第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行う。

被災の規模により本村での供給のみでは不足する場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱により他市町村の応援給水を受ける。

### 第2 主な活動

被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。

飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

### 第3 活動の内容

#### 1 飲料水の調達

##### (1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水並びに貯水池、プール等へろ水器を設置して確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

本村における水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

##### (2) 実施計画

#### ア 【水道事業者（村）が実施する対策】

(ア) 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。

(イ) プール等へろ水器を設置し、飲料水の確保を行う。

(ウ) 本村で対応が困難な場合は応援要請を行う。

#### イ 【住民が実施する対策】

住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

#### 2 飲料水の供給

##### (1) 基本方針

断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

##### (2) 実施計画

【水道事業者（村）が実施する対策】

- ア 断水地域の把握、情報の収集を行う。
- イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- ウ 給水用具の確保を行う。
- エ 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、一人一日3ℓ以上の飲料水を供給する。
- オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最少限度の供給を図る。
- カ 被災の状況により、本村の対応力だけでは供給の実施困難な場合は、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- キ 復旧作業に当たり、指定店等との調整を行うものとする。
- ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

## 第16節 生活必需品の調達供給活動

【救助班（民生課）】

### 第1 基本方針

災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には村の備蓄分を供給するが、被害状況等により不足する場合は、県及び相互応援協定等により他市町村に対し供給の協力を要請する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### 第2 主な活動

被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、村では調達できないものについて、県及び相互応援協定等により他市町村へ協力要請する。

### 第3 活動の内容

#### 1 生活必需品の調達

##### (1) 基本方針

村は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努めるものとする。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する対策】

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県及び相互応援協定等により他市町村へ要請する。

#### 2 生活必需品の供給

##### (1) 基本方針

村は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

(ア) 生活必需品の避難施設等の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を必要に応じ、関係機関、ボランティア団体等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、災害時要援護者については、供給、配分について優先的に行うなど十分配慮するものとする。

(イ) 県等から送付された物資及び各商店から調達した物資は、品物別に保管し、保管期間中は監守者を定め保管に万全を期す。

(ウ) 生活必需品の品目別台帳を作成し、物資の保管数量等を常に把握しておく。

イ **【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】**

赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団）は村災害対策本部と連携を取り、他のボランティアの協力も得ながら、労力を提供し生活必需品の供給に協力する。

## 第17節 保健衛生・感染症予防活動

【衛生班（民生課）】

### 第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。また、地域の衛生状態にも十分配慮する。

### 第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。  
また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、患者の隔離、消毒などのまん延防止措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 保健衛生活動

##### (1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食糧確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

(ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告する。

(イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。

(ウ) 被災者の食糧確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

#### イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 医師会等は行政との連携をもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。

(イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。

(ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。

(エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

ウ 【住民が実施する対策】

(ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。

(イ) 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行うものとする。

## 2 感染症予防対策

### (1) 基本方針

感染症予防用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携のもとに衛生指導、健康調査、検病調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒及び清潔方法の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

(ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し被災時には迅速に対応する。

(イ) 災害発生に備え、感染症予防対策活動用器具の整備及び訓練（点検を含む）、機材の確保を図る。

(ウ) 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防対策活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

(エ) 感染症の発生を未然に防止するため、飯田保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。また、避難所の施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

(オ) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

(カ) 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

(キ) 関係機関の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症予防対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、飯田保健所長を経由して県へ報告する。

(ク) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、飯田保健所長を経由して知事に提出する。

(ケ) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防対策活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、飯田保健所を経由して県に提出する。

イ **【住民が実施する対策】**

村の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努めるものとする。

また、避難所においては、村の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努めるものとする。



## 第18節 行方不明者・遺体の捜索及び処置等の活動

【消防班（総務課・民生課）】

### 第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び死体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、飯田医師会、飯田下伊那歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が発生した場合は、広域的な応援により、その処置を遅滞なく進める。

### 第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、行方不明者・遺体の捜索及び検視を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

- (1) 行方不明者・遺体の捜索は、村が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- (2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。
- (3) 多数の遺体の検視については、飯田警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- (4) 検視場所、遺体安置所等はあらかじめ把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等により使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

#### 2 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 村は県警察本部、消防機関等の協力のもとに行方不明者・遺体の捜索を行う。
- (イ) 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。また、収容に必要な機材を確保する。
- (ウ) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- (エ) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- (オ) 外国籍県等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連携をとり、遺体の処置について協議する。
- (カ) 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行い、必要に応じて特例火葬許可証発行の手続きを取る。
- (キ) 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の市町村等からの応

援を必要とする場合は、県等に要請するものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部、飯伊地区包括医療協議会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行うものとする。

## 第19節 廃棄物の処理活動

【環境水道班（生活環境課）】

### 第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

被災後のごみ、し尿の処理活動の実施に際しては、必要に応じて広域に応援を要請して処理を行うものとする。

### 第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域による処理を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 ごみ、し尿処理対策

##### (1) 基本方針

被災地における衛生環境を確保するため廃棄物の処理活動を行うとともに、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等を県に報告する。

##### (2) 実施計画（資料編「粗大ごみ、不燃性ごみ等仮置場」参照）

##### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- (イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (ウ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。
- (エ) 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- (オ) 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設ける。仮置き場は、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。
- (カ) 収集にあたっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努める。
- (キ) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請するものとする。

(ク) 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに南信州地域振興局へ報告する。

イ **【住民が実施する対策】**

住民は、災害により発生したごみを村が指定した場所に搬入する。

搬入にあたっては、分別区分等村が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。

## 2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物の処理施設の被害状況等により、本村のみでは廃棄物処理が困難と認められるときは、広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

**【村が実施する対策】**

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

## 第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

【総務班・商工観光班（総務課・地域経営課）】

### 第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 社会秩序の維持

##### (1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する対策】

ア 村は、県警察本部等と協力して、災害に便乗した窃盗事犯、悪質商法事犯、産業廃棄物の不法処分事犯等について、村内への広報啓発活動を行う。

イ 村は、自治会の協力のもと、防犯パトロールを行うなど避難地域等における防犯体制の確立に努める。

#### 2 物価の安定、物資の安定供給

##### (1) 基本方針

災害の発生により、流通経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

(ア) 買占め、売り借しめ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。

(イ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

(ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、

供給状況等について必要な情報を提供する。

(エ) 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。

(オ) 村内及び下伊那地域内の流通業者との連携を図る。

イ 【企業等が実施する対策】

市場、小売店では、正常な取引環境を回復するため、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

## 第2 1 節 危険物施設等応急活動

【総務班・環境水道班（総務課・生活環境課・飯田広域消防本部）】

### 第1 基本方針

大規模災害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には、応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図るものとする。

### 第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 3 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施する。
- 4 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 5 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 6 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 7 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

### 第3 活動の内容

#### 1 共通事項

##### (1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

##### (2) 実施計画

##### ア 【県が実施する対策】

##### (ア) 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

- (イ) 漏洩量等の把握  
関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。
  - (ウ) 危険物施設等の管理者等に対する指導  
危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。
  - (エ) 周辺住民への広報の実施  
周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。
  - (オ) 環境汚染状況の把握  
必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。  
なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。
  - (カ) 人員、機材等の応援要請  
必要に応じて、隣接県・市町村に対して応援要請をし、応急対策を行う。
- イ 【危険物施設等管理者が実施する主な対策】
- (ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずる。
  - (イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡するものとする。

## 2 危険物施設応急対策

- (1) 基本方針  
大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。
- (2) 実施計画
  - ア 【県が実施する対策】(警察本部)  
関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。  
また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。
  - イ 【村・飯田広域消防本部が実施する計画】
    - (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令  
災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。
    - (イ) 災害発生時等における連絡  
危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。



(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

a 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

c 危険物施設における災害発生時の応急措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置もあわせて講ずる。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(c) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。

(d) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

### 3 火薬類等災害応急対策

(1) 基本方針

火薬類取扱施設は、風水害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の搜索等が重要になる。

(2) 実施計画

ア 商工労働部が実施する対策

(ア) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す場合には、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにすること。

(イ) 火薬類が流出した場合には、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対し、火薬類の危険性について広報を行い周知すること。

イ 警察本部が実施する対策

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規則及び運搬証明書の発行制限を行う。

## 4 液化石油ガス応急対策

### (1) 基本方針

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(社)長野県エルピーガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制を確立する必要がある。

### (2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】(商工労働部)

(ア) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施(特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施)について、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

(イ) 容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置を行うよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

(ウ) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

(エ) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

(オ) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

(カ) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

(キ) 救援活動により持込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、(社)長野県エルピーガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。

イ 【村が実施する対策】

- (ア) 災害後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被害地に対する液化石油ガスの緊急輸送について、県を経由し長野県エルピーガス協会に依頼する。
  - (イ) 被災家庭、避難場所等に対する迅速な設備の復旧及び臨時供給について、関係機関に依頼する。
- ウ 【飯田広域消防本部が実施する対策】
- (ア) 延焼等のおそれのある液化石油ガス一般消費設備について、容器の回収等に努めるよう、住民、関係機関に指導する。
  - (イ) 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱規制及び住民の立入制限を実施する。
  - (ウ) 臨時的、仮設的供給施設等の火災予防広報及び指導を徹底する。

## 5 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

### (1) 基本方針

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健所・飯田警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

### (2) 実施計画

#### ア 【県が実施する対策】

- (ア) 飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。
- (イ) 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。
- (ウ) 飲料水汚染のおそれのある場合、市町村等へ連絡する。
- (エ) 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。
- (オ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

#### イ 【村が実施する対策】

- (ア) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (イ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対して通報を行う。
- (ウ) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

#### ウ 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

- (ア) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を飯田保健所、飯田警察署又は消防機関へ連絡する。
- (イ) 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

## 6 放射性物質使用施設応急対策

(1) 基本方針

風水害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】

関係機関と連携し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、立入禁止区域を設定し、人、車両の立入を禁止する。

イ 【村が実施する対策】

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射性同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。

その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。

ウ 【放射線同意元素使用者が実施する対策】

放射線同意元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施するものとする。

- (ア) 放射線物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報する。
- (イ) 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時をこえるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。
- (ウ) 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。
- (エ) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- (オ) 放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- (カ) 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

7 石綿使用建築物等応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を実施し、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

ア 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。

イ 必要に応じてアスベストが飛散しているおそれのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。

ウ 環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。

## 8 大気汚染防止法で定めるばい煙発施設又は特定施設応急対策

### (1) 基本方針

大規模災害発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

### (2) 実施計画

#### 【県が実施する対策】

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害の拡大防止の措置をとるよう命ずる。

## 第2 2節 電気施設応急活動

【電力会社】

### 第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
- 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点的に応急対策を推進するものとする。

### 第2 主な活動

- 1 電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

### 第3 活動の内容

#### 1 応急復旧体制の確立

##### (1) 基本方針

関連各社は、被害状況を早急に把握し、県職員、村職員との連携により早期復旧体制を確立するものとする。

##### (2) 実施計画

###### 【中部電力(株)が実施する対策】

- ア 計画に基づいて職員を召集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- イ 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- ウ 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

#### 2 迅速な応急復旧活動

##### (1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努めるものとする。

##### (2) 実施計画

###### 【中部電力(株)が実施する対策】

- ア 県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。
- イ 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。

ウ 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。

エ 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。

また、緊急復旧を必要する場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。

オ 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

### 3 二次災害防止

#### (1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

#### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

電力会社からの要請に基づき、村の防災行政無線、音声告知放送等により、住民に対する広報活動を行う。

##### イ 【中部電力(株)が実施する対策】

(ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるものとする。

##### a 停電による社会不安除去に関する事項

(a) 停電の区域

(b) 復旧の見通し

##### b 感電等の事故防止に関する事項

(a) 垂れ下がった電線に触れないこと

(b) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと

##### c 送電再開時の火災予防に関する事項

(a) 電熱器具等の開放確認

(b) ガスの漏洩確認

(イ) 広報にあたっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、村の音声告知放送、防災行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

## 第23節 上水道施設応急活動

【環境水道班（生活環境課）】

### 第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者（村）は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図るなど早期応急復旧のための手段を講ずる。

### 第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

#### 2 実施計画

##### ア 【水道事業者（村）が実施する対策】

- (ア) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- (イ) 復旧体制の確立を行う。
- (ウ) 被災の状況により応援要請を行う。
- (エ) 住民への広報活動を行う。
- (オ) 指定工事店等との調整を行う。

##### イ 【関係機関が実施する対策】

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。



## 第24節 下水道施設応急活動

【環境水道班（生活環境課）】

### 第1 基本方針

内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも驚かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。

また、下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

### 第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

##### (1) 基本方針

村が管理する下水道施設について、その被害状況を早期に適切に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する対策】

下水道台帳等（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

#### 2 応急対策の実施体制

##### (1) 基本方針

災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制を整えなければならない。

また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の市町村に応援を求める等の措置を講じる。

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する対策】

ア 災害発生後速やかに、職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制を整える。

イ 被害が甚大である場合には、他の市町村に応援を求める等の措置を講じる。

### 3 応急対策の実施

#### (1) 基本方針

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインのひとつであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。備蓄してある応急資材等の活用を図るほか、必要に応じて建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

#### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

##### (ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置を取らせる。

##### (イ) 処理場

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場での下水処理機能が麻痺した場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置を講じる。

##### イ 【関係機関が実施する対策】

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

##### ウ 【住民が実施する対策】

下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

## 第25節 通信・放送施設応急活動

【総務班（総務課）】

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関ごと必要な対策計画を定める。

### 第2 主な取組み

- 1 村は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 日本電信電話株式会社、各放送機関、警察機関は、早期に施設の復旧を行い、通信、放送等の回復に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 村防災行政無線通信の応急活動

##### (1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に努める。

##### (2) 基本計画

【村が実施する対策】

- ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- イ 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。
- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長時間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- エ 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- オ 災害時用通信手段なども使用不可能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

#### 2 電信電話施設の応急活動

##### (1) 基本方針

通信サービス確保の基本方針

- ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- イ 避難場所等に特設公衆電話を設置する。

##### (2) 実施計画

【東日本電信電話(株)及び(株)NTTドコモ、KDDI(株)が実施する計画】

ア 重要通信のそ通確保

- (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。
- (イ) 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。
- (ウ) 非常、緊急扱い通話又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所に特設公衆電話の設置に努める。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板・web171等を速やかに提供する。

エ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

### 3 放送施設の応急活動

(1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送期間で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【日本放送協会が実施する計画】

(ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて応急措置を講ずる。

(イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行う。

- (a) 非常用放送施設の開設運用
- (b) 非常持ち出し機材・書類の搬出および保管
- (c) 必要機材の借用、調達（工事要員を含む）
- (d) 連絡系統の確保、非常通信の利用
- (e) 施設の応急対策
- (d) その他、電波確保に必要な事項

b 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡に当たっては、原則として次の順位により単独に使用し又は併用する。

- (a) 加入電話
- (b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局
- (c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）

- (d) 放送回線
  - (e) 非常通信協議会加盟通信網
  - (f) 長野県防災行政無線電話通信網
  - (g) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署公社通信網
  - (h) 放送電波
  - (i) アマチュア無線局
- (ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講じる。
- a 常設、臨時掲示板による情報提供
  - b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け
  - c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

イ 【信越放送㈱が実施する計画】

- (ア) 復旧の優先順位
  - a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ送信体制の確保
  - b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制（11CH）確保
  - c サテライト局の復旧
  - d 連絡通信網の確保
- (イ) ラジオ対策
  - a ラジオマスター関係完全マヒの場合  
使用可能なスタジオまたは中継用設備を使用して送出する。
  - b 送信所が完全マヒの場合（回復不可能）
    - (a) 応急用代替設備をセットして放送を行う。
    - (b) 伊那ラジオまたは佐久ラジオ送信所の送信機の1台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設する。
  - c 放送中継網の確保  
本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上移動局にて対応する。
- (ウ) テレビ対策
  - a 親局（美ヶ原送信所）対策  
11CH確保を前提に応急対策を講ずる。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。
  - b 本社（中継車を含む）が全滅の場合  
NTT～美ヶ原間にFPUをセットしネット受けに対応する。
  - c テレビマスター関係完全マヒの場合  
使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出する。
  - d 放送中継網の確保
    - (a) NTT～本社間の回線障害の対策  
キー局の放送波受信により対応する。  
NTT～本社間にFPUをセットし対応する。

中継映像素材などの各局への送り出しはSNGにより対応する。

(b) STL回線障害の対策

NTT～本社間にFPUをセットし対応する。

ウ 【(株)長野放送が実施する計画】

(ア) 本社演奏所設備が被災した場合

- a 商用電力が断たれた場合、非常用発電機（500KVA）で電力供給を図る。  
非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機（20KVA）から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給する。
- b 本社～送信所間のSTL回線が故障した場合は、中継用のFPUを応急に使用する。
- c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保する。
- d NTT～演奏所間の同軸ケーブル（光ファイバー）が断となった場合は、最寄りのNTT無線中継所からFPUにより臨時回線を設営しネット番組の放送を確保する。

(イ) 送信所が被災した場合

- a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機（150KVA現用予備2台）で電力供給を図る。
- b 現用（10KVA）の送信系が故障の場合は、予備（1KVA）の送信系に切り替え放送を確保する。
- c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保する。

エ 【(株)テレビ信州が実施する計画】

(ア) 演奏所（放送センター・長野）が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図る。また、完全に機能を失った場合は日本テレビと美ヶ原送信所をSNGまたはFPUで結び放送を確保する。

(イ) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討する。また、演奏所と善光寺平サテライト間にFPUを設置して長野地域の放送を確保する。（他の地域の放送は不可能）

(ウ) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に出向する。なお、複数の中継局が被災した場合は、基幹局の復旧を優先する。

オ 【長野朝日放送(株)が実施する計画】

放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の接続および行政当局より要請による広報活動に協力する。

(ア) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施する。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努める。

(イ) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努める。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接FPUで結び可能な限りの放送を確保する。

- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行う。
- (エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保する。
- (オ) その他必要な措置は、非常災害対策要領による。

カ 【長野エフエム放送株が実施する計画】

放送施設が被災したときは、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により早急な復旧を図る。

- (ア) 演奏所設備の被災、およびS T L設備が被災し放送不能の場合  
美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備および仮設S T Lにより復旧する。また、被災の状況によっては送信所において、J F N加盟社のFM電波を受信し直接中継する。
- (イ) 送信所設備が被災の場合  
放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性の改善を図る。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行う。
- (ウ) FM中継局が被災した場合  
可搬型非常用FMサテライト装置により速やかに復旧する。
- (エ) 災害地域の情報救済  
部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時FM放送局の開設を検討する。

## 第26節 災害広報活動

【総務班（総務課）】

### 第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地区の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍住民等災害時要援護者に対して、十分配慮するよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

### 第3 活動の内容

#### 1 住民等への的確な情報の伝達

##### (1) 基本方針

県、放送局及び関係機関等が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

##### (ア) 広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに、防災行政無線放送をはじめ、音声告知放送、村ホームページ、有線テレビ、広報誌等を活用し、災害の規模に応じ、迅速に情報を提供する。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 避難場所・経路・避難方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制等の状況に関する情報
- g 関係機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i その他必要と認められる情報



イ 【放送会社が実施する対策】（NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野）

（ア） 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施するものとする。

なお、村からの放送要請は県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- a 県（担当課＝危機管理防災課）及び村
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社（長野県支部）

（イ） 臨時ニュース等の送出

放送局は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

ウ 【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、災害時要援護者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

エ 【関係機関が実施する対策】

（ア） 広報活動

県、村と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ等を活用し広報活動を行うものとする。

## 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

（1） 基本方針

村は、県及び関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

（2） 実施計画

【村が実施する対策】

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など本村の実情に即した相談窓口を設置する。

## 第27節 土砂災害等応急活動

【総務班・建設班（総務課・建設農林課）】

### 第1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

### 第3 活動の内容

#### 1 大規模土砂災害対策

##### (1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じる。

###### イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告・避難指示が出された場合はこれに迅速に従うものとする。

#### 2 地すべり等応急対策

##### (1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講ずる。

(イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

###### イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告・避難指示等が出された場合はこれに迅速に従うものとする。

#### 3 土石流対策

(1) 基本方針

被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

予想される災害に応じて避難勧告又は避難指示を行うとともに、被害を軽減するために必要な応急工事を行う。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告・避難指示等が出された場合はこれに迅速に従うものとする。

#### 4 かけ崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じる。

(イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

イ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

## 第28節 建築物災害応急活動

【各班（各課）】

### 第1 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下物等の危険性があるものについては応急措置を講じる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

### 第3 活動の内容

#### 1 建築物

##### (1) 基本方針

強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

(ア) 村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、村営住宅、学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じる。

(イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。

(ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

##### イ 【建築物の所有者等が実施する対策】

(ア) 建築物の所有者等は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じるものとする。

(イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じるものとする。

#### 2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア 【村（教育委員会）が実施する対策】

村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

イ 【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

## 第29節 道路及び橋梁応急活動

【建設班（建設農林課）】

### 第1 基本方針

風水害により道路及び橋梁に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第3 活動の内容

#### 1 道路及び橋梁応急対策

##### (1) 基本方針

ア 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じ迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

イ 交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会支部と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

ウ 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する対策】

村内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

#### 2 関係団体との協力

##### (1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

##### (2) 実施計画

###### 【村が実施する対策】

本村のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

## 第30節 河川施設応急活動

【総務班・建設班（総務課・建設農林課）】

### 第1 基本方針

風水害による被災を軽減するため、県の協力を得て水防活動が円滑に行われるよう配慮し、次の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被災を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門若しくは閘門の適切な操作
- 4 他市町村との相互の協力及び応援体制

### 第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所への応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な風水害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

### 第3 計画の内容

#### 1 河川施設等応急対策

##### (1) 基本方針

水防活動支援、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

##### (2) 実施計画

###### ア 【村が実施する対策】

(ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

###### イ 【住民が実施する対策】

住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

#### 2 ダム施設応急対策

##### (1) 基本方針

異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

ダムを管理する村においては、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

イ 【関係機関が実施する対策】

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとする。



## 第3 1 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

【各班（各課）】

### 第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

### 第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検の活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 構造物に係る二次災害防止対策

##### (1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する対策】

村内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県へ報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行う。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

##### (1) 基本方針

##### ア 危険物関係

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

##### イ 火薬関係

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

ウ 液化石油ガス関係

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

エ 毒物劇物関係

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、飯田警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

(ア) 【県が実施する対策】

a 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

b 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

(イ) 【村・飯田広域消防本部が実施する対策】

a 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、村の区域における危険物施設の管理者等に対し、一時停止等を命じる。

b 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

c 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

(ウ) 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

a 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

- c 危険物施設における災害防止措置  
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。
- d 危険物施設における災害発生時の応急措置等
  - (a) 応急措置  
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。
  - (b) 関係機関への通報  
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。
- e 相互応援体制の整備  
必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。
- f 従業員及び周辺地域住民に対する措置  
消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

## イ 火薬類関係

- (ア) 【県が実施する対策】(商工労働部)
  - a 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時使用停止を命ずる。
  - b 下記の(イ)のaからbまでの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。
  - c 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。  
また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。  
さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。(県警察本部)
- (イ) 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】
  - a 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者外近づけないよう措置するものとする。
  - b 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知するものとする。

ウ 液化石油ガス関係

(ア) 【県が実施する対策】(商工労働部)

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

(イ) 【(社)長野県エルピーガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するものとする。

(ウ) 【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

エ 毒物劇物関係

(ア) 【県が実施する対策】

a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策(健康福祉部)

(a) 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。

(b) 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。

(c) 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

b 緊急時における指示及び応援要請(健康福祉部)

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

c 避難誘導措置等(警察本部)

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

(イ) 【村が実施する対策】

a 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

b 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行う。

(ウ) 【関係機関が実施する対策】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

b 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

c 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流

出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

(b) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

### 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害発生の防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

(ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ 【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

ウ 【ダム管理者が実施する対策】

(ア) 異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施するものとする。

(イ) 臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。

(ウ) この場合、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び住民へ連絡及び警報等を行うものとする。

### 4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害が拡大する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必要がある。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

### 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、

地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

【村が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

## 第3 2節 ため池災害災害応急活動

【建設班（建設農林課）】

### 第1 基本方針

洪水に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

### 第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。

#### 2 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
- (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- (ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

##### イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 管理団体において、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに村に通報するものとする。
- (イ) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。
- (ウ) 村が実施する応急対策について協力する。

## 第33節 農林産物災害応急活動

【農林班（建設農林課）】

### 第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫の発生や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

### 第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関と連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 農水産物災害応急対策

##### (1) 基本方針

ア 被害を受けた作物の技術指導は、農業改良普及センター及び農業技術者連絡協議会の協力を得て行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。

イ 被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧に努める。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

(ア) 村は、農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を南信州地域振興局に報告する。

(イ) 農産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

##### イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。

(イ) 被災した農業施設、加工施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

##### ウ 【住民が実施する対策】

(ア) 住民は、村が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

##### (イ) 作物別の主な応急対策

##### a 水稲

(a) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後ただちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

(b) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。



- (c) 水路等が損傷した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。
- b 果樹
  - (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕等を行う。
  - (b) 倒伏・枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
  - (c) 果実や葉に付着した泥は、ただちに洗い流す。
  - (d) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- c 野菜及び花き
  - (a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
  - (b) 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
  - (c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
  - (d) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。
- d 畜産
  - (a) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
  - (b) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待つて適期刈取りに努める。
- e 水産
  - (a) 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- (ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

## 2 林産物災害応急対策

### (1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

#### イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村と連携を図りその防止に努めるものとする。(中部森林管理局)

(イ) 村と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

ウ **【住民が実施する対策】**

村が行う被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

## 第34節 文教活動

【教育班（教育委員会）】

### 第1 基本方針

小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という）は多くの児童生徒等を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

### 第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、授業料減免、就学援助

### 第3 活動の内容

#### 1 児童生徒等に対する避難誘導

##### (1) 基本方針

学校長は災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

##### (2) 実施計画

#### 【村（教育委員会）が実施する対策】

学校長は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

#### ア 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、村教育委員会にその旨を連絡する。

#### イ 児童生徒等が在校中の場合の措置

- (ア) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。
- (イ) 村長等から避難勧告又は避難指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
- (ウ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。また、避難状況を村教育委員会に報告するとともに保護者、村及び関係機関に連絡する。

#### ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

- (ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川

の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

- (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

## 2 応急教育計画

### (1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

### (2) 実施計画

#### 【村（教育委員会）が実施する対策】

ア 村（教育委員会）は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について指導及び支援する。

#### (ア) 学校施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図る等の総合調整を行う。

#### (イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

#### (ウ) 学校給食の確保

学校給食物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 学校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

#### (ア) 被害状況の把握

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

#### (イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは村教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

- (ウ) 教育活動
  - a 災害の状況に応じ、村教育委員会へ連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。  
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。
  - b 被災した児童生徒を学校に收容することが可能な場合は、收容して応急の教育を行う。
  - c 避難所等に避難している児童については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
  - d 授業の再開時には、村と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。
- (エ) 児童生徒等の健康管理
  - a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
  - b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- (オ) 教育施設・設備の確保
  - a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
  - b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
  - c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じた場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
- (カ) 学校給食の確保
  - 学校給食物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳等）の補給に支障をきたしているときは、村教育委員会と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
  - また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

### 3 教科書の供与等

#### (1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や授業料の減免等の措置を行う。

#### (2) 実施計画

##### 【村（教育委員会）が実施する対策】

##### ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は飯田教育事務所を経由して県教育委員会に斡旋を依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

## 第35節 飼養動物の保護対策

【農林班（建設農林課）】

### 第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。

### 第2 主な活動

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。

#### 2 実施計画

##### (1) 【村が実施する対策】

ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。

##### (2) 【飼養動物の飼い主が実施する対策】

ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適性に取り扱うものとする。

イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

## 第36節 ボランティアの受入れ体制

【救助班（民生課・社会福祉協議会）】

### 第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

### 第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。
- 2 災害対策本部にボランティアの活動拠点を設置し、必要に応じ資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

### 第3 活動の内容

#### 1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

##### (1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図るものとする

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (イ) 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対して支援を行う。
- (ウ) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するものとする。

##### イ 【村社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等ボランティア関係団体が実施する対策】

救援本部等を設置し、県及び村の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

#### 2 ボランティア活動拠点の提供支援

##### (1) 基本方針



被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するものとする。

(2) 実施計画

ア 【村が実施する対策】

阿智村災害対策本部にボランティア窓口及びボランティア担当班を設置するとともに、ボランティアが自由に使用できるスペースを確保する。また、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

イ 【社会福祉協議会が実施する対策】

(ア) 県社会福祉協議会は、福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として福祉救援県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、福祉救援現地本部、福祉救援広域本部、行政等関係機関との連絡調整を行う。また、ボランティアの登録・受入れ、コーディネーターの派遣を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調整等の支援を行う。

(イ) 村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供を行う。

(ウ) 被災市町村広域圏内の村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部の活動を支援する前線拠点として福祉救援広域支援本部を設置し、ボランティアの登録、コーディネーターの派遣、必要な物資の調達等の線を行う。

ウ 【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部は、県及び村災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

## 第37節 義援物資及び義援金の受入れ体制

【総務班・救助班（総務課・民生課・社会福祉協議会）】

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

### 第2 主な活動

- 1 被災者のニーズを把握し、受入れを希望するもののリスト、送り先、募集期間等を、報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。
- 2 村、日本赤十字社、社会福祉協議会等関係機関による義援金配分委員会を組織し、寄託された義援金を引継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。また、義援物資についても、迅速かつ公正に被災者に配分する。
- 3 寄託された義援金品は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

### 第3 活動の内容

#### 1 義援物資及び義援金の募集等

##### (1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて衆知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

- (ア) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。
- (イ) 村は、関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- (ウ) 住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

##### イ 【住民、企業等が実施する対策】

- (ア) 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。
- (イ) 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

#### 2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

寄託された義援金は、義援金配分委員会に確実に引き継ぐとともに、義援金配分委員会において十分協議の上、迅速かつ公正に配分するものとする。また、義援物資については、被災者のニーズに応じ、迅速かつ公正に配分するものとする。

なお、義援物資及び義援金は、被災者に配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適性に管理する。

(2) 実施計画

寄託された義援金は配分委員会が、義援物資は村が引継ぎを受ける。配分委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

村は、ボランティアの協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分にあたっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。

## 第38節 災害救助法の適用

【総務班（総務課）】

### 第1 基本方針

被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施するが、村は知事から委任された救助事務について知事の補助機関として実施する。

### 第2 主な活動

- 1 災害救助法適用判断のために迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。
- 2 被害状況が適用基準に該当するか判断する。
- 3 法適用が必要と判断された場合、必要な手続きを行う。
- 4 法適用となった場合、村の役割分担について迅速な救助を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 被害状況の把握

##### (1) 基本方針

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する対策】

ア 村は、災害による被害状況を迅速に収集し、直ちに南信州地域振興局長に報告するとともに、基準に照らして、災害救助法の適用について検討する。

イ 災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

#### 2 災害救助法適用の判定

##### (1) 基本方針

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全焼、全壊、埋没、流失、半焼、半壊、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合において、その被害が一定の基準に該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行う。

##### (2) 実施計画

##### 【県及び村が実施する対策】

県は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い、該当するか又は該当すると思われる場合は、次項3の手続きを行う。

- ア 本村における住家の滅失世帯数（全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあつては、全壊、流出等の1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯として換算する。以下同じ。）が30世帯に達したとき。
- イ 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上であつて、本村の滅失世帯数が、15世帯に達したとき。
- ウ 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であつて、本村の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。
- エ 本村における被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
  - (ア) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。
  - (イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
  - (ウ) 時間的に同時に又は相接近して2以上の災害が発生し、それぞれの滅失世帯がアに規定する滅失世帯に達しないが、合算すればこれに達するとき。
  - (エ) 当該災害前に、(ア)～(エ)に該当する被害を受け、その救助がまだ完了しないとき。
  - (オ) その被害状況がア及びイに準ずる場合で救助の必要があるとき。

### 3 適用の手続き

#### (1) 基本方針

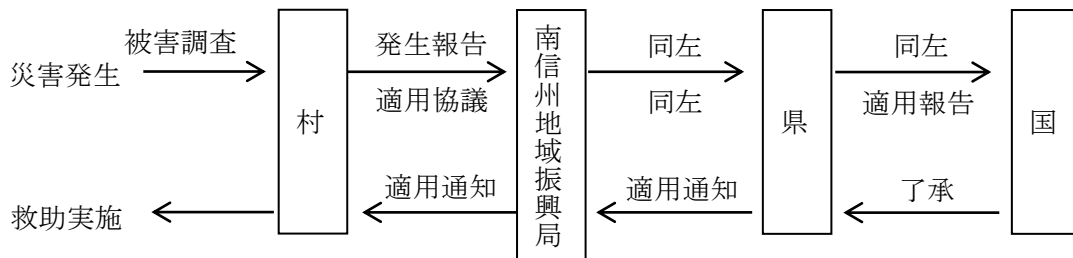
災害救助法の適用が必要と判断された場合は、直ちに必要な手続きを行う。

#### (2) 実施計画

##### 【村が実施する対策】

災害に際し、前記2「救助法適用の判定」の基準のいずれかに該当し、又は該当すると思われるときは、直ちにその旨を知事に報告する。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けるものとする。

#### 法の適用事務



### 4 救助の実施

#### (1) 基本方針

県、関係機関と協力のうえ速やかに救助を実施する。

(2) 実施計画

ア 救助の役割分担

県から委任された職権に基づき救助を行い、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告する。

イ 救助の実施基準

救助の実施は、県が発行する「災害救助の手引き」により行う。

ア 【村が実施する対策】

(ア) 救助の役割分担

村長は、知事から救助について委任された場合には、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

(イ) 救助の実施は、県が別に定める「災害救助の手引き」により行う。

イ 【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

(ア) 日本赤十字社長野県支部は、知事が行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。

(イ) 知事から委託された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。

## 第39節 観光地の災害応急対策

【商工観光班（地域経営課）】

### 第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、村、国、県、関係機関が連携し、対応していく。

### 第2 主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した際には、村、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者ののために、避難場所や災害の情報を提供する。

### 第3 活動の内容

#### 1 観光地での観光客の安全確保

##### (1) 【村が実施する対策】

- ア 観光地での災害発生時には、村消防計画における救助・救急計画に基づき、飯田警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- イ 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

##### (2) 【住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。  
特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。

#### 2 外国人旅行者の安全確保

##### (1) 【村が実施する対策】

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行う。

##### (2) 【住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行うものとする。





## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

【各班（各課）】

#### 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧、復興の基本方向を決定し、その推進にあたり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

#### 第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の地方自治体への支援を求める。

#### 第3 活動の内容

##### 復旧・復興の基本方針の決定

##### (1) 基本方針

迅速な現状復旧または計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移るものとする。

##### (2) 実施計画

##### ア 【村が実施する対策】

(ア) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、県と連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、早期に住民に周知する。

(イ) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

##### イ 【関係機関が実施する対策】

防災関連機関は村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

##### ウ 【住民が実施する対策】

住民は村の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

##### 支援体制

##### (3) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

##### (4) 実施計画

##### 【村が実施する対策】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

【各班（各課）】

### 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず、公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

### 第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 他の市町村からの要請により、職員派遣を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 被災施設の復旧等

##### (1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

##### (2) 実施計画

###### 【村及び公共機関が実施する対策】

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

イ 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。

ウ 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。

エ ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。

オ 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。

カ 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ、事業期間の短縮に努める。

キ 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

ク 復旧事業に要する費用について、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。

- ケ 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- コ 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努める。

## 2 がれき処理

### (3) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

### (4) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

ア 災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理にあたっては、下記事項について留意する。

- a 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- b 災害廃棄物がれき処理にあたっては、復旧、復興計画を考慮にいれ計画的に行うよう努める。
- c 災害廃棄物処理にあたっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村へ応援を求める。

## 3 職員派遣

### (5) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

### (6) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

ア 被災市町村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市町村は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

イ 被災市町村から要請を受けた市町村は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

## 第3節 計画的な復興

【各班（各課）】

### 第1 基本方針

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

### 第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な生活環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施

### 第3 計画の内容

#### 1 復興計画の作成

##### (1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成するものとする。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に男女共同参画等の観点から女性・障害者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間および国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

##### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に復興計画を作成する。

#### イ 【関係機関が実施する計画】

村及び県との連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

## 2 防災むらづくり

### (1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な生活環境を目指し、「むらづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で村のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障害者の意見が反映するよう環境整備に努める。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する計画】

(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。その際、被災市街地復興特別措置法等を活用し、住民の早急な生活再建の観点から、防災むらづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

(イ) 防災むらづくりにあたっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。

- a 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の基盤施設及び防災安全街区の整備
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- c 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- d 耐震性貯水槽の設置等

(ウ) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

- a 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得よう努める。
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。
- c 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
- d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
- e 住民に対し、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるむらづくりを行う。
- f 女性・高齢者・障害者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(エ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 【関係機関が実施する計画】

村及び県との連携を図り、整合性のある事業を実施する。

ウ 【住民が実施する計画】

再度の災害を防止するため、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのむらづくりでもあることを認識し、防災むらづくりへの理解と協力を努めるものとする。

## 第4節 資金計画

【各班（各課）】

### 第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

### 第2 主な活動

1 村は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 村の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

##### （1）地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

##### （2）地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

##### （3）一時借入金

災害応急融資

#### 2 関東財務局長野財務事務所からの借り入れ

関東財務局長野財務事務所や県と調整の上、必要資金量を調査し、応急資金の貸付を受ける。

## 第5節 被災者等の生活再建等の支援

【各班（各課）】

### 第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

### 第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続き等を実施し、被災者に対して生活再建支援金の支給を行う。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金等の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。
- 12 災害復旧用木材の供給の支援を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 住宅対策

##### (1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

##### (2) 実施計画

【村が実施する対策】



- ア 災害復興住宅建設等補助金  
住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要なり災証明書の発行を行う。
- イ 災害公営住宅  
村内において200戸以上若しくは1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。
- ウ 既存村営住宅の再建  
既存村営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。
- エ 村営住宅への優先入居  
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅への優先入居の措置を講ずる。
- オ 被害情報把握のための技術支援  
居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力し、必要な情報や支援サービスを提供する。

## 2 被災者生活再建支援法による復興

- (1) 基本方針  
一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。
- (2) 実施計画
  - ア 【村が実施する対策】
    - (ア) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに南信州地域振興局長へ報告する。
    - (イ) 被災者生活再建支援法が適用された場合、被災者に対し、申請に要するり災証明書等の必要書類を発行する。
    - (ウ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。
    - (エ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
    - (オ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。
  - イ 【被災者生活再建支援法人が実施する対策】  
県から提出された申請書類の審査及び県から委託された場合、支援金の支給事務を行う。

## 3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

- (1) 基本方針  
被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付を行う。
- (2) 実施計画
  - 【村が実施する対策】  
被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

## 4 被災者の労働対策

### (1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

村は、長野労働局や県と連携して、職業あっ旋、労働相談等の情報の提供に努める。

## 5 生活保護

### (1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

福祉事務所と連携して、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を促す。

## 6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け、災害見舞金の交付

### (1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

#### ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

阿智村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

#### イ 災害援護資金の貸付

阿智村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

## 7 被災者に対する金融上の措置

### (1) 基本方針

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。

### (2) 基本方針

#### ア 【関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（長野支店）が実施する対策】

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（長野支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置を講じるよう指導する。

- (ア) 貸金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置
- (イ) 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。
- (ウ) 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。
- (エ) 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
- (オ) 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。

イ **【村が実施する対策】**

村は、災害被災者等がこれらを活用できるよう、被災地等住民に対して、広報・周知を図る。

## 8 租税の徴収猶予及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行い、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

**【村が実施する対策】**

地方税法又は阿智村村税条例等に基づき、被災者の租税の納付期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

## 9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア **【村が実施する対策】**

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。

イ **【関係機関が実施する対策】**

- (ア) 長野社会保険事務局は、医療保険における健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払

いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

- (イ) 長野社会保険事務局は、保険料にかかる納期限の延長や免除について、必要に応じて措置を講ずる。

## 1 0 り災証明書の交付

### (1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期にり災証明書の交付を行う。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

被災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

## 1 1 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

### (1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

### (2) 実施計画

#### ア 【村が実施する対策】

(ア) 必要に応じ村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

(イ) 被災者生活再建支援に関わるそれぞれの業務について、住民に対し、掲示板、村防災行政無線、音声告知放送、広報誌等を活用し広報を行う。

(ウ) 広報にあたっては、報道機関の協力も得る。

#### イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置する。

(イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行う。

(ウ) 報道機関に対し、発表を行う。

## 第6節 被災中小企業等の復興

【商工観光班（地域経営課）】

### 第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

### 第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

### 第3 主な活動

#### 1 被災農林事業者に対する支援

##### (1) 基本方針

被災農林漁業者等の経営安定又は早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度等について次により支援する。

##### (2) 実施計画

##### 【村が実施する対策】

村は、県、関係機関等と連携を図り、災害農林漁業者等が次に掲げる各種制度資金等を活用できるよう、広報・周知を図る。

##### ア 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づき、暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温及び降ひょう等の天災により特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、損失を受けた被害農林漁業者に対して次の資金を融資する。

(ア) 被災農林漁業者に対し、損失を受けた農林漁業の再生産に必要な資金

(イ) 被災農林漁業組合に対し、被害を受けたために必要となった事業運営資金

##### イ 日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、被害農林漁業者等に対し、次の資金の融資をする。

(ア) 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金

(イ) 被害農林漁業者の経営再建等に必要な資金

(ウ) 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金

(エ) 被害農林漁業者の農林業施設復旧に必要な資金

(オ) 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

##### ウ 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被害農業者に対し、農業経営に必要な資金を融資する。

##### エ 農業災害補償

「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償する。

被害の補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払いにより農業経営の安定化を図る。

## 2 被災中小企業者に対する支援

### (1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため、迅速かつ適切な措置を講じる。

### (2) 実施計画

#### 【村が実施する対策】

- ア 中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- イ 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- ウ 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- エ 県及び商工会と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

